

北九州市人権行政指針関係事業の概要

(令和7年度版)

令和8年1月

北 九 州 市

はじめに

北九州市では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を踏まえた本市の人権教育・人権啓発の総合的な推進を図るための指針として、また、平成14年2月に策定した「北九州市人権・同和行政の基本方針」の中で、本市が目指すこととした「人権を尊重したまちづくり」を実現するための理念や基本的な考え方、施策の方向性を定めた指針として、平成17年11月に「北九州市人権行政指針」を策定しました。さらに、国内外の状況や本市の取組みの変化を踏まえ、平成29年10月に第1次改訂、令和2年10月に第2次改訂を行いました。

その中で、北九州市に暮らし、学び、働き、集うすべての人の人権が尊重され、人権が侵害されることのない社会、誰もが生きる喜びを実感し、平和で心豊かに暮らすことのできる社会を実現するため、市民一人ひとりが人権尊重の精神を正しく身に付け、人権を尊重することが市民の日常生活の中で当たり前の行動として自然に現すことのできる「人権文化のまちづくり」を推進することとしています。

本書は、「人権文化のまちづくり」を進めるための施策の方向性に沿った北九州市の事業についての令和6年度までの実施状況及び今後の見通しを取りまとめたものです。

令和8年1月

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)掲載事業一覧表

	推進のための取組み	施策の方向性	事業名	所管局	頁
第3章 人権施策の推進	2-(1) 行政総体で取り組む「人権文化のまちづくり」 2-(2) 市民参加・市民参画の促進 2-(3) 「人権の約束事運動」の推進 2-(4) 人権感覚に優れた職員の育成	① 全庁的に取り組むための「北九州市人権施策推進本部」の運営 ② 市が策定するすべての計画における、本指針の「理念」や「基本的な視点」の尊重 ③ 市民、地域、企業等と北九州市とが連携、協働した取組みの推進	北九州市人権施策推進本部の運営	保健福祉局	1
			北九州市しあわせ長寿プラン	保健福祉局	
			「北九州市地域福祉計画」の推進	保健福祉局	
			北九州市障害者支援計画	保健福祉局	
			元気発進！子どもプラン（第3次計画）（北九州市次世代育成行動計画・北九州市子ども・子育て支援事業計画）【令和2～6年度】の推進	子ども家庭局	2
			北九州市男女共同参画基本計画	政策局	
			北九州市自治基本条例の推進	総務市民局	
			北九州市地域防災計画	危機管理室	
		① 事業計画段階からの市民参加、市民参画機会の確保 ② 「人権文化のまちづくり」に関する効果的な市政情報等の提供 ③ 市民活動団体と連携、協働する「人権文化のまちづくり」の推進 ④ 地域における人権を尊重したまちづくり活動への支援	北九州市人権問題啓発推進協議会への支援	保健福祉局	3
			市民意見提出手続（パブリックコメント制度）	総務市民局	
			バリアフリーのまちづくり	都市整備局	
			地域に役立つ公園づくり事業	都市整備局	
			インターネットを活用した情報発信	保健福祉局	4
			人権の約束事運動「ほっとハート北九州」の推進	保健福祉局	
			ESD推進事業	環境局	
			自助グループ（セルフヘルプ・グループ）の支援	保健福祉局	
			人権の約束事運動推進活動支援事業	保健福祉局	5
			ボランティア活動推進事業	保健福祉局	
			人権文化のまちづくり活動等事業補助	保健福祉局	6
			地域総括補助金	総務市民局	
			NPO・市民活動促進事業	総務市民局	7
		① 「人権の約束事運動『ほっとハート北九州』推進協議会」と協働した「人権の約束事運動」の推進 ② 「人権の約束事運動」への参加促進および内容の充実	人権の約束事運動『ほっとハート北九州』の推進（再掲）	保健福祉局	
			人権の約束事運動『ほっとハート北九州』の推進（再掲）	保健福祉局	
		① 参加型や体験型研修など効果的な研修の推進 ② 効果的な職場研修の推進	社会福祉施設従事者研修（保育所職員）事業等	子ども家庭局	8
			職場研修（人権研修）	総務市民局	
			階層別研修	総務市民局	
			文書事務研修・階層別研修等による行政文書等へのユニバーサルデザインフォント（UDフォント）体の使用の推進	総務市民局	
			同和対策課・地域交流センター職員の資質向上	保健福祉局	
			児童・生徒の自殺予防のための教員等向け研修	保健福祉局	8
			ゲートキーパー養成研修の実施	保健福祉局	
			市民センター館長研修会	総務市民局	
			管理監督者人権研修	総務市民局	

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)掲載事業一覧表

	推進のための取組み	施策の方向性	事業名	所管局	頁
第3章 人権施策の推進	2-(5) 行政施策の評価と検証	① 人権尊重の観点に立った行政施策の評価・検証	北九州市人権行政指針関係事業の概要	保健福祉局	9
			第9期北九州市人権施策審議会	保健福祉局	
	2-(6) 人権のネットワークの充実	① 国、県等の行政機関、人権擁護委員、民生委員・児童委員、地域、企業、市民活動団体等と連携・協働する事業の促進	ふれあいフェスタの開催	保健福祉局	10
			人権啓発活動ネットワーク協議会への参加	保健福祉局	
			スポーツ連携事業	保健福祉局	
			いのちをつなぐネットワーク事業	保健福祉局	
			地域包括支援センター運営事業	保健福祉局	
			北九州市障害者差別解消支援地域協議会の開催	保健福祉局	
			北九州市自殺対策連絡会議及び自殺対策庁内連絡会議の開催	保健福祉局	
	2-(7) 人権に関する相談・支援機能の充実	② 地域の団体・機関等との連携、協働による人権を尊重したまちづくり事業の充実	児童虐待防止啓発推進事業	子ども家庭局	11
			子どもの権利擁護環境整備事業	子ども家庭局	
			ふれあいフェスタの開催(再掲)	保健福祉局	
			法務局・法テラスとの情報交換等による連携強化	保健福祉局	
			地域交流センターと市民センターとが連携・協働した人権啓発事業	保健福祉局	12
	2-(8) 人権行政の充実	③ ネットワークを活用した人権に関する情報の効果的な提供	自助グループ(セルフヘルプ・グループ)の支援(再掲)	保健福祉局	
			人権啓発活動ネットワーク協議会への参加(再掲)	保健福祉局	
			児童虐待防止医療ネットワーク	子ども家庭局	
			人権相談	保健福祉局	13
			法務局・法テラスとの情報交換等による連携強化(再掲)	保健福祉局	
		① 関係機関との連携による相談機能の充実	北九州市パートナーシップ宣誓制度	保健福祉局	
			北九州市保健福祉オンブズパーソン事業	保健福祉局	
			障害者差別解消相談コーナーの設置・運営	保健福祉局	
			ホームレス対策推進事業	保健福祉局	
			法律人権相談	総務市民局	14
		② 相談窓口職員の資質向上	北九州市配偶者暴力相談支援センター事業	子ども家庭局	
			子ども・家庭相談コーナー運営事業	子ども家庭局	
			同和対策課・地域交流センター職員の資質向上(再掲)	保健福祉局	
			法務局・法テラスとの情報交換等による連携強化(再掲)	保健福祉局	
			高齢者の虐待防止事業	保健福祉局	15
	2-(9) 人権行政の充実	③ 相談窓口のネットワークを活用した人権侵害の実情や傾向の把握による施策の充実	障害者差別解消相談コーナーの設置・運営(再掲)	保健福祉局	
			24時間子ども相談ホットライン事業	子ども家庭局	
			北九州市立男女共同参画センター(ムーブ)における相談事業	政策局	
			外国人市民への相談体制の充実	政策局	
					16

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)掲載事業一覧表

	推進のための取組み	施策の方向性	事業名	所管局	頁
第3章 人権施策の推進	2-(8) 人権に配慮した取組みを進めるための企業への支援	① 北九州市人権問題啓発推進協議会や企業内同和問題研修推進委員会等との連携による人権に配慮した取組みへの支援	北九州市人権問題啓発推進協議会への支援(再掲)	保健福祉局	17
		② 人権啓発資料や講師情報の提供など職場研修等への支援			
		③ 企業等が効果的に人権啓発活動に取り組むための支援	人権推進センター人権文化推進課の図書・ビデオライブラリーの整備・充実 北九州市人権問題啓発推進協議会への支援(再掲)	保健福祉局 保健福祉局	
	2-(9) 地域の拠点機能の充実	① 地域の団体・機関等との連携、協働による人権を尊重したまちづくり事業の充実(再掲)	ふれあいフェスタの開催(再掲)	保健福祉局	18
			法務局・法テラスとの情報交換等による連携強化(再掲)	保健福祉局	
			地域包括支援センター運営事業(再掲)	保健福祉局	
			地域交流センターと市民センターとが連携・協働した人権啓発事業(再掲)	保健福祉局	
			自助グループ(セルフヘルプ・グループ)の支援(再掲)	保健福祉局	
		② 研修の充実による職員の資質向上	市民センター館長研修会(再掲)	総務市民局	19
			人権の約束事運動推進活動支援事業(再掲)	保健福祉局	
			ボランティア活動推進事業(再掲)	保健福祉局	
			人権文化のまちづくり活動等事業補助(再掲)	保健福祉局	
			地域総括補助金(再掲)	総務市民局	
		④ 地域における、地域交流センターと市民センターの連携強化	NPO・市民活動促進事業(再掲)	総務市民局	20
			地域交流センターと市民センターとが連携・協働した人権啓発事業(再掲)	保健福祉局	
第4章 人権教育・人権啓発の推進	2-(1)-①-ア 人権尊重を基本とした学校運営の推進	① 安全で楽しく学べる環境づくり	スクールヘルパーの配置	教育委員会	21
			学校支援のための講師等配置事業	教育委員会	
		③ 教育相談など支援を必要とする子どもや家庭への対応の充実	児童・生徒の自殺予防のための教員等向け研修(再掲)	保健福祉局	
			いじめ防止に向けた取組	教育委員会	
			学校への支援体制	教育委員会	
			スクールソーシャルワーカー活用事業	教育委員会	
			スクールカウンセラー活用事業	教育委員会	
		④ 学校の人権教育の目標・計画を明確にし、学校全体で人権教育に取り組むための体制の整備	特別支援教育相談支援事業	教育委員会	22
			人権教育推進事業(目的設定・指導計画)	教育委員会	
	2-(1)-①-イ 指導方法・教材の改善と充実	① 確かな人権感覚を身に付けさせるための指導方法の工夫と教材の改善・充実	心の教育推進事業	教育委員会	23
			人権教育推進事業(副読本/資料集等を活用した人権教育の実践)	教育委員会	
			副読本・教材の効果的な活用	教育委員会	
			人権教育研究等推進事業	教育委員会	
			ジェンダー平等に関する副読本の活用事業	政策局	
	2-(1)-①-ウ 人権感覚に優れた教職員の育成	① 職務に応じた教職員研修の充実	児童・生徒の自殺予防のための教員等向け研修(再掲)	保健福祉局	24
			教職員人権教育研修	教育委員会	

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)掲載事業一覧表

	推進のための取組み	施策の方向性	事業名	所管局	頁
第4章 人権教育・人権啓発の推進	2-(1)-①-ウ 人権感覚に優れた教職員の育成	② 実践力を高めるための効果的な研修や研修機会の拡充	人権教育推進事業(学校の人権教育研究推進、教職員研修派遣)	教育委員会	24
			学校におけるハラスメント防止対策事業	教育委員会	
	2-(1)-①-エ 地域・家庭との連携	① 地域・家庭・学校の連携による人権教育の推進	学校開放週間	教育委員会	25
			スクールヘルパーの配置(再掲)	教育委員会	
			家庭・地域・学校パートナーシップ事業	総務市民局 教育委員会	
			中学校区人権教育研究推進協議会	教育委員会	
	2-(1)-②-ア 学習サイクルの確立と実践活動の場の創出	② 「北九州市子どもを育てる10か条」「人権の約束事運動」などの市民運動への参加	「北九州市子どもを育てる10か条」普及促進事業	教育委員会	26
			「人権の約束事運動」の推進	教育委員会	
		③ 学校間・校種間連携による継続的な人権教育の推進	特別支援教育推進事業	教育委員会	
	2-(1)-②-イ 地域交流活動の促進	① 学習成果が実践活動に生かされる学習体系の整備	地域研修	教育委員会	27
			北九州市民カレッジ	総務市民局	
		② 多様な手法を用いた学習プログラムの提供	企業研修	教育委員会	28
			ESD推進事業(再掲)	環境局	
			夜間学級運営補助事業	教育委員会	
			市民・学校・企業との連携による教材・教具・作品づくり事業	教育委員会	
		③ 市民活動団体との連携・協働による多様な学習機会や実践活動の場の提供	生涯学習推進コーディネーター配置事業	総務市民局	
			ふれあいフェスタの開催(再掲)	保健福祉局	29
			自助グループ(セルフヘルプ・グループ)の支援(再掲)	保健福祉局	
	2-(1)-②-ウ 指導者の育成	① 市民の主体的な活動の支援	やさしい精神保健福祉講座の開催	保健福祉局	30
			心の教育推進事業(再掲)	教育委員会	
			青少年ボランティアステーション推進事業	子ども家庭局	
	2-(2)-① 啓発活動の充実・推進	① 参加型・体験型手法の導入など人権に関する市民の理解を促進する啓発の推進	家庭・地域・学校パートナーシップ事業(再掲)	総務市民局 教育委員会	31
			ESD推進事業(再掲)	環境局	
			ゲートキーパー養成研修の実施(再掲)	保健福祉局	
			啓発指導者養成	教育委員会	
			成人教育(PTA指導者研修会)	教育委員会	
			市民センター館長研修会(再掲)	総務市民局	
			地域における女性リーダー育成セミナー	総務市民局	
			人権啓発推進者の養成	保健福祉局	32
		① 参加型・体験型手法の導入など人権に関する市民の理解を促進する啓発の推進	ふれあいフェスタの開催(再掲)	保健福祉局	
			人権週間に伴う啓発行事	保健福祉局	
			スポーツ連携事業(再掲)	保健福祉局	
			同和問題啓発強調月間行事の実施	保健福祉局	
			人権問題に対応した啓発活動の実施	保健福祉局	

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)掲載事業一覧表

	推進のための取組み	施策の方向性	事業名	所管局	頁
第4章 人権教育・人権啓発の推進	2-(2)-① 啓発活動の充実・推進	① 参加型・体験型手法の導入など人権に関する市民の理解を促進する啓発の推進	人にやさしいまちづくりの推進	保健福祉局	34
			こころのパリアフリー啓発事業(障害のある人の人権啓発事業)	保健福祉局	
			障害者差別解消・共生社会推進事業(障害及び障害者理解の推進)	保健福祉局	
			障害者週間啓発事業	保健福祉局	
			自助グループ(セルフヘルプ・グループ)の支援(再掲)	保健福祉局	
			やさしい精神保健福祉講座の開催(再掲)	保健福祉局	
		② 市民ニーズや事業効果の把握	人権推進センター人権文化推進課の図書・ビデオライブラリーの整備・充実(再掲)	保健福祉局	35
			人権啓発モニター	保健福祉局	
		③ 人権情報の効果的な提供	インターネットを活用した情報発信(再掲)	保健福祉局	36
			市政だより 人権特集記事の制作	保健福祉局	
			視聴覚教材、CMの制作・放送	保健福祉局	
			市政だより、SNS等での啓発	市長公室	
		④ 市民が積極的に人権啓発活動に取り組むための支援	人権推進センター人権文化推進課の図書・ビデオライブラリーの整備・充実(再掲)	保健福祉局	
	2-(2)-② 人材育成の充実	① 人権啓発推進者の組織化(ネットワーク化)等による人権啓発活動の充実	人権啓発推進者の養成(再掲)	保健福祉局	37
		② 広範な市民や市民活動団体への呼びかけなど人権啓発推進者の裾野の拡大	人権啓発推進者の養成(再掲)	保健福祉局	
			やさしい精神保健福祉講座の開催(再掲)	保健福祉局	
			ゲートキーパー養成研修の実施(再掲)	保健福祉局	
			自殺対策出前講座の実施	保健福祉局	
		③ 地域交流センター等職員の人権啓発推進者としての研修の充実	人権啓発推進者の養成(再掲)	保健福祉局	
			同和対策課・地域交流センター職員の資質向上(再掲)	保健福祉局	
		④ 地域の人権啓発の核となる人権啓発コーディネーターの育成	人権啓発推進者の養成(再掲)	保健福祉局	
	2-(2)-③ 地域における啓発活動の推進	① 地域交流センターや市民センターにおける学ぶ機会の拡充	地域交流センター人権啓発事業及び地域交流事業	保健福祉局	39
		② 人権啓発推進者や人権啓発コーディネーターによる家庭、学校、地域、職域等での学ぶ機会の拡充	人権啓発推進者の養成(再掲)	保健福祉局	
		③ 市民ニーズや地域の実情に応じた啓発活動への支援	人権啓発モニター(再掲)	保健福祉局	
		④ 地域での人権学習への支援	人権推進センター人権文化推進課の図書・ビデオライブラリーの整備・充実(再掲)	保健福祉局	
			ゲートキーパー養成研修の実施(再掲)	保健福祉局	
			自殺対策出前講座の実施(再掲)	保健福祉局	
	2-(2)-④ 企業の啓発活動への支援	① 企業研修を充実させるための人権啓発推進者の養成支援	人権啓発推進者の養成(再掲)	保健福祉局	41
		② 講師情報や啓発資料・教材等の提供など人権研修への支援	人権推進センター人権文化推進課の図書・ビデオライブラリーの整備・充実(再掲)	保健福祉局	
		③ 企業等が効果的に人権啓発活動に取り組むための支援(再掲)	北九州市人権問題啓発推進協議会への支援(再掲)	保健福祉局	
	2-(2)-⑤ 人権啓発ネットワークの充実	① 市民活動団体等との連携による人権啓発活動の充実	ふれあいフェスタの開催(再掲)	保健福祉局	42
			自助グループ(セルフヘルプ・グループ)の支援(再掲)	保健福祉局	

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)掲載事業一覧表

	推進のための取組み	施策の方向性		事業名	所管局	頁
第4章 人権教育・人権啓発の推進	2-(2)-⑤ 人権啓発ネットワークの充実	②	人権情報の交換や交流等市民活動の交流を促進する機会と場の提供	人権推進センター人権文化推進課の図書・ビデオライブラリーの整備・充実(再掲)	保健福祉局	42
				ふれあいフェスタの開催(再掲)	保健福祉局	
				スポーツ連携事業(再掲)	保健福祉局	
	2-(2)-⑥ 調査・研究機能の充実	①	大学・研究機関等との連携による人権情報の収集や啓発手法等の調査・研究	「人権問題に関する市民意識調査」の実施	保健福祉局	43
				(公財)人権教育啓発推進センターからの人権情報の収集	保健福祉局	
	2-(2)-⑦ 北九州市人権問題啓発推進協議会の活動の充実	①	市民ニーズや事業効果の把握(再掲)	人権啓発モニター(再掲)	保健福祉局	44
			北九州市人権問題啓発推進協議会の組織や活動の活性化に対する連携・支援	北九州市人権問題啓発推進協議会への支援(再掲)	保健福祉局	

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

第3章 人権施策の推進						
【基本的な視点】		・人権尊重の視点に立った施策の推進		・市民が主役となる施策の推進		
・「いのち」をつなぐ環境づくり						
2-(1) 行政総体で取り組む「人権文化のまちづくり」						
すべての施策が人権にかかわる施策であることを踏まえ、「人権文化のまちづくり」を特定の部局に限った取組みとせず、すべての部局で推進します。						
① 全庁的に取り組むための「北九州市人権施策推進本部」の運営						
事業名	北九州市人権施策推進本部の運営	所管課	保健福祉局人権文化推進課			
事業・取組の内容	すべての部局が相互に緊密な連携・協力を図りながら「人権文化のまちづくり」の実現に向けて総合的かつ効果的に施策を推進するため、市長を本部長とした全庁的組織である「人権施策推進本部」を設置するほか、円滑な運営のため幹事会を開き、北九州市人権行政指針を踏まえた施策の進捗状況等について協議する。					
令和6年度 実施状況	本部幹事を通じ「人権行政指針関係事業の概要」の策定および、パートナーシップ宣誓制度自治体間ネットワークへの加入などの人権施策に関する情報を全庁的に周知し、人権施策の推進を図った。					
現状の課題・今後の見通し	・今後も推進本部の組織を活用し、人権施策の推進を行政総体で取り組む。 ・年に1回以上の人権関係情報を本部幹事を通じて提供する。					
② 市が策定するすべての計画における、本指針の「理念」や「基本的な視点」の尊重						
事業名	北九州市しあわせ長寿プラン	所管課	保健福祉局長寿社会対策課			
事業・取組の内容	保健・医療・福祉などの高齢者施策を総合的に推進する計画					
令和6年度 実施状況	しあわせ長寿プランの関係各課の進捗を把握するとともに、「北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議」を計9回開催し、構成員相互の意見・情報の交換を通して幅広い意見を聞きながら、保健・医療・福祉などの高齢者施策を総合的に推進した。 令和6年3月に作成した本プランについて、広く市民、関係機関・団体に理解、取組の推進、協力をいただけるよう、出前講演を324回（延べ参加者数7,266人）実施した。					
現状の課題・今後の見通し	高齢者を取り巻く現状や課題を踏まえつつ、高齢者施策を総合的に推進する。					
事業名	「北九州市地域福祉計画」の推進	所管課	保健福祉局地域福祉推進課			
事業・取組の内容	本市の地域福祉計画である「北九州市の地域福祉」の推進を図るため、市民や関係団体、事業者等に広く計画内容の普及・啓発を行う。					
令和6年度 実施状況	出前講演において、地域福祉計画の普及・啓発を行うとともに、令和7年3月に開催した北九州市社会福祉審議会 地域支援専門分科会では、計画の進捗状況や課題などを議論した。					
現状の課題・今後の見通し	本計画の重要性を市民や関係団体、事業者等に広く理解してもらう必要があるため、様々な機会を利用して、計画の普及・啓発に取り組む。また、現行の地域福祉計画で掲げた目標の実現に向け、取組みを進めていくとともに、次期計画の策定にあたり、地域共生社会の実現に向けた検討を行っていく。					
事業名	北九州市障害者支援計画	所管課	保健福祉局障害福祉企画課			
事業・取組の内容	「障害の有無にかかわらず、すべての市民が、互いの人格や個性を尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことのできる共生のまちづくり」を基本理念として、障害があっても一人の市民として、自分らしく生活できる地域社会の実現を目指し、令和6年3月に北九州市障害者支援計画を策定した。 この計画は、本市の障害者施策の方向を定める「障害者計画（令和6年度～令和11年度）」と障害福祉サービスの見込み量や提供体制の確保等を定める「第7期障害福祉計画（令和6年度～令和8年度）」、障害児支援の提供体制の整備等を規定した「第3期障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）」を包括したものとなっている。					
令和6年度 実施状況	障害福祉・保健・医療関係者や学識経験者、障害のある人やその家族等から構成され、障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議する「北九州市障害者施策推進協議会」を2回開催した。					
現状の課題・今後の見通し	障害のある人を取り巻く環境や国の動向、他都市の状況などを踏まえ、障害のある人や障害者団体等とも十分な意見交換を進めながら、「北九州市障害者支援計画（令和6年度～令和11年度）」を着実に実施する。					
事業名	元気発進！子どもプラン(第3次計画)(北九州市次世代育成行動計画・北九州市子ども・子育て支援事業計画)【令和2～6年度】の推進	所管課	子ども家庭局総務企画課			
事業・取組の内容	子どもの健全育成や子育て支援をより効果的なものにするため、これまでの取り組みや評価をはじめ、子どもや子育ての現状・課題、社会経済や国の動向等を踏まえ、取り組みを総合的、体系的に整理した「元気発進！子どもプラン（第3次計画）（北九州市次世代育成行動計画・北九州市子ども・子育て支援事業計画）【令和2～6年度】」を令和2年度よりスタートした。 この計画に基づき、基本理念『子どもたちの未来を育み、みんなの笑顔があふれるまち北九州～「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指して～』の実現に向け、子育て支援策を推進する。					
令和6年度 実施状況	・「北九州市子ども子育て会議（6月～2月・全4回）」 ・「北九州市こどもプラン」の策定					
現状の課題・今後の見通し	令和7年度からは、新たに策定した「北九州市こどもプラン（令和7年度～令和11年度）」に基づき、基本理念である「こどもまんなかcity」の実現に向け、こども・子育て施策を推進する。					

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

事業名	北九州市男女共同参画基本計画	所管課	政策局WomanWill推進室
事業・取組の内容	男女がともに人権を尊重される男女共同参画社会の実現を目指し、そのための施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とする。		
令和6年度実施状況	・令和6年8月「北九州市男女共同参画基本計画（第5次）」を策定した。 ・令和6年10月「男女共同参画審議会」を開催し、第4次男女共同参画基本計画の実施報告を行った。	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	今後とも、男女の人権が尊重され、性別にかかわりなく社会のあらゆる分野に共に参画し、共に喜びと責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会、「ジェンダー平等社会」の実現を目指し、「第5次北九州市男女共同参画基本計画」に基づき、計画にそったさまざまな事業に着実に取り組んでいく。	人権課題	女性
事業名	北九州市自治基本条例の推進	所管課	総務市民局総務課
事業・取組の内容	本市のまちづくりの基本ルールである北九州市自治基本条例の意義や理念などを、多くの市民に知つてもらうため周知を行う。また、市政運営を担う市職員が条例に対する理解を深め、「情報共有」や「市民参画」等の取り組みを推進するため、職員に対する研修などを行う。		
令和6年度実施状況	・中学3年生向け副読本の電子データ配布（授業でのタブレット用データ） ・出前講演の実施 ・新採研修、新任市民センター館長研修等での研修の実施 ・北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会の開催（5年おき）	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	今後も、本条例に対する市民や市職員等の理解を深めるため、出前講演・各種研修の実施などの取り組みを推進する。	人権課題	人権全般
事業名	北九州市地域防災計画	所管課	危機管理室危機管理課
事業・取組の内容	市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法第42条の規定に基づき、北九州市防災会議が本市の地域にかかる災害の対策について、災害の予防、災害応急対策及び災害復旧・復興についての事項を定め、防災活動を総合的、かつ効果的に実施することにより、防災の万全を期すとともに、社会秩序の維持及び公共福祉の確保に資することを目的としている。		
令和6年度実施状況	昭和40年の計画策定以降、定期的に修正を行っており、東日本大震災を契機に平成24年に行った「北九州市地域防災計画見直し検討会」での結果を受け、 (1)想定を超える災害に対する「減災」対策の推進 (2)多様な主体が協働を図りながら防災対策に取組む地域社会の構築 (3)住民一人ひとりの状況に配慮した防災対策の推進の3つを、新たに「基本的な考え方」として掲げ、ハード対策、ソフト対策の両面から防災力の強化に取組むと共に近年の災害や、国の防災基本計画及び福岡県地域防災計画の修正に合わせて必要に応じて修正を行っている。 令和7年2月の修正では、高齢者、障害のある人への福祉的な支援の充実、避難所の良好な生活環境の確保及び被災者の生活再建に向けた災害ケースマネジメントの実施等について記載した。	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	次回の「北九州市避難所運営マニュアル」改定時に、性的マイノリティに考慮した内容を盛り込み、多様な視点に配慮した避難所運営に努める。 また、国の防災基本計画及び福岡県地域防災計画の修正に合わせ、行政、民間、市民から構成される北九州市防災会議において本計画の見直しを行っていく。	人権課題	人権全般

③ 市民、地域、企業等と北九州市とが連携、協働した取組みの推進

事業名	北九州市人権問題啓発推進協議会への支援	所管課	保健福祉局人権文化推進課
事業・取組の内容	北九州市人権問題啓発推進協議会は、人権問題の解決、人権尊重意識の高揚を図るための啓発活動等を行うことを目的に、市の企業、市民団体、行政機関などが会員として参加する組織で、北九州市、北九州市教育委員会等と連携し、研修会、講演会の開催や、人権啓発研究集会等への会員の研修派遣、人権啓発資料の作成及び配布や啓発DVD等の整備、貸出などの事業を行う。 事務局を人権推進センター内に置いて連携を図るとともに、協議会の機能・役割の充実を目的として、事業に要する経費の一部を助成する。		
令和6年度実施状況	協議会が行った全会員研修会（2回）、啓発資料の作成・配布、会員の研修会派遣などの研修、啓発事業への助成を行つたほか、連携、協働して取組みを推進した。	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	協議会は、順調に事業を実施しており、人権啓発や企業・地域での人権啓発推進者の養成等に寄与しているが、新規会員の確保が課題である。今後とも協議会の機能が充実するよう、新規会員の開拓への支援や、事業への協力、連携、人権情報の共有などに努める。	人権課題	人権全般

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

第3章 人権施策の推進

【基本的な視点】・人権尊重の視点に立った施策の推進　・市民が主役となる施策の推進　・「いのち」をつなぐ環境づくり

2-(2) 市民参加・市民参画の促進

市民が市政に参加・参画できる機会の確保に努めるとともに、市政に対する関心や信頼を高めるための取組みを推進します。

① 事業計画段階からの市民参加、市民参画機会の確保

事業名	市民意見提出手続(パブリックコメント制度)	所管課	総務市民局広聴課
事業・取組の内容	市民の意見を政策決定過程に反映させるとともに、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることにより、市政について説明責任を果たし、公正で民主的な市政を推進することを目的としている。 市が基本的な計画等を立案する過程において、あらかじめその案を公表し、これに対して市民等から提出された意見を考慮して基本的な計画等の決定を行うとともに、提出された意見の概要とこれに対する市の考え方等を公表している。（実施期間：平成16年度～）		
令和6年度実施状況	令和6年度「北九州市立小・中学校の学校規模適正化の進め方」他14件、令和5年度 20件、令和4年度 16件	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	当該事業は、市の政策決定過程において市民意見を反映できる機会をつくる有効な手法の一つであるので、今後も更なる制度の活用促進と市民に対しての周知を進めていく。（事業の継続）	人権課題	人権全般
事業名	バリアフリーのまちづくり		
事業・取組の内容	急速な少子高齢化が進展する中で、高齢者や障害者など誰もが安全に快適に活動できるバリアフリーのまちづくりを進めるもの。 バリアフリーのまちづくりでは、利用者の視点に立った施設整備が求められており、計画段階より広く市民の意見が反映できる仕組みを構築することが重要となっている。		
令和6年度実施状況	より多くの市民の声を反映しながら、歩道の拡幅や段差解消、さらには視覚障害者用誘導ブロックなど、バリアフリー化整備を重点的に進めている。 【具体的な取り組み】 ・JR小倉駅や黒崎駅等、主要駅周辺の主要経路や特定道路のバリアフリー化 ・総合病院や福祉施設等の周辺道路のバリアフリー化	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	バリアフリーのハード整備とあわせて、今後はバリアフリーの取り組みの周知など、ソフト的な施策の充実を図ることが重要。 ・市内の主要駅と公共施設や総合病院などを結ぶ主要な道路を主要経路または特定道路と定めて、歩道の新設や拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置などのバリアフリー化を進める。 ※主要経路：平均利用者が三千人以上である鉄道駅の周辺道路 特定道路：平均利用者が五千人以上である鉄道駅の周辺道路 ・多くの歩行者に利用されている箇所において、歩道の新設や拡幅、バリアフリー化に取り組む。	人権課題	人権全般
事業名	地域に役立つ公園づくり事業	所管課	都市整備局みどり公園課
事業・取組の内容	小学校区単位で開催するワークショップで、既存の身近な公園の再整備計画案づくりを行う。 校区内にある複数の老朽化した公園が対象。ワークショップは、まちづくり協議会等の地元組織と協働で開催する。計画段階から地域住民が参加することで、公園への愛着を高め、地域活動など公園利用の活性化につなげる。 計画策定後は、翌年から概ね2～3カ年で工事を行う。		
令和6年度実施状況	ワークショップによる計画策定の実績 平成20年度から令和6年度までに47校区実施 【内訳】R4：2校区、R5：2校区、R6：2校区	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	現状の課題：ワークショップは、1校区あたり全5回程度開催しているが、限られた機会および予算の中で、さまざまな立場や年齢層の住民の意見を集め、どのように再整備計画に反映していくかが今後の課題である。 今後の見通し：令和7年度は2校区でワークショップを実施中（長尾小学校区（小倉南区）、穴生小学校区（八幡西区））	人権課題	人権全般
② 「人権文化のまちづくり」に関する効果的な市政情報等の提供			
事業名	インターネットを活用した情報発信	所管課	保健福祉局人権文化推進課
事業・取組の内容	人権に関する情報を市民に向けて効果的に発信し人権意識の高揚につなげるため、インターネットを活用して各種啓発事業の実施情報や啓発動画、音源を発信する。		
令和6年度実施状況	北九州市人権推進センターYouTubeチャンネル、人権啓発ラジオ番組「明日への伝言板」ホームページ、市ホームページ、X、Instagramなどを活用し、タイムリーに行事の案内や募集情報、啓発情報を発信した。	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	タイムリーかつ正確な情報発信を徹底する。 より多くの市民に情報が伝わるよう、インターネットの活用方法等を検討していく。	人権課題	人権全般

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

③ 市民活動団体と連携、協働する「人権文化のまちづくり」の推進			
事業名	人権の約束事運動「ほっとハート北九州」の推進	所管課	保健福祉局人権文化推進課
事業・取組の内容	「人権文化のまちづくり」を推進するために、人権に関する身近なテーマを約束事として掲げ守り合う市民運動「人権の約束事運動（ほっとハート北九州）」を市民とともに推進する。		
令和6年度実施状況	グッズ・リーフレットの制作・配布、ニュースレターの発行、マスコットキャラクター「モモマルくん」を活用したPR活動（各種広報媒体へのイラストの活用、着ぐるみによる市内イベント等への出演、Instagramの投稿等）を行った。新規登録39団体 退会（削除）67団体 登録団体数 R4：1,737団体 R5：1,739団体 R6：1,711団体	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	市民センターを核とした地域での「人権の約束事運動」の広がりや連携した取組みの拡大が課題。教育機関、企業及び市民センターのクラブなどへの参加登録依頼を継続して行い、市民運動としての更なる広がりを図りたい。	人権課題	人権全般
事業名	ESD推進事業	所管課	環境局環境学習課
事業・取組の内容	E S D（持続可能な開発のための教育）とは、持続可能な社会の実現を目指し、一人ひとりが世界、将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、より良い社会づくりに参画するための教育である。人権問題は、その中の大きなテーマかつ課題の一つである。具体的には、E S D活動を通じて世界の人々との繋がりを意識しながら、男女の格差、貧困問題、障害者との関わり方など、あらゆる人権について考える場となっている。 本市は、S D G s 未来都市として、その基盤となる「持続可能な社会」の構築を図るため、市民、N P O、学校、企業、行政等からなる「北九州E S D協議会」を中心としてE S Dを推進している。当協議会は、国連大学から認定された九州初の「E S D推進拠点（R C E）」で、市民団体や大学をはじめ、環境活動や多文化共生等を行う95団体（令和7年3月現在）が会員となり、各専門分野を活かした活動やパートナーシップによる取組を進めている。		
令和6年度実施状況	○人材育成 ・あらゆる世代の人たちの学びの機会となる「出前講座」を、市民センターで44回（参加者計：1,300人）実施 ・若い世代（大学生や社会人）で構成された委員会の活動として、イベントにおけるコンテンツ作りなどを通じて、若い世代（学生など95人）の人材育成に取り組んだ。 ・「韓国E S Dスタディツアー」の実施や、海外からの視察団の受け入れ等を通して、互いの文化交流を行った。 ○普及啓発 ・北九州E S D協議会の各部会や各委員会などの活動報告会を対面（ワークショップ形式）で実施した。 ・北九州市立大学地域創生学群プロモート実習生によるイベント「E S Dツキイチの集い」は年4回（参加者計：115名）実施	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	引き続き様々なステークホルダーとの協働によるE S D活動の推進を図っていく。	人権課題	人権全般
事業名	自助グループ（セルフヘルプ・グループ）の支援	所管課	保健福祉局 精神保健福祉センター
事業・取組の内容	自助グループ（セルフヘルプ・グループ）とは、同じ悩みや問題を抱える人が集うことにより、互いに悩みをわかち合い、わかりあえるという体験を通して、問題からの回復や悩みに対処する力を得るものである。周囲の人に対し、当事者が抱える依存症や精神障害といった問題への理解を求めるこを目指す活動を行うグループもある。 そこで、市民活動としての自助グループの活動を支援するとともに、市民に対し、自助グループの重要性と問題への理解を求めるための啓発を行う。 (1)セルフヘルプ・フォーラムの開催 市民に対し、自助グループの重要性と問題について啓発するとともに、自助グループに関する情報提供と自助グループとの出会いの場を提供することを目的に、体験発表・講演・モデルミーティング等を行う。 (2)北九州セルフハート会議 北九州市を中心に活動する自助グループのネットワーク会議として開催。セルフヘルプ・フォーラムの実行委員会としての役割も果たす。また、毎年、各グループの情報をまとめた情報誌を作成し、市民へ配布している。		
令和6年度実施状況	（1）セルフヘルプ・フォーラム…令和6年11月3日（日・祝）開催 105名参加 (2) 北九州セルフハート会議（毎月第4月曜日）…計11回開催	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	セルフハート会議は、参加者や参加グループが固定化されつつあるのに加え、参加人数も減少傾向にある。新たなグループの参加が増えるよう、広報や会議の開催方法等についても検討する必要がある。	人権課題	人権全般
④ 地域における人権を尊重したまちづくり活動への支援			
事業名	人権の約束事運動推進活動支援事業	所管課	保健福祉局人権文化推進課
事業・取組の内容	「人権の約束事運動（ほっとハート北九州）」の拡大を目的に、参加登録団体が、同運動を推進するための活動を支援（補助金交付）する。		
令和6年度実施状況	障害者差別解消法をテーマとした講演会や人権コンサートなど8団体の活動に助成した。多くの市民に対し、運動の推進が図られた。補助金交付団体数 R4：8団体 R5：10団体 R6：8団体	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	今後も参加登録団体に対して事業の周知を行い、当該補助金の活用を通して、運動の周知と登録団体の拡大を目指す。	人権課題	人権全般
事業名	ボランティア活動推進事業	所管課	保健福祉局地域福祉推進課
事業・取組の内容	ボランティア活動に対する地域住民の理解を高め、より多くの人が身近なところでボランティア活動に参加できるよう、各区にボランティア・市民活動センターを開設し、市内のボランティア活動の活性化や、ニーズに対応したコーディネート、さらにボランティアに関する研修、啓発、活動支援へ取り組む。		
令和6年度実施状況	各区ボランティア・市民活動センターにコーディネーターを配置し、主に福祉分野を対象にしたボランティアのコーディネートのほか、各区の特徴・実態に合ったボランティア・N P O各団体等の活動支援を行った。 令和6年度実績：ボランティア登録団体 612団体 ボランティア登録人数 18,189人 ボランティア活動に関する相談件数 37,890件	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	研修の受講者がボランティア活動に至るまでの流れが思うようにつながっていないため、研修受講後から実際の活動につなげるまでの一貫した支援を実施していく。	人権課題	人権全般

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

事業名	人権文化のまちづくり活動等事業補助	所管課	保健福祉局同和対策課
事業・取組の内容	人権問題解決のために自主的な活動を行っている団体等が、人権文化のまちづくりに資する事業を実施する場合に補助金を交付する。		
令和6年度 実施状況	実施団体：3団体、学習会・研修会：計319回・延べ 6,506名参加、指導者の育成（研究大会等への派遣）：16会場・延べ426名参加、相談事業：計793回実施	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	継続的な取組みが必要。	人権課題	同和問題
事業名	地域総括補助金	所管課	総務市民局地域振興課
事業・取組の内容	地域が一体となった、住民主体の地域づくり・まちづくりを促進するため、市各部局が事業ごとに地域団体に交付していた補助金を可能な限り一本化し、まちづくり協議会に交付する。		
令和6年度 実施状況	・令和4年度 136団体 ・令和5年度 137団体 ・令和6年度 137団体	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	まちづくり協議会未設置校区に対して、まちづくり協議会の意義や地域総括補助金制度をより深く理解してもらえるよう、引き続き事業の趣旨等の説明を行う。全校区にまちづくり協議会の設置を目指す。	人権課題	人権全般
事業名	NPO・市民活動促進事業	所管課	総務市民局市民活動推進課
事業・取組の内容	市民活動促進のため、市民活動サポートセンターを拠点として、NPO・市民活動や協働等に関する相談・助言、情報提供、研修・啓発事業などの側面的支援を行う。		
令和6年度 実施状況	・市民活動サポートセンターの運営（NPO・市民活動の相談・助言） ・活動情報の提供（広報誌年4回、メールマガジン月1回発行） ・専門講座（令和6年度：8回）の開催 ・NPO、市民活動に関する職員研修・セミナーの開催 ・NPO税務相談（月1回程度）、NPO法人認証相談（随時）の実施 ・団体間の交流の機会の提供（NPO活動発表会11回開催）	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	NPO法人及び市民活動団体の立ち上げ支援や、立ち上げ初期のNPO法人に対する側面支援・育成等、市民活動サポートセンターを拠点として、市民活動を促進する講座の実施や情報提供の充実を図る。	人権課題	人権全般

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

第3章 人権施策の推進

【基本的な視点】・人権尊重の視点に立った施策の推進　・市民が主役となる施策の推進　・「いのち」をつなぐ環境づくり

2-(3)「人権の約束事運動」の推進

誰もが生きる喜びを実感し、平和で心豊かに暮らすことができる社会を築くため、市民一人ひとりが日常生活の中で人権を尊重し、行動として現せるようなまちを目指し、人権に関する身近なテーマを市民相互の約束事として守り合う「人権の約束事運動」を市民とともに推進します。

① 「人権の約束事運動『ほっとハート北九州』推進協議会」と協働した「人権の約束事運動」の推進

事業名	人権の約束事運動「ほっとハート北九州」の推進(再掲)	所管課	保健福祉局人権文化推進課
事業・取組の内容	「人権文化のまちづくり」を推進するために、人権に関する身近なテーマを約束事として掲げ守り合う市民運動「人権の約束事運動（ほっとハート北九州）」を市民とともに推進する。		
令和6年度実施状況	グッズ・リーフレットの制作・配布、ニュースレターの発行、マスコットキャラクター「モモマルくん」を活用したPR活動（各種広報媒体へのイラストの活用、着ぐるみによる市内イベント等への出演、Instagramの投稿等）を行った。新規登録39団体 退会（削除）67団体 登録団体数 R4：1,737団体 R5：1,739団体 R6：1,711団体	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	市民センターを核とした地域での「人権の約束事運動」の広がりや連携した取組みの拡大が課題。教育機関、企業及び市民センターのクラブなどへの参加登録依頼を継続して行い、市民運動としての更なる広がりを図りたい。	人権課題	人権全般

② 「人権の約束事運動」への参加促進および内容の充実

事業名	人権の約束事運動「ほっとハート北九州」の推進(再掲)	所管課	保健福祉局人権文化推進課
事業・取組の内容	「人権文化のまちづくり」を推進するために、人権に関する身近なテーマを約束事として掲げ守り合う市民運動「人権の約束事運動（ほっとハート北九州）」を市民とともに推進する。		
令和6年度実施状況	グッズ・リーフレットの制作・配布、ニュースレターの発行、マスコットキャラクター「モモマルくん」を活用したPR活動（各種広報媒体へのイラストの活用、着ぐるみによる市内イベント等への出演、Instagramの投稿等）を行った。新規登録39団体 退会（削除）67団体 登録団体数 R4：1,737団体 R5：1,739団体 R6：1,711団体	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	市民センターを核とした地域での「人権の約束事運動」の広がりや連携した取組みの拡大が課題。教育機関、企業及び市民センターのクラブなどへの参加登録依頼を継続して行い、市民運動としての更なる広がりを図りたい。	人権課題	人権全般

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

第3章 人権施策の推進						
【基本的な視点】		・人権尊重の視点に立った施策の推進		・市民が主役となる施策の推進		
・「いのち」をつなぐ環境づくり						
2-(4) 人権感覚に優れた職員の育成						
市職員一人ひとりが人権行政の推進者として、人権尊重の視点に立った業務を遂行するため、一層効果的な研修を推進します。						
① 参加型や体験型研修など効果的な研修の推進						
事業名	社会福祉施設従事者研修(保育所職員)事業等	所管課	子ども家庭局 こども施設企画課			
事業・取組の内容	保育施設の従事者一人一人が人権行政の推進者としての自覚と使命感を持ち、人権尊重の視点に立った業務を遂行するため、人権感覚に優れた職員の育成を目的に人権研修に取り組む。					
令和6年度実施状況	①子ども家庭局こども施設企画課主催：「家庭支援推進保育研修会」の実施 ②社会福祉研修所主催：新任保育士研修、中堅保育士研修の実施 ③家庭支援推進保育事業実施保育所（直営8箇所、民間9箇所）：所内研修（各月1回）の実施 17箇所×12回×平均15人（1保育所あたり）=3,060人			評価 概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	職員自らが、人権感覚を高め、保育の質の向上を図ること。 また、研修で得た知識及び技能を他の職員と共有することにより、保育所全体としての保育実践の質及び専門性の向上につなげていくように啓発をしていく。			人権課題 人権全般		
事業名	職場研修(人権研修)	所管課	総務市民局人事課			
事業・取組の内容	人権問題についての正しい理解と認識を深め、人権行政を主体的に推進する判断力と実行力を養い、人権意識を高めることを目的に、全職員を対象として人権問題に関する職場研修を行う。					
令和6年度実施状況	毎年度、各職場（課単位）において、職場研修を年2回（前期・後期）実施している。 また、職場研修の効果的な実施にあたり、研修教材の貸出し等を行っている。			評価 概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	継続的な取組みが必要			人権課題 人権全般		
事業名	階層別研修	所管課	総務市民局人事課			
事業・取組の内容	人権・同和行政の取組みを学び、人権問題解決に向けた理解を深めるために、各階層別研修において人権研修を実施する。					
令和6年度実施状況	関係局と連携し、各階層に応じて、人権・同和行政の現状と課題などのテーマに沿った人権研修を実施。 研修の手法としては従来からの講義形式での研修以外に、グループワーク形式での参加型研修や視覚障害者への接遇などの福祉体験を行う体験型研修を行うなど内容を充実させることで、職員として必要な人権意識をさらに高めていくものとなっている。 (人数は、令和6年度修了者数) ・新規採用職員（前期）研修 182名 ・新規採用職員（後期）研修 174名 ・採用2年次職員研修 118名 ・採用3年次職員研修 145名 ・採用6年次職員研修 161名			評価 概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	関係局と連携し、受講対象となる階層の検討や受講者アンケートの活用など、必要に応じて効果的な見直しを行い、継続的に取り組んでいく。			人権課題 人権全般		
事業名	文書事務研修・階層別研修等による行政文書等へのユニバーサルデザインフォント(UDフォント)体の使用の推進	所管課	総務市民局法制課			
事業・取組の内容	本市が作成する文書について、障害者・高齢者等を含め誰に対しても読みやすく、わかりやすい文書とするため、UDフォントの使用の推進を研修等を活用して、各所属や職員に周知していく。					
令和6年度実施状況	令和6年度年間 新規採用職員研修・採用3年次研修・全職員対象の「文書事務研修」にて、UDフォントの使用を推奨			評価 概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	UDフォント体の使用を踏まえ、誰に対しても分かりやすく、読みやすい文書の作成への取組の推進していくもの。 各所属や階層別研修での文書事務研修等の機会を通して、UDフォント体の使用を推進する意識付けを強化する。			人権課題 人権全般		
② 効果的な職場研修の推進						
事業名	同和対策課・地域交流センター職員の資質向上	所管課	保健福祉局同和対策課			
事業・取組の内容	人権文化のまちづくりを推進するため、地域交流センターや同和対策課、人権文化推進課の職員を対象に、初年度研修、人権啓発推進者養成講座、人権相談従事者研修、運動団体が主催する研究集会等、各種研修に参加・受講させ、資質を高める。					
令和6年度実施状況	・人権推進センター新任職員研修（平成17年度～）、地域交流センター職員マナー研修（平成23年度～）、人権啓発推進者養成講座・基礎編（平成17年度～）、同・発展編（平成18年度～）、同・コーディネーター編（平成25年度～）、人権相談従事者研修[主催：福岡県]（平成20年度～）、全隣協、県隣協研修会（平成17年度～）、各種研究集会（平成17年度～）等			評価 概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	継続的な取組みが必要。			人権課題 人権全般		

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

事業名	児童・生徒の自殺予防のための教員等向け研修	所管課	保健福祉局 精神保健福祉センター
事業・取組の内容	児童・生徒の自殺を予防するための取り組みとして、平成21年度に教育委員会・福岡県臨床心理士会・精神保健福祉センターの三者が協働して制作した、小中学生向け自殺予防教育リーフレットを学校現場で活用するため、連携を行うもの（精神保健福祉センターでは現在、リーフレットの改訂および印刷・配布を担当）。		
令和6年度実施状況	毎年1回、教育委員会、福岡県臨床心理士会（自殺予防ワーキンググループ）との三者連絡会議を実施し、連携体制の維持に努めている。	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	学校全体への周知・理解を広げるため、教育委員会等とさらなる連携をしていきたい。	人権課題	人権全般
事業名	ゲートキーパー養成研修の実施	所管課	保健福祉局 精神保健福祉センター
事業・取組の内容	地域において、自殺対策を広く効果的な推進を図ることを目的として、自殺防止のために早期対応の中心的役割を果たす人材（ゲートキーパー）を養成するため、次の3種の研修を行う。①職員向け研修、②かかりつけ医うつ病対応力向上研修、③民生委員・ケアマネージャー等対象の研修		
令和6年度実施状況	①職員向け研修 R4:6回、延453名 R5:6回、延528名 R6:8回、延296名 ②かかりつけ医うつ病対応力向上研修 R4:1回、59名 R5:1回、65名 R6:1回、65名 ③民生委員・ケアマネージャー等対象の研修 R4:70回、延2,533名 R5:73回、延3,464名 R6:64回、延3,039名	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	関係部署・窓口及び関係団体との連携を強化することで、効率的・効果的な事業展開を図ることが求められる。	人権課題	人権全般
事業名	市民センター館長研修会	所管課	総務市民局生涯学習課
事業・取組の内容	地域におけるコミュニティ活動や生涯学習活動について、必要な知識を学ぶとともに、館長の果たすべき役割について考える。また、地域づくりの拠点である市民センターの館長として必要な能力の向上を図る。		
令和6年度実施状況	毎年度実施している市民センター館長研修会において、人権に関するカリキュラムを実施した。 R 4 : 1回、R 5 : 1回、R 6 : 1回	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	継続的な取組が必要。	人権課題	人権全般
事業名	管理監督者人権研修	所管課	総務市民局人事課
事業・取組の内容	管理監督者として、人権問題への理解を深めることで、職場における職員の人権意識の向上を図るために、管理監督者を対象とした人権研修を実施する。		
令和6年度実施状況	令和7年1月15日に本研修を実施し、141名が受講した。 令和5年度：令和6年1月11日実施 151名受講 令和4年度：令和5年1月12日実施 128名受講	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	関係局と連携し、受講対象となる階層の検討や受講者アンケートの活用など、必要に応じて効果的な見直しを行い、継続的に取り組んでいく。	人権課題	人権全般

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

第3章 人権施策の推進

【基本的な視点】・人権尊重の視点に立った施策の推進 ・市民が主役となる施策の推進 ・「いのち」をつなぐ環境づくり

2-(5) 行政施策の評価と検証

人権尊重の視点に立った行政施策の評価や検証を行います。
また「北九州市人権施策審議会」において、人権行政を市民の視点で見守るとともに、本市の人権施策の推進にかかる基本的事項を調査審議します。

① 人権尊重の視点に立った行政施策の評価・検証

事業名	北九州市人権行政指針関係事業の概要	所管課	保健福祉局人権文化推進課
事業・取組の内容	北九州市が行う施策が人権の視点に立って実施されているかを評価・検証するため「北九州市人権行政指針」に掲げる「施策の方向性」に沿った事業について、市が自己評価を行い、「北九州市人権施策人権施策審議会」へ報告、意見聴取し、公表する。		
令和6年度実施状況	令和5年度の市の施策162事業について、評価・検証を実施し、第9期北九州市人権施策審議会で報告、意見聴取した。【概ね指針どおり161、一部課題あり1、課題あり0】	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	人権施策審議会委員等からの意見も踏まえ、より効果的な評価システムとなるよう、今後も検討していく。		
事業名	第9期北九州市人権施策審議会	所管課	保健福祉局人権文化推進課
事業・取組の内容	市の施策が人権尊重の視点に立って推進しているかを市民の視点で見守ることを目的に、人権に関する見識が高く本市の状況に精通している学識経験者等からなる「北九州市人権施策審議会」を設置。年に2~3回の会議を開催する。		
令和6年度実施状況	第9期審議会：令和5年8月2日～令和7年8月1日（開催回数：4回、うち6年度は2回） 本市の人権教育・人権啓発の取組み及び北九州市人権行政指針関係事業の概要について報告し、専門的立場や市民の視点から意見を聴取した。	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	限られた時間の中、効果的な審議の場となるよう議題等を適切に選定する必要がある。今後も北九州市人権行政指針の適切な評価が行えるよう運営していく。		

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

第3章 人権施策の推進				
【基本的な視点】・人権尊重の視点に立った施策の推進 ・市民が主役となる施策の推進 ・「いのち」をつなぐ環境づくり				
2-(6) 人権のネットワークの充実				
行政機関、人権擁護委員、民生委員・児童委員、地域、企業、市民活動団体等との連携を充実・強化し、人権を尊重したまちづくり活動を促進します。				
事業名	ふれあいフェスタの開催	所管課	保健福祉局人権文化推進課	
事業・取組の内容	人権に関する講演会やパネル展示、人権・福祉団体との連携によるステージイベントや出展（活動の紹介・展示・販売）などを行い、明るく楽しい雰囲気の中で人権の大切さについて考えるイベントを実施する。			
令和6年度実施状況	日時 11月24日（日）11：00～16：30 場所 ウエルとばた大ホール、交流プラザほか 内容 人権講演会（弁護士菊地幸夫）、ふれあいステージ（NHK体操のお兄さん福尾誠）、人権・福祉団体出展、人権相談など 来場者アンケートでは、回答者の約95パーセントの方が「イベントに参加して、人権問題についての関心や理解が、『大変深まった』もしくは『おおむね深まった』』と回答しており、高い啓発効果が得られたと考える。	評価	概ね指針どおり	
現状の課題・今後の見通し	より啓発効果の高いイベントとするため、また、来場者の増加を図るために、開催内容の見直し、検討を行う。	人権課題	人権全般	
事業名	人権啓発活動ネットワーク協議会への参加	所管課	保健福祉局人権文化推進課	
事業・取組の内容	人権啓発活動を総合的、効果的に実施するほか、人権に関する情報共有を図るために、福岡県人権啓発活動ネットワーク協議会及び北九州地域人権啓発活動ネットワーク協議会に参画し、法務局、人権擁護委員協議会及び周辺自治体と相互に連携する。			
令和6年度実施状況	年2回開催の会議で、協議会構成機関の活動計画や報告など、情報交換を行った。また、法務局や人権擁護委員協議会と連携し、スポーツ連携啓発事業やふれあいフェスタ、人権の花運動などの啓発事業を実施した。	評価	概ね指針どおり	
現状の課題・今後の見通し	今後も、引き続き、連携を充実・強化して効果的な人権啓発活動を行う。	人権課題	人権全般	
事業名	スポーツ連携事業	所管課	保健福祉局人権文化推進課	
事業・取組の内容	スポーツに関わる幅広い年齢層の市民に向けて、人権意識を高めるため、影響力のあるプロスポーツチームと連携した人権啓発を実施する。			
令和6年度実施状況	ギラヴァンツ北九州及びトヨタヴェルブリッツと連携し、計3回のホームゲーム試合にて、大型ビジョンでの啓発動画放映、ブースの設置、啓発冊子やチラシ等の配布を行い、延べ約23,000人の来場者に対して啓発活動を実施した。	評価	概ね指針どおり	
現状の課題・今後の見通し	今後も様々なスポーツチームと連携した効果の高い啓発活動を実施する。	人権課題	人権全般	
事業名	いのちをつなぐネットワーク事業	所管課	保健福祉局地域福祉推進課	
事業・取組の内容	地域におけるネットワークや見守りの仕組みを結びつけ、網の目を細かくしていくことで、支援が必要な市民を1人でも多く救えるよう、「すべてのいのちを大切にする」という強い信念のもと、行政として地域を支援する新しい仕組み「いのちをつなぐネットワーク事業」を推進するもの。 この事業は、行政が地域の中に入り込み、地域福祉の面からの地域づくりを住民と協働することが不可欠である。各区に配置した「いのちをつなぐネットワーク担当係長」が地域に出向き、支援が必要な人の相談を受け、必要なサービスにつないだり、地域で活動する民生委員等の手助けをしている。			
令和6年度実施状況	・いのちをつなぐネットワーク担当係長が、地域の会合へ参加した回数。 1, 305回（令和4年度）⇒1, 413回（令和5年度）⇒1, 229回（令和6年度）	評価	概ね指針どおり	
現状の課題・今後の見通し	令和7年度より、いのちをつなぐネットワークを強化・充実する形で重層的支援体制整備事業を一体的に行っており、複雑化・複合化した生活課題を抱える世帯の支援に取り組んでいるため、関係機関との連携や市役所内部での連携の強化が必要となる。	人権課題	人権全般	
事業名	地域包括支援センター運営事業	所管課	保健福祉局地域福祉推進課	
事業・取組の内容	「地域包括支援センター」は、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活をいつまでも続けていくよう、高齢者のための保健・医療・福祉・介護の総合相談窓口として、平成18年度から24の地域包括支援センターと各区に地域包括支援センターをバックアップする1の統括支援センターを設置している。 また身近な相談体制を強化・拡充するため、職員が市民センター等を巡回する「高齢者いきいき相談」と、土日など地域包括支援センターの受付時間外でも相談できるよう、市内の協定施設で「まちかど介護相談室」を設けている。			
令和6年度実施状況	平成18年度事業開始 【年間相談件数】R4:約226,000件、R5:約220,000件、R6:約220,000件 【年間相談件数のうち、権利擁護に関する相談】R4:9,913件、R5:11,818件、R6:5,271件 【権利擁護に関する相談のうち、虐待に関する相談】R4:6,387件、R5:7,602件、R6:3,054件	評価	概ね指針どおり	
現状の課題・今後の見通し	地域包括支援センターは積極的なPR活動を展開しているものの、介護者の相談窓口であることが十分に知られていない現状がある。介護負担を感じている方や、介護と仕事の両立に不安を抱える方々へ適切な支援を行うためには、地域包括支援センターの認知度向上が不可欠である。そのため、効果的な周知方法を検討した上で広報活動を強化し、支援が必要な方々を早期に適切なサービスへと繋げることが重要である。合わせて、「まちかど介護相談室」の広報も強化していく。	人権課題	高齢者	

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

事業名	北九州市障害者差別解消支援地域協議会の開催	所管課	保健福祉局障害福祉企画課
事業・取組の内容	「障害者差別解消法」及び「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」に基づき、本市における障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、北九州市障害者差別解消支援地域協議会を設置・運営するもの。		
令和6年度実施状況	開催回数 R 4年度：1回、R 5年度：2回、R 6年度：2回 ※全体会開催数	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	協議会の開催を通じ、行政や各関係機関、民間事業者等との間で必要な情報を交換とともに、障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うことができた。 令和7年度においては、日常生活の一場面を想定したフィールドワークを行う予定としており、事業者が行う「合理的配慮の提供」が、より効果的なものとなるよう、意見交換を行う。	人権課題	障害
事業名	北九州市自殺対策連絡会議及び自殺対策庁内連絡会議の開催	所管課	保健福祉局 精神保健福祉センター
事業・取組の内容	本市において自殺対策を総合的に推進するための体制として、平成20年度より、次の2種の会議を開催している。 ①北九州市自殺対策連絡会議 関係機関・団体の連携のもと、本市における総合的な自殺対策に関する事項の連絡調整を図り、協議・検討を行う。 ②自殺対策庁内連絡会議 全市的に自殺対策に取り組むことを目的として、各局の関係部署が集まり、行政が実施すべき自殺対策や本市における基本理念・目標等の協議・検討を行う。		
令和6年度実施状況	【①北九州市自殺対策連絡会議】R 4：2回、R 5：2回、R 6：2回 【②自殺対策庁内連絡会議】R 4：1回、R 5：2回、R 6：1回	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	自殺対策推進のためには、各会議における関係部署・機関とのさらなる連携強化並びに事業計画及び予算編成に反映するための具体的な施策展開へ向けた協議が必要となる。	人権課題	人権全般
事業名	児童虐待防止啓発推進事業	所管課	子ども家庭局 子ども総合センター
事業・取組の内容	子どもの人権問題である【児童虐待】の早期発見、早期対応、さらには発生予防に取り組む事業である。 1 連携・ネットワーク体制の整備（要保護児童対策地域協議会の充実） 2 虐待対応に関する周知・啓発、研修体制の充実（児童虐待問題市民講座・児童虐待対応リーダー養成研修の開催）		
令和6年度実施状況	1 要保護児童対策地域協議会の開催（平成17年4月～） ①市レベル（代表者） 年2回、②区レベル（実務者） 原則年3回 各区で実施、③個別ケース検討会議 随時 2 研修等 ①児童虐待問題市民講座の開催 毎年11月（児童虐待防止推進月間）に年1回開催 ②児童虐待対応リーダー養成研修会の開催 保育所と幼稚園、小中学校、高等学校等の対象機関に対し、年1回実施	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	児童虐待の早期発見・早期対応・発生予防につなげるために、関係機関の職員等に対して、研修や講座などを今後とも継続して実施していくことが重要だと考えている。	人権課題	こども
事業名	子どもの権利擁護環境整備事業	所管課	子ども家庭局子育て支援課
事業・取組の内容	児童養護施設等の被措置児童及び一時保護入所児童に対する子どもの権利擁護の推進を図るために、意見表明支援員を市内児童養護施設に派遣し、措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向の表明を支援するとともに、市児童福祉審議会を活用して、子どもの権利擁護にかかる環境整備を図るもの。		
令和6年度実施状況	【R6実績】施設等訪問延回数196回 支援延人数244人	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	意見表明支援の対象施設を一時保護所や自立援助ホーム、里親、ファミリーホーム等に引き続き拡大していくとともに、内容に応じて、弁護士による調査、子どもの申出により児童福祉審議会を活用した審議、関係機関への意見具申を引き続き行う。	人権課題	こども
② 地域の団体・機関等との連携、協働による人権を尊重したまちづくり事業の充実			
事業名	ふれあいフェスタの開催(再掲)	所管課	保健福祉局人権文化推進課
事業・取組の内容	人権に関する講演会やパネル展示、人権・福祉団体との連携によるステージイベントや出展（活動の紹介・展示・販売）などを行い、明るく楽しい雰囲気の中で人権の大切さについて考えるイベントを実施する。		
令和6年度実施状況	日時 11月24日（日）11:00～16:30 場所 ウエルとばた大ホール、交流プラザほか 内容 人権講演会（弁護士菊地幸夫）、ふれあいステージ（NHK体操のお兄さん福尾誠）、人権・福祉団体出展、人権相談など 来場者アンケートでは、回答者の約95パーセントの方が「イベントに参加して、人権問題についての関心や理解が、『大変深まった』もしくは『おおむね深まった』」と回答しており、高い啓発効果が得られたと考える。	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	より啓発効果の高いイベントとするため、また、来場者の増加を図るため、開催内容の見直し、検討を行う。	人権課題	人権全般
事業名	法務局・法テラスとの情報交換等による連携強化	所管課	保健福祉局人権文化推進課
事業・取組の内容	複雑化・多様化する人権に関する相談に対し迅速で適切な対応ができるよう、福岡法務局北九州支局及び日本司法支援センター福岡地方事務所北九州支部（法テラス北九州）と連携を図るため、年1回以上の情報交換会を行う。		
令和6年度実施状況	令和5年度における各機関の相談業務の状況等について、情報交換会を開催した（1回）。	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	有意義な情報交換の場となるよう議題などを工夫し、引き続き継続する。	人権課題	人権全般

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

事業名	地域交流センターと市民センターとが連携・協働した人権啓発事業	所管課	保健福祉局同和対策課
事業・取組の内容	「人権文化のまちづくり」を推進するため、地域交流センター（9館）と市民センター等が連携して、人権講演会や各種講座の開催、地域交流事業などに積極的に取り組んでいく。		
令和6年度実施状況	市民センター等と連携した事業数 R 4:15事業、R 5:18事業、R 6:17事業 連携した市民センター等の数 R 4:17館、R 5:18館、R 6:17館	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	引き続き、幅広い層に参加してもらえるテーマや開催日時の検討と、DXなどを活用した広報活動による周知等を行っていく。	人権課題	人権全般
事業名	自助グループ(セルフヘルプ・グループ)の支援(再掲)	所管課	保健福祉局 精神保健福祉センター
事業・取組の内容	<p>自助グループ（セルフヘルプ・グループ）とは、同じ悩みや問題を抱える人が集うことにより、互いに悩みをわかち合い、わかりあえるという体験を通して、問題からの回復や悩みに対処する力を得るものである。周囲の人に対し、当事者が抱える依存症や精神障害といった問題への理解を求めるこを目指す活動を行うグループもある。</p> <p>そこで、市民活動としての自助グループの活動を支援するとともに、市民に対し、自助グループの重要性と問題への理解を求めるための啓発を行う。</p> <p>(1)セルフヘルプ・フォーラムの開催 市民に対し、自助グループの重要性と問題について啓発するとともに、自助グループに関する情報提供と自助グループとの出会いの場を提供することを目的に、体験発表・講演・モデルミーティング等を行う。</p> <p>(2)北九州セルフハート会議 北九州市を中心に活動する自助グループのネットワーク会議として開催。セルフヘルプ・フォーラムの実行委員会としての役割も果たす。また、毎年、各グループの情報をまとめた情報誌を作成し、市民へ配布している。</p>		
令和6年度実施状況	(1) セルフヘルプ・フォーラム…令和6年1月3日（日・祝）開催 105名参加 (2) 北九州セルフハート会議（毎月第4月曜日）…計11回開催	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	セルフハート会議は、参加者や参加グループが固定化されつつあるのに加え、参加人数も減少傾向にある。新たなグループの参加が増えるよう、広報や会議の開催方法等についても検討する必要がある。	人権課題	人権全般
③ ネットワークを活用した人権に関する情報の効果的な提供			
事業名	人権啓発活動ネットワーク協議会への参加(再掲)	所管課	保健福祉局人権文化推進課
事業・取組の内容	人権啓発活動を総合的、効果的に実施するほか、人権に関する情報共有を図るため、福岡県人権啓発活動ネットワーク協議会及び北九州地域人権啓発活動ネットワーク協議会に参画し、法務局、人権擁護委員協議会及び周辺自治体と相互に連携する。		
令和6年度実施状況	年2回開催の各会議で、協議会構成機関の活動計画や報告など、情報交換を行った。また、法務局や人権擁護委員協議会と連携し、スポーツ連携啓発事業やふれあいフェスタ、人権の花運動などの啓発事業を実施した。	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	今後も、引き続き、連携を充実・強化して効果的な人権啓発活動を行う。	人権課題	人権全般
事業名	児童虐待防止医療ネットワーク	所管課	子ども家庭局 子ども総合センター
事業・取組の内容	<p>児童虐待に関する相談件数は年々増加しており、医療機関では虐待が疑われる児童の受診も多い。しかし、医療機関によっては知識や経験が不十分であったり、組織的な対応体制が整っていない場合もある。</p> <p>このような現状を踏まえ、地域医療全体の児童虐待防止体制を整備することを目的に、「児童虐待防止医療ネットワーク事業」を開始した。</p> <p>核となる医療機関を中心に、児童虐待対応のネットワークづくりや保健医療従事者への研修等を行い、虐待の早期発見、早期対応につながる適切な対応ができる体制づくりを進めるもの。</p> <p>拠点病院において、下記の取り組みを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療機関からの相談受付及び情報共有 ・家族と子ども支援委員会の開催（院内の小児科医師・看護師、検察、警察、児童相談所等で情報共有やケース検討を実施。） 		
令和6年度実施状況	拠点病院に児童虐待専門コーディネーターを配置し、児童虐待対応に関する相談への助言、児童虐待対応向上のための教育研修を行った。毎月、家族と子ども支援委員会を開催し、個別のケースごとに検討・情報交換を行った。 【拠点病院の相談受付件数】 R 4: 767件、R 5: 868件、R 6: 915件	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	今後も継続して、地域の医療機関への虐待対応に関するノウハウの伝達や他の医療機関とのネットワークの構築に取り組む必要がある。	人権課題	こども

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

第3章 人権施策の推進						
【基本的な視点】		・人権尊重の視点に立った施策の推進		・市民が主役となる施策の推進		
2-(7) 人権に関する相談・支援機能の充実						
相談機能を充実し、市民のニーズに的確に対応できるように努めます。 また、市民が行う人権問題の課題解決に向けた活動との連携や協働を進めます。						
① 関係機関との連携による相談機能の充実						
事業名	人権相談	所管課	保健福祉局人権文化推進課			
事業・取組の内容	人権問題の解決に向けて、毎週月曜日から金曜日まで、人権擁護委員2名によりあらゆる人権問題に関する市民からの相談を受け付ける。傾聴やアドバイス、適切な窓口等の情報提供に加え、必要に応じて法務局の紹介を行う。					
令和6年度実施状況	【人権相談受付件数】 R4: 598件（うち人権侵害11件） R5: 645件（うち人権侵害3件） R6: 583件（うち人権侵害3件）			評価 概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	人権相談窓口について、様々な広報の機会を利用して周知を行う。今後も法務局北九州支局と緊密な連携をとりながら、市民に寄り添った相談機能の充実を図る。			人権課題 人権全般		
事業名	法務局・法テラスとの情報交換等による連携強化(再掲)	所管課	保健福祉局人権文化推進課			
事業・取組の内容	複雑化・多様化する人権に関する相談に対し迅速で適切な対応ができるよう、福岡法務局北九州支局及び日本司法支援センター福岡地方事務所北九州支部（法テラス北九州）と連携を図るため、年1回以上の情報交換会を行う。					
令和6年度実施状況	令和5年度における各機関の相談業務の状況等について、情報交換会を開催した（1回）。			評価 概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	有意義な情報交換の場となるよう議題などを工夫し、引き続き継続する。			人権課題 人権全般		
事業名	北九州市パートナーシップ宣誓制度	所管課	保健福祉局人権文化推進課			
事業・取組の内容	市民一人ひとりが互いに価値観や個性の違いを認め合い、多様性が認められる社会を目指すという北九州市人権行政指針の理念に基づき、令和元年7月1日付けて北九州市パートナーシップ宣誓制度を導入した。 本制度は、一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとして日常の生活において相互に協力することを市長に対し宣誓するもので、法的に婚姻と同等の効果はないが、価値観や個性の違い、多様性を認め、当事者の生き方を後押しする制度である。					
令和6年度実施状況	宣誓件数：12件（延べ55件）			評価 概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	性的マイノリティに対する市民の理解を一層深めるとともに制度をより多くの人に知ってもらうため、市民への周知を継続実施していく。また、宣誓書受領証の提示等により活用できる行政サービスや民間サービスの対象を拡大できるように、市内企業等への働きかけを行う。			人権課題 性的マイノリティ		
事業名	北九州市保健福祉オンブズパーソン事業	所管課	保健福祉局総務課			
事業・取組の内容	市が実施し又は所管する保健福祉サービスに関する利用者及び利用希望者からの苦情を、中立かつ公正な第三者の機関を通して簡易かつ迅速に処理することにより、利用者等の権利及び利益を保護し、保健福祉サービスの質の確保を図るとともに、公正で信頼される保健福祉行政を推進する。					
令和6年度実施状況	相談受付件数 R4: 307件(3件)、R5: 256件(7件)、R6: 246件(8件) ():苦情申立て数			評価 概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	継続して事業を実施する。 相談内容の多くは、オンラインパーソンへの苦情申立てを望むより、区役所等の窓口応対等の改善を求める傾向が強い。			人権課題 人権全般		
事業名	障害者差別解消相談コーナーの設置・運営	所管課	保健福祉局障害福祉企画課			
事業・取組の内容	障害を理由とする差別に関する相談を受け付け、紛争の防止や事案の解決に至るまでの支援を行う窓口として「障害者差別解消相談コーナー」を設置・運営するもの。					
令和6年度実施状況	【相談件数実績】R4: 40件（1件）、R5: 63件（3件）、R6: 39件（5件） (カッコ内は、事業者からの相談)			評価 概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	相談件数については、事業者からの相談件数が徐々に増加している。これは、令和6年4月に事業者における「合理的配慮」が義務化され、各事業所における具体的な取組が顕在化したものと当課は考えている。					
事業名	ホームレス対策推進事業	所管課	保健福祉局地域福祉推進課			
事業・取組の内容	自立の意思がありながら、ホームレスになることを余儀なくされた者に対し、事業の実施により、利用者の人格の尊重と尊厳の確保に努め、関係機関と連携して、包括的な相談支援を行い、自立につなげるもの					
令和6年度実施状況	関係機関と連携協働し、利用者の尊厳の確保に努め、自立に向けて支援を継続している。ホームレス自立支援センター退所後も相談員が困りごとがないか、家庭訪問をし、相談支援を行うなど、アフターフォローも丁寧に行っている。			評価 概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	引き続き、関係機関との連携を図り、包括的な相談支援を行う。			人権課題 ホームレス		

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

事業名	法律人権相談	所管課	総務市民局広聴課																					
事業・取組の内容	金銭・土地・家屋・親族・人権問題等の悩みを抱えている市民に対し、弁護士と人権擁護委員が無料で相談に応じるもの。相談は、各区で毎月1回開催している。(実施期間:昭和39年~)																							
令和6年度実施状況	<p>【相談件数】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">金銭 R4: 211件</td> <td style="width: 33%;">R5: 212件</td> <td style="width: 33%;">R6: 197件</td> </tr> <tr> <td>親族 R4: 431件</td> <td>R5: 438件</td> <td>R6: 430件</td> </tr> <tr> <td>土地 R4: 133件</td> <td>R5: 199件</td> <td>R6: 163件</td> </tr> <tr> <td>家屋 R4: 97件</td> <td>R5: 93件</td> <td>R6: 61件</td> </tr> <tr> <td>人権 R4: 75件</td> <td>R5: 77件</td> <td>R6: 60件</td> </tr> <tr> <td>その他 R4: 119件</td> <td>R5: 137件</td> <td>R6: 142件</td> </tr> <tr> <td>合計 R4: 1,066件</td> <td>R5: 1,156件</td> <td>R6: 1,053件</td> </tr> </table>	金銭 R4: 211件	R5: 212件	R6: 197件	親族 R4: 431件	R5: 438件	R6: 430件	土地 R4: 133件	R5: 199件	R6: 163件	家屋 R4: 97件	R5: 93件	R6: 61件	人権 R4: 75件	R5: 77件	R6: 60件	その他 R4: 119件	R5: 137件	R6: 142件	合計 R4: 1,066件	R5: 1,156件	R6: 1,053件	評価	概ね指針どおり
金銭 R4: 211件	R5: 212件	R6: 197件																						
親族 R4: 431件	R5: 438件	R6: 430件																						
土地 R4: 133件	R5: 199件	R6: 163件																						
家屋 R4: 97件	R5: 93件	R6: 61件																						
人権 R4: 75件	R5: 77件	R6: 60件																						
その他 R4: 119件	R5: 137件	R6: 142件																						
合計 R4: 1,066件	R5: 1,156件	R6: 1,053件																						
現状の課題・今後の見通し	法律人権相談は長年の実施により市民生活に定着し、有効に機能していると思われる。(継続実施)	人権課題	人権全般																					
事業名	北九州市配偶者暴力相談支援センター事業	所管課	子ども家庭局子育て支援課																					
事業・取組の内容	<p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が平成16年12月に改正されたことにより、市町村においても配偶者暴力相談支援センターが設置できるようになったことから、平成18年4月18日に開設し、DVに関する下記の取組みを行っている。</p> <p>【具体的な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①DVに関する相談（電話・面談）：状況の確認・整理、今後の進め方などの助言、支援制度の情報提供等を行う。 ②DVに関する証明書の発行及び保護命令に関する書面の地裁への提出 ③関係機関との連携（会議等への参加） 	評価	概ね指針どおり																					
令和6年度実施状況	DV相談件数 R4:280件、R5:242件、R6:233件	評価	概ね指針どおり																					
現状の課題・今後の見通し	各区役所子ども・家庭相談コーナー、女性相談所、警察など、関係機関等との連携が重要であることから、今後も密に連携していく必要がある。	人権課題	女性																					
事業名	子ども・家庭相談コーナー運営事業	所管課	子ども家庭局子育て支援課																					
事業・取組の内容	<p>子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、必要なサービス・支援へつなぐ総合的な相談窓口「子ども・家庭相談コーナー」を平成14年5月から市内全区役所に設置し、様々な相談に応じている。</p> <p>【具体的な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①子育て支援の情報提供：保育所や放課後児童クラブ（学童保育）の「子育て支援サービス」等について、情報提供を行う。 ②子どもや家庭についての相談：妊娠・出産・育児の不安や悩み、母子・父子家庭に関すること等についての相談対応を行う。 ③教育相談：子どもの教育について（いじめ、不登校、非行）等についての相談対応を行う。 	評価	概ね指針どおり																					
令和6年度実施状況	相談件数 R4:80,760件、R5:79,752件、R6:76,539件	評価	概ね指針どおり																					
現状の課題・今後の見通し	児童虐待やいじめ、DV等、様々な人権に関する相談に対応している。今後も配偶者暴力相談支援センター、女性相談所、学校、警察などの関係機関と密に連携し、多様な相談に対応していく。	人権課題	女性・こども																					
② 相談窓口職員の資質向上																								
事業名	同和対策課・地域交流センター職員の資質向上(再掲)	所管課	保健福祉局同和対策課																					
事業・取組の内容	人権文化のまちづくりを推進するため、地域交流センターや同和対策課、人権文化推進課の職員を対象に、初年度研修、人権啓発推進者養成講座、人権相談従事者研修、運動団体が主催する研究集会等、各種研修に参加・受講させ、資質を高める。																							
令和6年度実施状況	・人権推進センター新任職員研修（平成17年度～）、地域交流センター職員マナー研修（平成23年度～）、人権啓発推進者養成講座・基礎編（平成17年度～）、同・発展編（平成18年度～）、同・コーディネーター編（平成25年度～）、人権相談従事者研修[主催：福岡県]（平成20年度～）、全隣協・県隣協研修会（平成17年度～）、各種研究集会（平成17年度～）等	評価	概ね指針どおり																					
現状の課題・今後の見通し	継続的な取組みが必要。	人権課題	人権全般																					
③ 相談窓口のネットワークを活用した人権侵害の実情や傾向の把握による施策の充実																								
事業名	法務局・法テラスとの情報交換等による連携強化(再掲)	所管課	保健福祉局人権文化推進課																					
事業・取組の内容	複雑化・多様化する人権に関する相談に対し迅速で適切な対応ができるよう、福岡法務局北九州支局及び日本司法支援センター福岡地方事務所北九州支部（法テラス北九州）と連携を図るため、年1回以上の情報交換会を行う。																							
令和6年度実施状況	令和5年度における各機関の相談業務の状況等について、情報交換会を開催した（1回）。	評価	概ね指針どおり																					
現状の課題・今後の見通し	有意義な情報交換の場となるよう議題などを工夫し、引き続き継続する。	人権課題	人権全般																					

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

事業名	高齢者の虐待防止事業	所管課	保健福祉局長寿社会対策課		
事業・取組の内容	<p>すべての高齢者の権利が尊重され、その人らしく安心して生活できるよう、北九州市独自の地域・区・市レベルの権利擁護システムにより、専門機関や弁護士会・警察等と連携を図りながら運用し、虐待の早期発見から迅速かつ適切な対応・継続的な見守りまで、高齢者及び養護者を含む家族全体を支援する視点に立って、一貫した虐待防止の取組を行う。</p> <p>また、判断能力が不十分な高齢者の尊厳を保持するため、意思決定支援や権利擁護を支える成年後見制度の普及・啓発や、市長申立てを行うとともに、生活困窮者への申立費用や後見報酬等助成を実施する。</p>				
令和6年度実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センターが受理した虐待通報件数：R4：321件、R5：371件、R6：409件 (通報があった時点で地域包括支援センターは統括支援センターと連携しながら事実確認や支援等を行っている。) ●成年後見制度市長申立て件数：R4：22件、R5：26件、R6：26件 ●後見等報酬助成件数：R4：16件（6件）、R5：16件（40件）、R6：15件（47件） (カッコ内は、助成範囲を拡大した本人・親族申立てに対する助成件数) ●地域包括支援センター職員などへの権利擁護研修の実施 (研修内容：成年後見制度の利用促進、高齢者虐待対応における法的知識の習得等 H18年度より毎年実施) R4：58人、R5：112人、R6：87人 	評価	概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	高齢者虐待・権利擁護については継続して周知の充実を図るため、関係機関への研修をはじめ、市民の理解促進に向けた普及・啓発等を行う必要がある。	人権課題	高齢者		
事業名	障害者差別解消相談コーナーの設置・運営(再掲)	所管課	保健福祉局障害福祉企画課		
事業・取組の内容	障害を理由とする差別に関する相談を受け付け、紛争の防止や事案の解決に至るまでの支援を行う窓口として「障害者差別解消相談コーナー」を設置・運営するもの。	評価	概ね指針どおり		
令和6年度実施状況	<p>【相談件数実績】 R4：40件（1件）、R5：63件（3件）、R6：39件（5件） (カッコ内は、事業者からの相談)</p>	評価	概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	相談件数については、事業者からの相談件数が徐々に増加している。これは、令和6年4月に事業者における「合理的配慮」が義務化され、各事業所における具体的な取組が顕在化したものと当課は考えている。	人権課題	障害		
事業名	24時間子ども相談ホットライン事業	所管課	子ども家庭局 子ども総合センター		
事業・取組の内容	様々な悩みを抱える子どもたちや子育てに悩む保護者からの相談を受け、一緒に考え、アドバイスするとともに、相談内容に応じた専門機関等を紹介する24時間・365日体制の電話相談窓口である。また、子ども総合センター閉庁時における児童虐待等緊急の相談、通告に対応することにより、児童虐待の早期発見、早期対応を図るものである。	評価	概ね指針どおり		
令和6年度実施状況	【相談件数】 R4:4, 099件、R5:4, 288件、R6:5, 316件	評価	概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	<p>電話相談においては、相手の表情や雰囲気が掴めない中、言葉だけで悩みや不安を理解することが必要であるため、相談者に安心感を与える傾聴、受容の電話対応力だけでなく、相談者の状況に応じた関係機関の紹介など情報提供力も求められる。</p> <p>引き続き、電話対応専門研修の実施により電話相談員のスキルアップに努める。</p>	人権課題	こども		
事業名	北九州市男女共同参画センター(ムーブ)における相談事業	所管課	政策局WomanWill推進室		
事業・取組の内容	<p>①さまざまな悩みや性別による人権侵害等について、相談員等がジェンダーの視点に立って相談に応じる。 ○こころと生き方の一般相談 こころと生き方、人間関係など様々な問題について相談に応じる。 ○性別による人権侵害相談 DTVやセクハラなど、性別による人権侵害について相談に応じる。 ○女性のための元気アップ相談 女性の人生設計（主に就労）の相談にキャリアコンサルタントが応じる。 ○男性のための電話相談 男性の悩みに、男性相談員が応じる。 ○女性のための無料法律相談 弁護士が女性の人権について面接により相談に応じる。</p> <p>②相談状況を踏まえ、市民の問題解決につながるような講座等を開設する。</p>	評価	概ね指針どおり		
令和6年度実施状況	<p>男女の心の問題や生き方、性別による人権侵害等について、相談員等がジェンダーの視点に立って相談に応じた。 また、弁護士による女性の人権に関する法律相談や、男性相談員による男性のための電話相談窓口を実施した。 さらに、相談状況を踏まえ、市民の問題解決につながるような講座等を下記のとおり開催した。 ・離婚に間する法律基礎講座（女性）及び相談会（男性） ・女性への暴力ゼロ運動特別講座 他</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 30%;">【相談件数】</td> <td style="vertical-align: top; width: 70%;"> こころと生き方の一般相談 R4：3, 596件 R5：3, 446件 R6：3, 434件 性別による人権侵害相談 R4：189件 R5：90件 R6：111件 女性のための元気アップ相談 R4：187件 R5：186件 R6：175件 男性のための電話相談 R4：96件 R5：126件 R6：134件 弁護士による無料法律相談 R4：157件 R5：127件 R6：160件 ライン相談 R4：54件 R5：210件 R6：0件 合 計 R4：4, 279件 R5：4, 185件 R6：4, 014件 </td> </tr> </table>	【相談件数】	こころと生き方の一般相談 R4：3, 596件 R5：3, 446件 R6：3, 434件 性別による人権侵害相談 R4：189件 R5：90件 R6：111件 女性のための元気アップ相談 R4：187件 R5：186件 R6：175件 男性のための電話相談 R4：96件 R5：126件 R6：134件 弁護士による無料法律相談 R4：157件 R5：127件 R6：160件 ライン相談 R4：54件 R5：210件 R6：0件 合 計 R4：4, 279件 R5：4, 185件 R6：4, 014件	評価	概ね指針どおり
【相談件数】	こころと生き方の一般相談 R4：3, 596件 R5：3, 446件 R6：3, 434件 性別による人権侵害相談 R4：189件 R5：90件 R6：111件 女性のための元気アップ相談 R4：187件 R5：186件 R6：175件 男性のための電話相談 R4：96件 R5：126件 R6：134件 弁護士による無料法律相談 R4：157件 R5：127件 R6：160件 ライン相談 R4：54件 R5：210件 R6：0件 合 計 R4：4, 279件 R5：4, 185件 R6：4, 014件				
現状の課題・今後の見通し	令和4年度から年間4000件を超える相談を受けている。様々な悩みを抱えた市民が、安心して相談できる場を提供するため、引き続き多様な相談事業をより丁寧に実施する。そのため、関係する支援機関との連携を強化する。	人権課題	女性		

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

④ 市民活動団体等との連携による人権相談機能の充実			
事業名	外国人市民への相談体制の充実	所管課	政策局国際政策課
事業・取組の内容	外国人市民が日常生活での悩み事や法律・ビザ・入管関係の問題などを相談したくても、言葉の問題などにより相談が困難な場合が想定される。そうした課題に対応するため、外国人市民を対象として、悩み事や法律・ビザ・入管関係の問題を無料で相談できる窓口を開設するとともに、必要に応じて通訳を派遣するなど、外国人市民の生活をサポートするもの。		
令和6年度実施状況	(公財) 北九州国際交流協会との連携による実施 ●外国人市民を対象とした無料相談会の開催 - 県行政書士会との共催による無料入国・在留・国籍手続き相談会の開催 (H5年度～) 【R6:月1回開催。相談件数51件】 - 県弁護士会北九州部会との共催による無料法律相談会の開催 (H6年度～) 【R6:月1回開催。相談件数20件】 - 臨床心理士による無料心理カウンセリングの開催 (H13年度～) 【R6:随時開催。相談件数4件】 ●外国语相談員による一般相談窓口の開設 (H20年度～) 【R6:相談人数1,015人、相談件数:1,254件】 ●電話による日本語と22言語の電話通訳サービス (R2年度～) ●学校、区役所等へ行政通訳ボランティアの派遣 (H21年度～) 【R6:229件 ※電話対応含む】	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	引き続き、現在の相談体制を維持・強化するとともに、情報が行き届かないことにより外国人市民が不利益を被らないよう、効果的な情報発信に取り組む。	人権課題	外国人

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

第3章 人権施策の推進

【基本的な視点】・人権尊重の視点に立った施策の推進　・市民が主役となる施策の推進　・「いのち」をつなぐ環境づくり

2-(8) 人権に配慮した取組みを進めるための企業への支援

企業との連携を強化しながら企業の人権啓発活動に対する支援を行うなど、企業の人権意識を高め、地域貢献に取り組みやすい環境を整えます。

① 北九州市人権問題啓発推進協議会や企業内同和問題研修推進委員会等との連携による人権に配慮した取組みへの支援

事業名	北九州市人権問題啓発推進協議会への支援(再掲)	所管課	保健福祉局人権文化推進課
事業・取組の内容	北九州市人権問題啓発推進協議会は、人権問題の解決、人権尊重意識の高揚を図るための啓発活動等を行うことを目的に、市内の企業、市民団体、行政機関などが会員として参加する組織で、北九州市、北九州市教育委員会等と連携し、研修会、講演会の開催や、人権啓発研究集会等への会員の研修派遣、人権啓発資料の作成及び配布や啓発DVD等の整備、貸出などの事業を行う。 事務局を人権推進センター内に置いて連携を図るとともに、協議会の機能・役割の充実を目的として、事業に要する経費の一部を助成する。		
令和6年度 実施状況	協議会が行った全会員研修会（2回）、啓発資料の作成・配布、会員の研修会派遣などの研修、啓発事業への助成を行ったほか、連携、協働して取組みを推進した。	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	協議会は、順調に事業を実施しており、人権啓発や企業・地域での人権啓発推進者の養成等に寄与しているが、新規会員の確保が課題である。今後とも協議会の機能が充実するよう、新規会員の開拓への支援や、事業への協力、連携、人権情報の共有などに努める。	人権課題	人権全般

② 人権啓発資料や講師情報の提供など職場研修等への支援

事業名		所管課	
事業・取組の内容			
令和6年度 実施状況		評価	
現状の課題・今後の見通し		人権課題	

③ 企業等が効果的に人権啓発活動に取り組むための支援

事業名	人権推進センター人権文化推進課の図書・ビデオライブラリーの整備・充実	所管課	保健福祉局人権文化推進課
事業・取組の内容	市民や市内各種団体、企業等が実施する人権学習や人権研修を支援するため、人権推進センター人権文化推進課において、人権啓発DVDや人権に関する図書の貸出し及び閲覧ができるライブラリーの整備と充実を図る。		
令和6年度 実施状況	DVD貸出：貸出本数469本（871回再生・18,316人視聴）　DVD新規購入14枚　来所者数約500人	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	企業や市民からのニーズを把握し、DVD、図書の整備を充実する。また、多様化、複雑化する人権課題に対応するため、人権を取り巻く情勢等の把握に努める。	人権課題	人権全般
事業名	北九州市人権問題啓発推進協議会への支援(再掲)		
事業・取組の内容	北九州市人権問題啓発推進協議会は、人権問題の解決、人権尊重意識の高揚を図るための啓発活動等を行うことを目的に、市内の企業、市民団体、行政機関などが会員として参加する組織で、北九州市、北九州市教育委員会等と連携し、研修会、講演会の開催や、人権啓発研究集会等への会員の研修派遣、人権啓発資料の作成及び配布や啓発DVD等の整備、貸出などの事業を行う。 事務局を人権推進センター内に置いて連携を図るとともに、協議会の機能・役割の充実を目的として、事業に要する経費の一部を助成する。		
令和6年度 実施状況	協議会が行った全会員研修会（2回）、啓発資料の作成・配布、会員の研修会派遣などの研修、啓発事業への助成を行ったほか、連携、協働して取組みを推進した。		
現状の課題・今後の見通し	協議会は、順調に事業を実施しており、人権啓発や企業・地域での人権啓発推進者の養成等に寄与しているが、新規会員の確保が課題である。今後とも協議会の機能が充実するよう、新規会員の開拓への支援や、事業への協力、連携、人権情報の共有などに努める。		

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

第3章 人権施策の推進						
【基本的な視点】		・人権尊重の視点に立った施策の推進		・市民が主役となる施策の推進		
・「いのち」をつなぐ環境づくり						
2-(9) 地域の拠点機能の充実						
地域交流センターは、人権啓発の地域の拠点として機能の充実に努めます。 また、市民センターは「人権文化のまちづくり」の拠点となる環境づくりに努めます。						
① 地域の団体・機関等との連携、協働による人権を尊重したまちづくり事業の充実（再掲）						
事業名	ふれあいフェスタの開催(再掲)	所管課	保健福祉局人権文化推進課			
事業・取組の内容	人権に関する講演会やパネル展示、人権・福祉団体との連携によるステージイベントや出展（活動の紹介・展示・販売）などを行い、明るく楽しい雰囲気の中で人権の大切さについて考えるイベントを実施する。					
令和6年度実施状況	日時 11月24日（日）11：00～16:30 場所 ウエルとばた大ホール、交流プラザほか 内容 人権講演会（弁護士菊地幸夫）、ふれあいステージ（NHK体操のお兄さん福尾誠）、人権・福祉団体出展、人権相談など 来場者アンケートでは、回答者の約95パーセントの方が「イベントに参加して、人権問題についての関心や理解が、『大変深まった』もしくは『おおむね深まった』』と回答しており、高い啓発効果が得られたと考える。	評価	概ね指針どおり			
現状の課題・今後の見通し	より啓発効果の高いイベントとするため、また、来場者の増加を図るために、開催内容の見直し、検討を行う。	人権課題	人権全般			
事業名	法務局・法テラスとの情報交換等による連携強化(再掲)	所管課	保健福祉局人権文化推進課			
事業・取組の内容	複雑化・多様化する人権に関する相談に対し迅速で適切な対応ができるよう、福岡法務局北九州支局及び日本司法支援センター福岡地方事務所北九州支部（法テラス北九州）と連携を図るために、年1回以上の情報交換会を行う。					
令和6年度実施状況	令和5年度における各機関の相談業務の状況等について、情報交換会を開催した（1回）。	評価	概ね指針どおり			
現状の課題・今後の見通し	有意義な情報交換の場となるよう議題などを工夫し、引き続き継続する。	人権課題	人権全般			
事業名	地域包括支援センター運営事業(再掲)	所管課	保健福祉局地域福祉推進課			
事業・取組の内容	「地域包括支援センター」は、高齢者が住み慣れた地域でそのらしい生活をいつまでも続けていけるよう、高齢者のための保健・医療・福祉・介護の総合相談窓口として、平成18年度から24の地域包括支援センターと各区に地域包括支援センターをバックアップする7の統括支援センターを設置している。 また身近な相談体制を強化・拡充するため、職員が市民センター等を巡回する「高齢者いきいき相談」と、土日など地域包括支援センターの受付時間外でも相談できるよう、市内の協定施設で「まちかど介護相談室」を設けている。					
令和6年度実施状況	平成18年度事業開始 【年間相談件数】R4:約226,000件、R5:約220,000件、R6:約220,000件 【年間相談件数のうち、権利擁護に関する相談】R4:9,913件、R5:11,818件、R6:5,271件 【権利擁護に関する相談のうち、虐待に関する相談】R4:6,387件、R5:7,602件、R6:3,054件	評価	概ね指針どおり			
現状の課題・今後の見通し	地域包括支援センターは積極的なPR活動を展開しているものの、介護者の相談窓口であることが十分に知られていない現状がある。介護負担を感じている方や、介護と仕事の両立に不安を抱える方々へ適切な支援を行なうためには、地域包括支援センターの認知度向上が不可欠である。そのため、効果的な周知方法を検討した上で広報活動を強化し、支援が必要な方々を早期に適切なサービスへと繋げることが重要である。合わせて、「まちかど介護相談室」の広報も強化していく。	人権課題	高齢者			
事業名	地域交流センターと市民センターとが連携・協働した人権啓発事業(再掲)	所管課	保健福祉局同和対策課			
事業・取組の内容	「人権文化のまちづくり」を推進するため、地域交流センター（9館）と市民センター等が連携して、人権講演会や各種講座の開催、地域交流事業などに積極的に取り組んでいく。					
令和6年度実施状況	市民センター等と連携した事業数 R 4:1 5事業、R 5:1 8事業、R 6:1 7事業 連携した市民センター等の数 R 4:1 7館、R 5:1 8館、R 6:1 7館	評価	概ね指針どおり			
現状の課題・今後の見通し	引き続き、幅広い層に参加してもらえるテーマや開催日時の検討と、DXなどを活用した広報活動による周知等を行っていく。	人権課題	人権全般			
事業名	自助グループ（セルフヘルプ・グループ）の支援(再掲)	所管課	保健福祉局 精神保健福祉センター			
事業・取組の内容	自助グループ（セルフヘルプ・グループ）とは、同じ悩みや問題を抱える人が集うことにより、互いに悩みをわかち合い、わかりあえるという体験を通して、問題からの回復や悩みに対処する力を得るものである。周囲の人に対し、当事者が抱える依存症や精神障害といった問題への理解を求めるのを目指す活動を行うグループもある。 そこで、市民活動としての自助グループの活動を支援するとともに、市民に対し、自助グループの重要性と問題への理解を求めるための啓発を行う。 (1)セルフヘルプ・フォーラムの開催 市民に対し、自助グループの重要性と問題について啓発するとともに、自助グループに関する情報提供と自助グループとの出会いの場を提供することを目的に、体験発表・講演・モデルミーティング等を行う。 (2)北九州セルフハート会議 北九州市を中心活動する自助グループのネットワーク会議として開催。セルフヘルプ・フォーラムの実行委員会としての役割も果たす。また、毎年、各グループの情報をまとめた情報誌を作成し、市民へ配布している。					
令和6年度実施状況	(1) セルフヘルプ・フォーラム…令和6年1月3日（日・祝）開催 105名参加 (2) 北九州セルフハート会議（毎月第4月曜日）…計11回開催	評価	概ね指針どおり			
現状の課題・今後の見通し	セルフハート会議は、参加者や参加グループが固定化されつつあるのに加え、参加人数も減少傾向にある。新たなグループの参加が増えるよう、広報や会議の開催方法等についても検討する必要がある。	人権課題	人権全般			

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

② 研修の充実による職員の資質向上			
事業名	市民センター館長研修会(再掲)	所管課	総務市民局生涯学習課
事業・取組の内容	地域におけるコミュニティ活動や生涯学習活動について、必要な知識を学ぶとともに、館長の果たすべき役割について考える。また、地域づくりの拠点である市民センターの館長として必要な能力の向上を図る。		
令和6年度実施状況	毎年度実施している市民センター館長研修会において、人権に関するカリキュラムを実施した。 R 4：1回、R 5：1回、R 6：1回	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	継続的な取組が必要。		
③ 地域における、人権を尊重したまちづくり活動への支援（再掲）			
事業名	人権の約束事運動推進活動支援事業(再掲)	所管課	保健福祉局人権文化推進課
事業・取組の内容	「人権の約束事運動(ほっとハート北九州)」の拡大を目的に、参加登録団体が、同運動を推進するための活動を支援（補助金交付）する。		
令和6年度実施状況	障害者差別解消法をテーマとした講演会や人権コンサートなど8団体の活動に助成した。多くの市民に対し、運動の推進が図られた。補助金交付団体数 R4：8団体 R5：10団体 R6：8団体	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	今後も参加登録団体に対して事業の周知を行い、当該補助金の活用を通して、運動の周知と登録団体の拡大を目指す。		
事業名	ボランティア活動推進事業(再掲)	所管課	保健福祉局地域福祉推進課
事業・取組の内容	ボランティア活動に対する地域住民の理解を高め、より多くの人が身近なところでボランティア活動に参加できるよう、各区にボランティア・市民活動センターを開設し、市内のボランティア活動の活性化や、ニーズに対応したコーディネート、さらにボランティアに関する研修、啓発、活動支援へ取り組む。		
令和6年度実施状況	各区ボランティア・市民活動センターにコーディネーターを配置し、主に福祉分野を対象にしたボランティアのコーディネートのほか、各区の特徴・実態に合ったボランティア・NPO各団体等の活動支援を行った。 令和6年度実績：ボランティア登録団体 612団体 ボランティア登録人数 18,189人 ボランティア活動に関する相談件数 37,890件	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	研修の受講者がボランティア活動に至るまでの流れが思うようにならなかったため、研修受講後から実際の活動につなげるまでの一貫した支援を実施していく。		
事業名	人権文化のまちづくり活動等事業補助(再掲)	所管課	保健福祉局同和対策課
事業・取組の内容	人権問題解決のために自主的な活動を行っている団体等が、人権文化のまちづくりに資する事業を実施する場合に補助金を交付する。		
令和6年度実施状況	実施団体：3団体、学習会・研修会：計319回・延べ 6,506名参加、指導者の育成（研究大会等への派遣）：16会場・延べ426名参加、相談事業：計793回実施	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	継続的な取組みが必要。		
事業名	地域総括補助金(再掲)	所管課	総務市民局地域振興課
事業・取組の内容	地域が一体となった、住民主体の地域づくり・まちづくりを促進するため、市各部局が事業ごとに地域団体に交付していた補助金を可能な限り一本化し、まちづくり協議会に交付する。		
令和6年度実施状況	・令和4年度 136団体 ・令和5年度 137団体 ・令和6年度 137団体	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	まちづくり協議会未設置校区に対して、まちづくり協議会の意義や地域総括補助金制度をより深く理解してもらえるよう、引き続き事業の趣旨等の説明を行う。全校区にまちづくり協議会の設置を目指す。		
事業名	NPO・市民活動促進事業(再掲)	所管課	総務市民局市民活動推進課
事業・取組の内容	市民活動促進のため、市民活動サポートセンターを拠点として、NPO・市民活動や協働等に関する相談・助言、情報提供、研修・啓発事業などの側面的支援を行う。		
令和6年度実施状況	・市民活動サポートセンターの運営（NPO・市民活動の相談・助言） ・活動情報の提供（広報誌年4回、メールマガジン月1回発行） ・専門講座（令和6年度：8回）の開催 ・NPO・市民活動に関する職員研修・セミナーの開催 ・NPO税務相談（月1回程度）、NPO法人認証相談（随時）の実施 ・団体間の交流の機会の提供（NPO活動発表会11回開催）	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	NPO法人及び市民活動団体の立ち上げ支援や、立ち上げ初期のNPO法人に対する側面支援・育成等、市民活動サポートセンターを拠点として、市民活動を促進する講座の実施や情報提供の充実を図る。		

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

④ 地域における、地域交流センターと市民センターの連携強化

事業名	地域交流センターと市民センターとが連携・協働した人権啓発事業(再掲)	所管課	保健福祉局同和対策課
事業・取組の内容	「人権文化のまちづくり」を推進するため、地域交流センター（9館）と市民センター等が連携して、人権講演会や各種講座の開催、地域交流事業などに積極的に取り組んでいく。		
令和6年度実施状況	市民センター等と連携した事業数 R 4:15事業、R 5:18事業、R 6:17事業 連携した市民センター等の数 R 4:17館、R 5:18館、R 6:17館	評価	概ね指針どおり
現状の課題 ・今後の見通し	引き続き、幅広い層に参加してもらえるテーマや開催日時の検討と、DXなどを活用した広報活動による周知等を行っていく。 く。	人権課題	人権全般

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

第4章 人権教育・人権啓発の推進						
【基本的な視点】 ・自分自身の課題としての人権教育・人権啓発の推進 ・市民の理解と共感を得る人権教育・人権啓発の推進			・生涯にわたる多様な人権教育・人権啓発の推進			
2-(1)-①【学校教育】 ア 人権尊重を基本とした学校運営の推進						
学校の教育活動の全般を人権という視点からとらえるように努めます。 さらに、人権教育に教職員が一体となって取り組む体制を整え、学校全体で組織的・継続的に取り組みます。						
① 安全で楽しく学べる環境づくり						
事業名	スクールヘルパーの配置	所管課	教育委員会 次世代教育推進課			
事業・取組の内容	学校教育の現場において、保護者や地域の住民等が様々な知識や経験を活かしながら子どもの安全対策や教育活動に関する支援などの活動を有償、無償ボランティアとして学校に登録・配置し支援を行う。					
令和6年度実施状況	地域学校協働本部事業を平成31年度から立ち上げ、中学校区に62本部設置している。また、地域と学校のパイプ役として地域学校協働活動推進員を配置している。令和6年度は、3,754名の方が活動にあたった。	評価	概ね指針どおり			
現状の課題・今後の見通し	今後も、地域と学校の連携を進めていきたい。また、地域学校協働活動推進員に対して研修を実施することで、地域人材を学校教育につなげていけるようにする。	人権課題	こども・障害			
② 個に応じた指導の充実						
事業名	学校支援のための講師等配置事業	所管課	教育委員会教職員課			
事業・取組の内容	こどものいじめや、不登校等の問題の未然防止など、学校の課題と状況に応じて学校を支援するための非常勤講師を配置する。 講師を配置し、効果的・効率的な活用を図ることにより、学習習慣の確立や基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、確かな学力の向上やコミュニケーション能力の向上等に向けたきめ細かな指導を実現する。					
令和6年度実施状況	学校支援のための講師等配置事業 計25名（小学校6名、中学校18名、スクールロイヤー1名） 学校の課題・状況を踏まえ、個に応じた指導や支援を必要とする子ども・家庭への対応をサポートするための講師配置を行った。また、令和元年度から、学校の法的課題の解決・予防に向けた体制の充実と教員の負担軽減を図ることを目的とした「スクールロイヤー」を配置。	評価	概ね指針どおり			
現状の課題・今後の見通し	学校の課題・状況・問題等を踏まえ、個に応じた指導や支援を必要とする子ども・家庭への対応をさらに充実させていくため講師配置を継続することが重要であり、さらに現状に応じたきめ細やかな指導を行えるような講師配置を進めていく。	人権課題	こども			
③ 教育相談など支援を必要とする子どもや家庭への対応の充実						
事業名	児童・生徒の自殺予防のための教員等向け研修(再掲)	所管課	保健福祉局 精神保健福祉センター			
事業・取組の内容	児童・生徒の自殺を予防するための取り組みとして、平成21年度に教育委員会・福岡県臨床心理士会・精神保健福祉センターの三者が協働して制作した、小中学生向け自殺予防教育リーフレットを学校現場で活用するため、連携を行うもの（精神保健福祉センターでは現在、リーフレットの改訂および印刷・配布を担当）。					
令和6年度実施状況	毎年1回、教育委員会、福岡県臨床心理士会（自殺予防ワーキンググループ）との三者連絡会議を実施し、連携体制の維持に努めている。	評価	概ね指針どおり			
現状の課題・今後の見通し	学校全体への周知・理解を広げるため、教育委員会等とさらなる連携をしていきたい。	人権課題	人権全般			
事業名	いじめ防止に向けた取組	所管課	教育委員会生徒指導課			
事業・取組の内容	いじめの状況の把握、分析及び調査・研究、関係機関との連携等によりいじめ問題の解決を図る。 児童生徒のコミュニケーション能力を高め、人間関係を調整する能力や技術を身に付けることを通して、好ましい人間関係を育み、いじめ等の生徒指導上の諸問題の未然防止に取り組む。					
令和6年度実施状況	北九州市いじめ問題専門委員会、いじめ・非行防止連絡会議の開催。学校いじめ防止基本方針の見直し。いじめに関するアンケートを年3回以上実施。いじめ防止をテーマにした「中学校区ミーティング」の実施。ネットトラブル防止啓発資料配布。	評価	一部課題あり			
現状の課題・今後の見通し	いじめの重大事態の発生を防ぐため、再発防止に向けたさまざまな取組を推進していくことが求められる。 北九州市いじめ防止基本方針の適宜改定を進める。ネットいじめをテーマに据えた「中学校区ミーティング」の実施とスローガンの作成。いじめを防止するための、対人スキルアップに向けた学校における取組の推進。	人権課題	こども			
事業名	学校への支援体制	所管課	教育委員会生徒指導課			
事業・取組の内容	学校では、児童生徒、保護者、地域との関わりの中で様々な問題が発生し、その解決が長期化・複雑化することも少なくない。このような問題の未然防止、早期解決および保護者の信頼回復等に向け、教育委員会（学校支援ライン、学校支援チーム、スクールロイヤー）と学校が連携して対応することで、正常な学校運営を目指す。					
令和6年度実施状況	学校内外で起こりうる諸問題について、区担当主事が学校を訪問するなどして、迅速に対応できうる体制の構築を図った。 スクールロイヤー（SL）の活用を進め、対応の必要性の有無等、事態が複雑化、長期化する前に電話相談や、訪問相談を受けて、法的根拠を基に、学校に求められる保護者のニーズや地域からの要求に対応していくようにした。	評価	概ね指針どおり			
現状の課題・今後の見通し	管理職を支援し、若年教員の増加による学校の対応力の低下を防ぐため、管理職及び職員の対応力向上（事案に対する初期対応・早期対応・早期解決の意識向上）のための研修を行い、生徒指導体制の充実を図る。	人権課題	こども			

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

事業名	スクールソーシャルワーカー活用事業	所管課	教育委員会生徒指導課												
事業・取組の内容	児童生徒が置かれた様々な環境に働き掛けるため、関係機関等との連携を強化するコーディネーター的な存在であるスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置、活用することで、児童生徒が抱える様々な課題（不登校や暴力行為、虐待、ヤングケニア等）への対応を図る。														
令和6年度実施状況	年に2回「SSW運営協議会」を開催。有識者や他機関関係者と意見交換を実施。また、R6の支援対象者数は700人、うち解決・好転者数は396人、解決・好転率は56.71%であった。	評価	概ね指針どおり												
現状の課題・今後の見通し	・環境、体制づくり⇒離職率も高い傾向にある中、よりよい支援組織体制について、検討していく必要がある。 また、正規職員やリーダーの役割、その専門性を高める仕組み、正規職員やリーダーの在り方等も課題である。	人権課題	こども												
事業名	スクールカウンセラー活用事業	所管課	教育委員会生徒指導課												
事業・取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士・公認心理師等の「心の専門家」をスクールカウンセラーとして中学校区（小学校126校、中学校63校）、特別支援学校（8校）、高等学校（1校）、令和4年度新設された不登校等支援センター等に配置し、生徒指導上の諸問題の未然防止・早期対応に資する。 スクールカウンセラーは、校長の指揮監督の下に、以下の職務等を行う。 ① スクールカウンセリング ② 生徒指導委員会（校内いじめ問題対策委員会）への参加 ③ 新規採用教職員ガイダンス ④ 小学生5年生全員面談※小学校勤務者のみ該当 ⑤ 教職員向け研修 ⑥ 児童生徒向け「生涯にわたるメンタルヘルス研修の基礎」授業 ⑦ 緊急支援・緊急対応 ⑧ 外部機関についての情報提供と情報提供書の作成 ⑨ 不登校児童生徒の家庭訪問について ⑩ 校内の心理検査について 														
令和6年度実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○全198校（小学校・中学校・特別支援学校・高等学校）でスクールカウンセラーによるカウンセリング・生徒指導委員会への参加・教職員向け研修の実施 ・緊急支援・緊急対応 ○小学校5年生全員面談実施 ○小6と中2の自殺予防教育の実施 	評価	概ね指針どおり												
現状の課題・今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数も年々増加傾向にあるため、スクールカウンセラーの配置時間や、実態に応じて配置される学校の時間数を精査していく。 ・SCSV中心にスクールカウンセラーのグループ研修を行っていく。 ・年3回行うスクールカウンセラー連絡会議で、5年生全員面談や教職員向け研修、自殺予防教育を実施するための研修を今後も行っていく。 	人権課題	こども・障害												
事業名	特別支援教育相談支援事業	所管課	教育委員会 特別支援教育相談センター												
事業・取組の内容	<p>〈目的〉 幼稚園、小・中学校の通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に、特別支援教育相談センターの専門家相談員（臨床心理士及び言語聴覚士）が対応することで、より専門的で的確な判断・指導・評価を行い、児童生徒、教職員、保護者への支援を行うとともに、校内支援体制づくりへの助言を行う。</p> <p>〈対象〉 巡回相談、教育相談を受けている者で、専門家の派遣が必要な児童生徒</p> <p>〈内容〉 巡回相談や教育相談の申込みのある児童生徒の中で、主訴の改善が困難、二次障害が顕著であるなどのケースに対し、専門家を派遣し多面的に実態把握を行うことで、専門性に裏付けられたアセスメントを行う。 ・教育相談は、家庭生活や学校生活での支援等について、保護者や本人・教職員に指導助言を行う。 ・巡回相談は、校内支援体制づくりや個別の指導計画及び個別の教育支援計画作成等について、園（所）や学校に指導助言を行う。</p>														
令和6年度実施状況	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center; padding-bottom: 5px;"><教育相談></td> <td style="width: 33%; text-align: center; padding-bottom: 5px;"><巡回相談></td> <td style="width: 33%; text-align: center; padding-bottom: 5px;"><早期相談></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">相談人数（実数） 636人</td> <td style="text-align: center;">活用校数（実数） 48校</td> <td style="text-align: center;">教育相談（人数） 231人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">時間数（延べ） 2154時間</td> <td style="text-align: center;">相談回数（延べ） 98回</td> <td style="text-align: center;">巡回相談（人数） 66人</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">時間数（延べ） 266時間</td> <td></td> </tr> </table>	<教育相談>	<巡回相談>	<早期相談>	相談人数（実数） 636人	活用校数（実数） 48校	教育相談（人数） 231人	時間数（延べ） 2154時間	相談回数（延べ） 98回	巡回相談（人数） 66人		時間数（延べ） 266時間		評価	概ね指針どおり
<教育相談>	<巡回相談>	<早期相談>													
相談人数（実数） 636人	活用校数（実数） 48校	教育相談（人数） 231人													
時間数（延べ） 2154時間	相談回数（延べ） 98回	巡回相談（人数） 66人													
	時間数（延べ） 266時間														
現状の課題・今後の見通し	<p>児童生徒の一人一人の教育的ニーズの多様化に適切に対応するために、校園長による特別支援教育コーディネーターの複数指名を推奨することで、校園内支援体制を引き続き強化していく。また、研修内容を充実させ、子どもや保護者の主訴や教育的ニーズなどに対する対応力を高めたり、相談機関等の効果的な活用の仕方の周知を図ったりできるようになる。</p> <p>今後、増加が見込まれる幼稚園、保育所等からの相談に適切に対応し、切れ目ない指導支援を行うことができるよう、就学相談や教育相談につながった児童の個別の教育支援計画の作成や活用を促していくとともに、確実な引継ぎを支援していく。</p>	人権課題	こども・障害												
④ 学校の人権教育の目標・計画を明確にし、学校全体で人権教育に取り組むための体制の整備															
事業名	人権教育推進事業(目的設定・指導計画)	所管課	教育委員会生徒指導課												
事業・取組の内容	学校教育においては、生命の大切さを学び、自尊感情や他の人とよりよく生きようとする意識、集団生活での規範を尊重し義務や責任を果たす態度など、「生きる力」をはぐくむ教育活動を推進する。人権教育は学校が行うすべての教育活動の基盤となるものであり、子どもの実態や発達段階を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて取り組む。														
令和6年度実施状況	教職員研修に関しては、各学校で計画した「人権教育校内研修会」に基づいて実施し、人権教育に関する基礎的・基本的な資質・能力の育成を図った。児童生徒の人権教育においても、教材を活用して授業を取り組んだ。	評価	概ね指針どおり												
現状の課題・今後の見通し	教職員の人権意識高揚のため、人権教育校内研修会の充実化。 児童生徒が、自他ともに大切さを認め、人権感覚を身に付け行動で現れるよう、人権教育を行い、コミュニケーション能力と人間関係づくりのスキルの向上を図る。	人権課題	人権全般												

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

第4章 人権教育・人権啓発の推進					
【基本的な視点】 ・自分自身の課題としての人権教育・人権啓発の推進 ・市民の理解と共感を得る人権教育・人権啓発の推進		・生涯にわたる多様な人権教育・人権啓発の推進			
2-(1)-①【学校教育】 イ 指導方法・教材の改善と充実					
知識偏重に陥らないように多様な体験活動や交流学習の実施や、学習教材に身近な事柄を取り上げるなど、子どもたちの興味・関心を生かすなどの工夫を行います。					
① 確かな人権感覚を身に付けさせるための指導方法の工夫と教材の改善・充実					
事業名	心の教育推進事業	所管課	教育委員会学校教育課		
事業・取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 豊かな体験を通して、自己の生き方についての考えを深める道徳教育を推進する。発達段階や連続性・一貫性を考えた小・中学校での豊かな体験活動、伝統文化に親しむ体験活動などに取り組む。 ○ 北九州市の郷土の文化と伝統を大切にする心の育成を行うため「北九州道徳郷土資料」や道徳科の教科書、文部科学省作成教材「私たちの道徳」、人権教育教材集「新版 いのち」等を活用し、道徳科の指導の充実を図る。 ○ 豊かな情操を養うため、感受性の豊かな中学生に対して芸術性の高い演劇・音楽・美術等の鑑賞の取組を行う。 				
令和6年度実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 伝統文化体験事業（小・中学生による伝統文化の体験活動） ○ 北九州道徳郷土資料、道徳科の教科書、私たちの道徳、新版 いのちの活用 ○ 中学生舞台芸術鑑賞教室 ○ 中学生音楽鑑賞教室 ○ 中学生美術鑑賞教室 	評価	概ね指針どおり		
現状の課題 ・今後の見通し	<p>現状の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 豊かな心を育むためには、現在の事業の一層の充実を図るとともに、学校・家庭・地域等とのより一層の連携が必要である。 <p>今後の見通し；継続実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 伝統文化体験事業については、小・中・特別支援学校17校が実施する予定である。 ○ 文科省委託事業を活用した北九州市道徳教育推進事業を継続実施する。 	人権課題	人権全般		
事業名	人権教育推進事業(副読本/資料集等を活用した人権教育の実践)	所管課	教育委員会生徒指導課		
事業・取組の内容	人権教育は学校が行うすべての教育活動の基盤となるものであり、子どもの実態や発達段階を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて取り組み、自他ともに大切さを認め、人権感覚を身に付け行動で現れるよう、人権教育を行い、コミュニケーション能力と人間関係づくりのスキルの向上を図る。				
令和6年度実施状況	人権教育教材集「新版いのち」や「北九州子どもつながりプログラム」「北九州道徳郷土資料」等を活用しながら人権教育を進め、コミュニケーション能力と人間関係づくりのスキルの向上を図った。	評価	概ね指針どおり		
現状の課題 ・今後の見通し	個別的な人権課題に関する特活動や教科指導の中で適切に指導するとともに、多様な教材を活用して人権教育に取り組む。	人権課題	人権全般		
事業名	副読本・教材の効果的な活用	所管課	教育委員会生徒指導課		
事業・取組の内容	人権教育は学校が行うすべての教育活動の基盤となるものであり、子どもの実態や発達段階を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて取り組み、自他ともに大切さを認め、人権感覚を身に付け行動で現れるよう、人権教育教材集や副読本を活用し、コミュニケーション能力と人間関係づくりのスキルの向上を図る。				
令和6年度実施状況	人権教育教材集「新版いのち」や「北九州子どもつながりプログラム」「北九州道徳郷土資料」等を活用しながら人権教育を進め、コミュニケーション能力と人間関係づくりのスキルの向上を図った。	評価	概ね指針どおり		
現状の課題 ・今後の見通し	個別的な人権課題に関する特活動や教科指導の中で適切に指導するとともに、多様な教材を活用して人権教育に取り組む。	人権課題	人権全般		
事業名	人権教育研究等推進事業	所管課	教育委員会教育センター		
事業・取組の内容	教育実践サポート室の整備・・・「教育センターだより」、「k i t a Qせんせいチャンネル」（北九州市教職員専用サイト）を活用し、人権教育に関する情報・資料についての広報活動の充実を図り、広く教職員に公開することで、各校における人権教育の推進を図る。				
令和6年度実施状況	人権教育に関する資料（書籍、DVD等）について、必要な情報を容易に取り出せるよう、教育センター3階の教育実践サポート室の環境整備を行った。	評価	概ね指針どおり		
現状の課題 ・今後の見通し	「教育センターだより」やHP、「k i t a Qせんせいチャンネル」（北九州市教職員専用サイト）を活用するなどして、教職員（特に若年教員）への広報を充実させる必要がある。また、特に本市作成の資料については全て収集し、配置場所などを工夫して閲覧しやすいようにする必要がある。	人権課題	人権全般		
事業名	ジェンダー平等に関する副読本の活用事業	所管課	政策局WomanWill推進室		
事業・取組の内容	男女共同参画に関する基本的な項目を分かりやすくまとめた副読本を作成し、男女共同参画意識の定着や進路選択の参考として役立てるため、市内の小学5年生と中学1年生に配布するとともに、教師用として副読本に加え活用の手引きを配布する。 また、教育委員会等と連携して、教育活動での活用促進に努める。				
令和6年度実施状況	市内の小学5年生と中学1年生に配布	評価	概ね指針どおり		
現状の課題 ・今後の見通し	教育現場で効果的な教材として活用いただくため、5年毎を目安に改訂を行っており、次期改訂は令和8年度予定。 また、実際に教育現場での活用促進を図るため、教育委員会との連携強化に取り組む。	人権課題	女性		

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

第4章 人権教育・人権啓発の推進					
【基本的な視点】		・自分自身の課題としての人権教育・人権啓発の推進 ・市民の理解と共感を得る人権教育・人権啓発の推進			
2-(1)-①【学校教育】 ウ 人権感覚に優れた教職員の育成					
教職員が人権尊重の理念について十分な認識と感性を身に付けることができるよう、研修を充実させ、実践的な指導力の向上を図ります。					
① 職務に応じた教職員研修の充実					
事業名	児童・生徒の自殺予防のための教員等向け研修(再掲)	所管課	保健福祉局 精神保健福祉センター		
事業・取組の内容	児童・生徒の自殺を予防するための取り組みとして、平成21年度に教育委員会・福岡県臨床心理士会・精神保健福祉センターの三者が協働して制作した、小中学生向け自殺予防教育リーフレットを学校現場で活用するため、連携を行うもの（精神保健福祉センターでは現在、リーフレットの改訂および印刷・配布を担当）。				
令和6年度実施状況	毎年1回、教育委員会、福岡県臨床心理士会（自殺予防ワーキンググループ）との三者連絡会議を実施し、連携体制の維持に努めている。	評価	概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	学校全体への周知・理解を広げるため、教育委員会等とさらなる連携をしていきたい。	人権課題	人権全般		
事業名	教職員人権教育研修	所管課	教育委員会教育センター		
事業・取組の内容	教職員の人権意識向上を目的に、同和問題やLGBTQ等に関する人権教育を行っている。すべての教職員が、経験年数に応じて、また希望により継続的に受講できる体制を整えている。				
令和6年度実施状況	新任講師、新採教諭等、新採幼稚園教諭、二年次、十年次、新採校長、新任人権教育担当主任及び希望者対象に実施。	評価	概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	全教職員が人権意識を常にもち続ける必要があるため、継続して実施していく。	人権課題	人権全般		
② 実践力を高めるための効果的な研修や研修機会の拡充					
事業名	人権教育推進事業(学校の人権教育研究推進、教職員研修派遣)	所管課	教育委員会生徒指導課		
事業・取組の内容	人権感覚に優れた教職員の育成に努めるため、派遣研修を通して教職員の人権問題に対する理解と認識を深め、学校における人権教育の充実を図る。				
令和6年度実施状況	令和6年度は、幼・小・中・特別支援学校に対し希望を募り、配分(上限あり)を行った。 (小学校：123校 中学校：63校 特別支援学校：8校 幼稚園：4園)	評価	概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	例年、積極的に派遣研修を行っており、研修内容も、各学校・園の状況に応じて、人権教育研究大会等派遣に限らず、幅広い教科等の研究大会等派遣や先行研究校視察派遣などでも活用している。	人権課題	人権全般		
事業名	学校におけるハラスメント防止対策事業	所管課	教育委員会教職員課		
事業・取組の内容	教職員のハラスメント問題に対する意識を向上させ、ハラスメントの防止への取組みを推進するため、教育委員会が作成し、全教職員へ配布した冊子などをもとに、全学校や教育センター等においてハラスメント防止研修を実施する。				
令和6年度実施状況	(1) ハラスメント防止研修（全学校で平成30年度から毎年度実施） (2) 教育センターで新採や管理職等を対象とした研修の公務員倫理の中でハラスメント防止について講義 (3) 各学校で所属の新規採用職員に対しハラスメント防止研修を毎年度実施	評価	概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	効果継続のため、各学校において、今後も継続的に研修を実施していく必要がある。	人権課題	女性・性的マイノリティ		

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

第4章 人権教育・人権啓発の推進					
【基本的な視点】 ・自分自身の課題としての人権教育・人権啓発の推進 ・市民の理解と共感を得る人権教育・人権啓発の推進		・生涯にわたる多様な人権教育・人権啓発の推進			
2-(1)-①【学校教育】 工 地域・家庭との連携					
「開かれた学校づくり」に努め、学校での人権教育の成果を家庭や地域にも伝えることで、人権教育の効果を高めていきます。 また、学校間の連携に努めます。					
① 地域・家庭・学校の連携による人権教育の推進					
事業名	学校開放週間	所管課	教育委員会生徒指導課		
事業・取組の内容	北九州市立の全校・園において「学校開放週間」を実施し、保護者や地域の方々が気軽に学校・園を訪れ、教育の現場を体感し、学校教育に対する理解を深めてもらうとともに、学校・園の情報を積極的に保護者や地域に公開する場とする。期間は、10月1日から11月30日までの2か月間のうち、少なくとも4日間を各校の判断により設定する。この「学校開放週間」を利用して、学校、家庭、地域の連携をより一層強化し、学校から人権教育の成果を家庭や地域に発信する。				
令和6年度実施状況	学校開放週間では通常の授業、掃除、給食及び部活動の公開、学習発表会や文化祭の観覧、PTAバザーの同時開催、地域住民との交流・連携事業などが行われ、多くの来校者があった。人権をテーマにした学習発表会や文化祭のほか、人権に関わる学習も保護者や地域住民参加型で実施した。	評価	概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	本事業は、保護者や地域の方々の学校教育の理解を深めるとともに、学校情報を市民と共有するために、重要な事業であると考えている。今後も、ホームページなどによる広報を実施するなど一層の推進を図る。	人権課題	人権全般		
事業名	スクールヘルパーの配置(再掲)	所管課	教育委員会 次世代教育推進課		
事業・取組の内容	学校教育の現場において、保護者や地域の住民等が様々な知識や経験を活かしながら子どもの安全対策や教育活動に関する支援などの活動を有償、無償ボランティアとして学校に登録・配置し支援を行う。				
令和6年度実施状況	地域学校協働本部事業を平成31年度から立ち上げ、中学校区に62本部設置している。また、地域と学校のパイプ役として地域学校協働活動推進員を配置している。令和6年度は、3,754名の方が活動にあたった。	評価	概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	今後も、地域と学校の連携を進めていきたい。また、地域学校協働活動推進員に対して研修を実施することで、地域人材を学校教育につなげていけるようにする。	人権課題	こども・障害		
事業名	家庭・地域・学校パートナーシップ事業	所管課	総務市民局生涯学習課 教育委員会次世代教育推進課		
事業・取組の内容	<p>1 事業の目的 子どもの生きる力をはぐくみ、心豊かでたくましい子どもを育てるための体験活動の機会を充実させるとともに、家庭や地域の教育力の向上に向け、家庭教育に関する啓発や学習機会の提供を推進する。また、地域や家庭と学校が一体となって、教育力の向上に取り組む体制づくりを行う。</p> <p>2 事業の概要 ●家庭・地域への啓発事業 ア 北九州市子どもを育てる10か条普及促進、イ 家庭教育講座の充実、ウ 子育てネットワークの充実 ●家庭・地域・学校の連携 ニ 生き生きバリアフリー、オ 生活体験通学合宿、カ 地域・子ども交流事業</p>				
令和6年度実施状況	<p>ア 北九州市子どもを育てる10か条普及促進 ・PTA指導者研修会、家庭教育講演会等の開会行事において、「10か条唱和」を実施。 ・小学校入学説明会において、家庭教育の重要性について校長からの説明を依頼し、配付資料への10か条の掲載を通じて、新1年生及び保護者への啓発を行った。 ・出前講演実施箇所：0箇所 参加人数：0人</p> <p>イ 家庭教育講座 市民センター、市立幼稚園・小・中・特別支援学校家庭教育学級：174園・校 私立幼稚園、保育所家庭教育学級：62箇所 直営保育所：9箇所</p> <p>ウ 子育てネットワークの充実 子育てサポート登録者数 1,424名 サポーターリーダー数：165名</p> <p>エ 生き生きバリアフリー 実施館（R06）：3館 参加人数：707人</p> <p>オ 生活体験通学合宿 実施館（R06）：0館 参加人数：0人</p> <p>カ 地域・子ども交流事業 実施館（R06）：130館 参加人数：34,479人</p>	評価	概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	<p>・出前講演については、オンライン等、様々な実施方法を検討し、周知をしていく。</p> <p>・家庭教育講座では、引き続き市民センターが核となりながら、地域の家庭・学校・地域住民等の状況に応じた連携の仕組みづくりを検討していく。また、多様な家庭環境に対応した家庭教育の啓発及び情報提供を行っていく。</p>	人権課題	人権全般		
事業名	中学校区人権教育研究推進協議会	所管課	教育委員会生徒指導課		
事業・取組の内容	中学校区における幼稚園、小中学校で連携して人権教育に取り組むとともに、児童生徒の情報交換や授業研究等、学校間や校種間の相互理解や連携に努める。				
令和6年度実施状況	市内全中学校区で、中学校区人権教育研究推進協議会を組織化し、小中連携した人権教育や校種間の相互理解に取り組んでいる。	評価	概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	<p>中学校区人権教育研究推進協議会の取組を、より効果的な取組とするため、「北九州子どもつながりプログラム」（北九州市対人スキルアッププログラム）や「新版いのち」等の活用と実践について校区の実情に合わせて共通理解をして推進を行っていく必要がある。</p> <p>小中連携した取組だけでなく、小小連携も推進していく必要がある。</p>	人権課題	人権全般		

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

② 「北九州市子どもを育てる10か条」「人権の約束事運動」などの市民運動への参加			
事業名	「北九州市子どもを育てる10か条」普及促進事業	所管課	教育委員会 次世代教育推進課
事業・取組の内容	<p>【事業目的】 平成15年10月に、地域や家庭の教育力向上を目指し、公募方式で制定した「北九州市子どもを育てる10か条」について、広く市民に実践してもらうため、様々な方法で普及促進を図る。</p> <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10か条普及促進のための広報活動 <ul style="list-style-type: none"> (1) 出前講演の実施 出前講演の広報及び実施 (2) 家庭教育講演会 教育委員会が主催し、PTA協議会に委託。年一回全市的な講演会を実施 		
令和6年度実施状況	北九州市子どもを育てる10か条普及促進 ○PTA指導者研修会、家庭教育講演会等の開会行事において、「10か条唱和」を実施。 ○小学校入学説明会において、家庭教育の重要性について校長からの説明を依頼し、配付資料への10か条の掲載を通じて、新1年生及び保護者への啓発を行った。	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	出前講演については、オンライン等、様々な実施方法を検討し、周知をしていく。	人権課題	人権全般
事業名	「人権の約束事運動」の推進	所管課	教育委員会企画調整課
事業・取組の内容	「人権文化のまちづくり」を進めるため、人権に関する身近なテーマを市民相互の約束事として守りあう「人権約束運動」を推進する。 市民センターをはじめ、小・中・特別支援学校全校が参加登録を完了。		
令和6年度実施状況	市民センター新任館長等研修等において、モモマルくんを通じた「人権約束事運動」の実施等の活動を促した。	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	あらゆる人権啓発活動の場において、「人権の約束事運動」がきっかけとなり、市民活動が持続的に発展するように働きかけていく。	人権課題	人権全般
③ 学校間・校種間連携による継続的な人権教育の推進			
事業名	特別支援教育推進事業	所管課	教育委員会特別支援教育課
事業・取組の内容	<p>障害のある子どものもてる力や可能性を最大限に伸ばし、主体的に自立や社会参加できる力を育成するため、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う。</p> <p>特に、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等と関係機関の緊密な連携の下、保護者や本人の理解を図り、幼児期から学校卒業後を見通した指導・支援に必要な情報の引継ぎツールである「個別の教育支援計画」の作成と活用を図る。</p>		
令和6年度実施状況	<p>1 個別の教育支援計画の作成について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級に在籍する全児童生徒と、小・中学校の通常の学級に在籍し通級による指導を受けている全児童生徒について作成し、保護者や関係機関等と連携し一貫した指導や支援ができるようになっている。（作成率100%） ・幼稚園においても、共通した様式を教育イントラナビに掲載し、活用できるようにしている。 2 幼稚園・小学校・中学校・高等学校での個別の指導計画の作成及び活用について <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校と小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒と、小・中学校の通常の学級に在籍し通級による指導を受けている児童生徒について、作成率は全体で100%となった。 ・個別の指導計画の作成及び活用については、特別支援教育相談センターの巡回相談や特別支援教育コーディネーターに対する研修等で指導している。 	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の教育支援計画の作成率は概ね指針通りであるが、今後も個別の教育支援計画の作成率を維持し、活用を進めていく必要がある。 <p>【今後の見通し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校・園に対する働きかけの機会を増やし、作成や活用の意義や得られる効果や作成の手順について具体的な事例と併せ、研修会等の機会をとらえて詳しく説明していく。特に管理職には、学校マネジメント訪問や就学相談事業に係る研修を通して、個別の教育支援計画及び個別の指導計画に対する理解を図る。 ・教職員や保護者に対しては、パンフレット「北九州市の特別支援教育」や学校向け通信「特別支援教育だより」を通して作成の意義・活用や効果についての周知を更に図るとともに、相談機能を効果的に活用することにより、今後一層、作成・活用への具体的な支援を行う。 ・教育イントラナビに掲載している個別の教育支援計画及び個別の指導計画の記入マニュアルの周知を図る。 ・教育センターや特別支援教育課が行う研修会や連絡会議、指導主事による学校訪問等の際に、作成の必要性や効果的な活用等について説明する。 ・個別の指導計画の作成報告を、教育委員会への持参提出からFormsを用いての電子報告に変更する。このことにより教職員の業務改善につなげる。 ・個別の教育支援計画に関する保護者への理解・啓発を、就学相談や教育相談等の機会を通じて行うとともに、相談で得た情報を整理し、個別の教育支援計画に記載するための情報を学校・園と共有する。 	人権課題	こども・障害

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

第4章 人権教育・人権啓発の推進					
【基本的な視点】 ・自分自身の課題としての人権教育・人権啓発の推進 ・市民の理解と共感を得る人権教育・人権啓発の推進		・生涯にわたる多様な人権教育・人権啓発の推進			
2-(1)-②【社会教育】 ア 学習サイクルの確立と実践活動の場の創出					
学習機会の提供とともに学習成果の活用に努め、学習の場と実践活動の場を結びつけるなど学習サイクルが生まれるような工夫に努めます。					
① 学習成果が実践活動に生かされる学習体系の整備					
事業名	地域研修	所管課	教育委員会企画調整課		
事業・取組の内容	市民が人権について正しい認識と理解を深めることができるよう、市民センターを中心に人権研修を行う。実施にあたっては、個別の人権課題に限らず、暮らしの中の身近な問題を通じて人権について学ぶものとする。				
令和6年度実施状況	【人権市民講座】R4：356回、10,530人 R5：370回、11,533人 R6：365回、11,548人 【家庭教育学級】R4：337回、5,857人 R5：327回、6,578人 【人権に関する話題提供】R6：413回、42,364人	評価	概ね指針どおり		
現状の課題 ・今後の見通し	・新型コロナウィルス感染症の影響等によるPTA活動の縮小を踏まえ、家庭教育学級やPTA自主事業での取組みをやめ、講座という手法にとらわれず、市民センターで行われる他の講座や啓発活動の場を活用して、人権に関する情報・話題提供を行うことに取り組んだ。引き続き本取組みを継続し、より多くの市民に対して人権啓発を推進する。	人権課題	人権全般		
事業名	北九州市民カレッジ	所管課	総務市民局 生涯学習総合センター		
事業・取組の内容	平成15年度から始まり、市民の多様な学習ニーズに対応した生涯学習の機会を提供し、自己実現の促進及び循環型生涯学習社会を担う人材の育成を図っている。3つのコース（まちづくり・人材育成系コース、総合・教養系コース、高等教育機関提携コース）に分け、自己完結的な生涯学習だけではなく、学んだ成果を地域社会に還元し、地域コミュニティ活動に関わっていく取り組みを支援することにより、活力ある地域の創造を目指している。				
令和6年度実施状況	令和6年度は前期20講座、後期31講座（放送大学コラボ講演会を含む）を実施し、延べ1,062名が受講したが、学びから活動へつながった受講生を十分把握できておらず、受講後のフォローアップ体制を構築する必要がある。	評価	課題あり		
現状の課題 ・今後の見通し	学びだけではなく、学習成果を地域活動や自主活動で活用できる学びのサイクルを目指し、学びから活動へのマッチング事業に力を入れていく必要がある。	人権課題	人権全般		
② 多様な手法を用いた学習プログラムの提供					
事業名	企業研修	所管課	教育委員会企画調整課		
事業・取組の内容	市内民間企業の事業主や採用担当者および人権啓発推進員等が人権問題について正しい認識と理解を深め、適正な採用選考システムの確立が図られるよう研修を行うもの。				
令和6年度実施状況	令和6年度「公正採用選考人権啓発推進員研修および人権を考える企業のつどい」を下記のとおり実施した。 研修動画配信期間：令和6年12月1日～令和7年1月31日 主催：北九州市教育委員会、北九州市、北九州市内各労働基準監督署、北九州市内各公共職業安定所、 北九州市内企業内同和問題研修推進委員会ブロック連絡会、北九州市人権問題啓発推進協議会、 人権の約束事運動「ほっとハート北九州」推進協議会、 北九州市立男女共同参画センター“ムーブ” 対象者：企業の事業主、市内企業の公正採用選考人権啓発推進員、採用担当者、人事担当者等 内容：「ビジネスと人権・企業の社会的責任（CSR）」 講師：森本 美紀子氏（㈱karna代表） 受講者数：474人	評価	概ね指針どおり		
現状の課題 ・今後の見通し	より効果的・実用的な研修となるように、受講者アンケート結果や各主催団体からの専門的な意見を踏まえると共に、国の動きや法改正等を注視する。	人権課題	人権全般		

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

③ 市民活動団体との連携・協働による多様な学習機会や実践活動の場の提供			
事業名	ESD推進事業(再掲)	所管課	環境局環境学習課
事業・取組の内容	<p>ESD（持続可能な開発のための教育）とは、持続可能な社会の実現を目指し、一人ひとりが世界、将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、より良い社会づくりに参加するための教育である。人権問題は、その中の大きなテーマかつ課題の一つである。具体的には、ESD活動を通じて世界の人々との繋がりを意識しながら、男女の格差、貧困問題、障害者との関わり方など、あらゆる人権について考える場となっている。</p> <p>本市は、SDGs未来都市として、その基盤となる「持続可能な社会」の構築を図るために、市民、NPO、学校、企業、行政等からなる「北九州ESD協議会」を中心としてESDを推進している。当協議会は、国連大学から認定された九州初の「ESD推進拠点（RCE）」で、市民団体や大学をはじめ、環境活動や多文化共生等を行う95団体（令和7年3月現在）が会員となり、各専門分野を活かした活動やパートナーシップによる取組を進めていく。</p>		
令和6年度実施状況	<p>○人材育成 ・あらゆる世代の人たちの学びの機会となる「出前講座」を、市民センターで44回（参加者計：1,300人）実施 ・若い世代（大学生や社会人）で構成された委員会の活動として、イベントにおけるコンテンツ作りなどを通じて、若い世代（学生など95人）の人材育成に取り組んだ。 ・「韓国ESDスタディツアーワークショップ」の実施や、海外からの視察団の受け入れ等を通して、互いの文化交流を行った。</p> <p>○普及啓発 ・北九州ESD協議会の各部会や各委員会などの活動報告会を対面（ワークショップ形式）で実施した。 ・北九州市立大学地域創生学群プロモート実習生によるイベント「ESDツキイチの集い」は年4回（参加者計：115名）実施</p>	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	引き続き様々なステークホルダーとの協働によるESD活動の推進を図っていく。	人権課題	人権全般
事業名	夜間学級運営補助事業	所管課	教育委員会企画調整課
事業・取組の内容	義務教育を十分に受けられなかつた方に学習の機会を提供する。 城南中学校夜間学級と穴生・中学校夜間学級を運営する2つの団体に対して、補助金を交付する。		
令和6年度実施状況	<p>(過去3年分の補助金交付状況) 令和4年度 城南中学校：250万円、穴生・中学校182万円 令和5年度 城南中学校：250万円、穴生・中学校182万円 令和6年度 城南中学校：250万円、穴生・中学校182万円</p>	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	令和6年に公立夜間中学校・ひまわり中学校が開校したが、本事業は生涯学習の位置付けのもと、補助金交付を中心とした支援を継続することが、最も現実的であり、かつ、夜間学級の生徒にとって望ましい形であると判断している。補助金交付のほか、生徒募集等の広報活動など、できる限り側面的支援も行っていく。	人権課題	人権全般
事業名	市民・学校・企業との連携による教材・教具・作品づくり事業	所管課	教育委員会特別支援教育課
事業・取組の内容	市民や企業、近隣の学校と特別支援学校が、協働で教材・教具・作品づくりを行うことにより、障害特性に応じた合理的配慮に関する理解を促進し、官民一体となった障害者理解を推進する。		
令和6年度実施状況	<p>【実施校における取組】 ①門司総合特別支援学校 市民ボランティアが、車いすの移動時に使用するスロープの補修と実態に応じた児童使用の三段ボックスの作製を行った。 ②小倉北特別支援学校 市民ボランティアが、木工の作業学習で取り組む作業の下準備（木べらの型の作製等）を行った。 ③小倉総合特別支援学校 市民ボランティアが、児童生徒が使用しているクッションの補修、作業時に安全に道具を使用するための補助具や活動を促すための滑車付きの台等児童生徒の実態に応じた様々な補助具の作製を行った。 ④小倉南特別支援学校 市民ボランティアが、農業の作業で行う花植えの事前準備や専門家として授業での指導等を行った。 ⑤八幡特別支援学校 市民ボランティアが、児童用椅子の滑り止め補助具の作製と実態に応じた調整を行った。 ⑥八幡西特別支援 市民ボランティアが、児童生徒が使用しているクッションの補修やトライウォールを使った踏み台、カットテーブルの作製を行った。</p>	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	これまでの活動により、各学校が必要とする教材・教具が概ね整った。また、ボランティア登録者を中心に合理的配慮の提供等障害者や特別支援学校に通う児童生徒への理解が深まる等一定の成果を得た。そのため令和6年度をもって本事業を終了することとした。今後は、地域における多様な学習活動の場を創出するような事業に展開していく予定である。	人権課題	こども・障害
事業名	生涯学習推進コーディネーター配置事業	所管課	総務市民局生涯学習課
事業・取組の内容	<p>1 事業目的 市民センター等での生涯学習活動の活性化を図るために、地域で生涯学習を推進できる人材を育成し、学習ニーズや人材等地域に関するさまざまな情報の収集と提供などを行う「生涯学習推進コーディネーター」を配置する。</p> <p>2 活動内容 (1) 生涯学習事業の企画・運営への参画 (2) 館報の作成等情報提供事業への参画 (3) 上記活動に資する研修への参加</p>		
令和6年度実施状況	<p>【市民センターへの配置数】 R4：48館（36.9%）、R5：48館（36.9%）、R6：39館（30.0%） (カッコ内、配置率)</p>	評価	一部課題あり
現状の課題・今後の見通し	市民センター館長や各区の地域・人づくりアドバイザー、担当補佐を通じて、生涯学習推進コーディネーターの配置の意義・目的、効果に加え、人材の見つけ方等について周知し、生涯学習推進コーディネーターの配置を促進していく必要がある。また、コーディネーターの資質向上を図り、魅力を高めるための取組みが必要である。	人権課題	人権全般

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

第4章 人権教育・人権啓発の推進						
【基本的な視点】 ・自分自身の課題としての人権教育・人権啓発の推進 ・市民の理解と共感を得る人権教育・人権啓発の推進			・生涯にわたる多様な人権教育・人権啓発の推進			
2-(1)-②【社会教育】 イ 地域交流活動の促進						
地域活動やボランティア活動等への市民参画を促進し、個性や価値観が異なる人との交流等により相互理解を深め、人権問題への認識を深めていくよう促します。						
① 市民の主体的な活動の支援						
事業名	ふれあいフェスタの開催(再掲)	所管課	保健福祉局人権文化推進課			
事業・取組の内容	人権に関する講演会やパネル展示、人権・福祉団体との連携によるステージイベントや出展（活動の紹介・展示・販売）などを行い、明るく楽しい雰囲気の中で人権の大切さについて考えるイベントを実施する。					
令和6年度実施状況	日時 11月24日（日）11：00～16：30 場所 ウェルとばた大ホール、交流プラザほか 内容 人権講演会（弁護士菊地幸夫）、ふれあいステージ（NHK体操のお兄さん福尾誠）、人権・福祉団体出展、人権相談など 来場者アンケートでは、回答者の約95パーセントの方が「イベントに参加して、人権問題についての関心や理解が、『大変深まった』もしくは『おおむね深まった』』と回答しており、高い啓発効果が得られたと考える。			評価 概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	より啓発効果の高いイベントとするため、また、来場者の増加を図るために、開催内容の見直し、検討を行う。			人権課題 人権全般		
事業名	自助グループ(セルフヘルプ・グループ)の支援(再掲)	所管課	保健福祉局 精神保健福祉センター			
事業・取組の内容	自助グループ（セルフヘルプ・グループ）とは、同じ悩みや問題を抱える人が集うことにより、互いに悩みをわかち合い、わかりあえるという体験を通して、問題からの回復や悩みに対処する力を得るものである。周囲の人に対し、当事者が抱える依存症や精神障害といった問題への理解を求めるを目指す活動を行うグループもある。 そこで、市民活動としての自助グループの活動を支援するとともに、市民に対し、自助グループの重要性と問題への理解を求めるための啓発を行う。 (1)セルフヘルプ・フォーラムの開催 市民に対し、自助グループの重要性と問題について啓発するとともに、自助グループに関する情報提供と自助グループとの出会いの場を提供することを目的に、体験発表・講演・モデルミーティング等を行う。 (2)北九州セルフハート会議 北九州市を中心に活動する自助グループのネットワーク会議として開催。セルフヘルプ・フォーラムの実行委員会としての役割も果たす。また、毎年、各グループの情報をまとめた情報誌を作成し、市民へ配布している。					
令和6年度実施状況	(1)セルフヘルプ・フォーラム…令和6年11月3日（日・祝）開催 105名参加 (2)北九州セルフハート会議（毎月第4月曜日）…計11回開催			評価 概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	セルフハート会議は、参加者や参加グループが固定化されつつあるのに加え、参加人数も減少傾向にある。新たなグループの参加が増えるよう、広報や会議の開催方法等についても検討する必要がある。					
事業名	やさしい精神保健福祉講座の開催	所管課	保健福祉局 精神保健福祉センター			
事業・取組の内容	精神障害者の社会復帰・社会参加及び精神障害・疾患に対する一般市民の理解を促進するための講座を開催する。					
令和6年度実施状況	令和6年度やさしい精神保健福祉講座「依存症について知ろう」…令和6年9月20日（金）開催 15名参加			評価 概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	開催時期や周知方法に関わらず、参加人数は安定しない傾向にある。そのため、社会動向や参加者のニーズを踏まえて内容の見直しを図るとともに、今後もできる限り多くの媒体を利用し、周知していく。					
② 地域活動等への青少年の参加促進						
事業名	心の教育推進事業(再掲)	所管課	教育委員会学校教育課			
事業・取組の内容	○ 豊かな体験を通して、自己の生き方についての考えを深める道徳教育を推進する。発達段階や連続性・一貫性を考えた小・中学校での豊かな体験活動、伝統文化に親しむ体験活動などに取り組む。 ○ 北九州市の郷土の文化と伝統を大切にする心の育成を行うため「北九州道徳郷土資料」や道徳科の教科書、文部科学省作成教材「私たちの道徳」、人権教育教材集「新版 いのち」等を活用し、道徳科の指導の充実を図る。 ○ 豊かな情操を養うため、感受性の豊かな中学生に対して芸術性の高い演劇・音楽・美術等の鑑賞の取組を行う。					
令和6年度実施状況	○ 伝統文化体験事業（小・中学生による伝統文化的体験活動） ○ 北九州道徳郷土資料、道徳科の教科書、私たちの道徳、新版 いのちの活用 ○ 中学生舞台芸術鑑賞教室 ○ 中学生音楽鑑賞教室 ○ 中学生美術鑑賞教室			評価 概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	現状の課題 ○ 豊かな心を育むためには、現在の事業の一層の充実を図るとともに、学校・家庭・地域等とのより一層の連携が必要である。 今後の見通し；継続実施 ○ 伝統文化体験事業については、小・中・特別支援学校17校が実施する予定である。 ○ 文部科学省委託事業を活用した北九州市道徳教育推進事業を継続実施する。			人権課題 人権全般		

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

事業名	青少年ボランティアステーション推進事業	所管課	子ども家庭局 子ども若者成育課
事業・取組の内容	様々な体験活動を通じ、青少年の成長に欠かすことのできない、社会の構成員としての規範意識や子ども、高齢者、障害者など全ての人を思いやる心等、豊かな人間性を育むとともに、社会性や協調性を身につけることができるようボランティア体験活動を支援・促進する。		
令和6年度実施状況	R 2 年度、コロナ禍により大幅に減少した活動者数（2,329人）がR 3 年度以降徐々に増加している。R 6 年度は3,979人。活動後の感想から、人との関わりがあるボランティアで相手意識の深まりを実感するなど人権意識の向上を感じることができる。特に幼児・児童や年長者等との触れ合いにおいてその成果が大きく表れる。	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	・地域イベントの復活や新規開始などによるボランティア活動依頼が増加している。青少年が参加できるボランティア活動の幅野を広げられるように、ホームページを中心とした広報活動の充実、申請手続きの効率化を図っていく。	人権課題	人権全般
③ 地域・家庭の教育力向上の取組みの推進			
事業名	家庭・地域・学校パートナーシップ事業(再掲)	所管課	総務市民局生涯学習課 教育委員会次世代教育推進課
事業・取組の内容	<p>1 事業の目的 子どもの生きる力をはぐくみ、心豊かでたくましい子どもを育てるための体験活動の機会を充実させるとともに、家庭や地域の教育力の向上に向け、家庭教育に関する啓発や学習機会の提供を推進する。また、地域や家庭と学校が一体となって、教育力の向上に取り組む体制づくりを行う。</p> <p>2 事業の概要 ●家庭・地域への啓発事業 ア 北九州市子どもを育てる10か条普及促進、イ 家庭教育講座の充実、ウ 子育てネットワークの充実 ●家庭・地域・学校の連携 エ 生き生きバリアフリー、オ 生活体験通学合宿、カ 地域・子ども交流事業 </p>		
令和6年度実施状況	<p>ア 北九州市子どもを育てる10か条普及促進 ・PTA指導者研修会、家庭教育講演会等の開会行事において、「10か条唱和」を実施。 ・小学校入学説明会において、家庭教育の重要性について校長からの説明を依頼し、配付資料への10か条の掲載を通じて、新1年生及び保護者への啓発を行った。 ・出前講演実施箇所：0箇所 参加人数：0人</p> <p>イ 家庭教育講座 市民センター、市立幼稚園・小・中・特別支援学校家庭教育学級：174園・校 私立幼稚園・保育所家庭教育学級：62箇所 直営保育所：9箇所</p> <p>ウ 子育てネットワークの充実 子育てサポート登録者数 1,424名 サポーターリーダー数：165名</p> <p>エ 生き生きバリアフリー 実施館（R06）：3館 参加人数：707人</p> <p>オ 生活体験通学合宿 実施館（R06）：0館 参加人数：0人</p> <p>カ 地域・子ども交流事業 実施館（R06）：130館 参加人数：34,479人</p>	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 出前講演については、オンライン等、様々な実施方法を検討し、周知をしていく。 家庭教育講座では、引き続き市民センターが核となりながら、地域の家庭・学校・地域住民等の状況に応じた連携の仕組みづくりを検討していく。また、多様な家庭環境に対応した家庭教育の啓発及び情報提供を行っていく。 	人権課題	人権全般

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

第4章 人権教育・人権啓発の推進					
【基本的な視点】 ・自分自身の課題としての人権教育・人権啓発の推進 ・市民の理解と共感を得る人権教育・人権啓発の推進		・生涯にわたる多様な人権教育・人権啓発の推進			
2-(1)-②【社会教育】 ウ 指導者の育成					
地域の実践活動において指導的役割を果たす人材の養成や資質向上に努めます。 また、市民センター館長等の資質向上を図り、効果的な人権教育の推進に努めます。					
① 社会教育関係団体等の指導者や市民センター館長等に対する研修の充実や情報提供、相談体制の充実					
事業名	ESD推進事業(再掲)	所管課	環境局環境学習課		
事業・取組の内容	<p>ESD（持続可能な開発のための教育）とは、持続可能な社会の実現を目指し、一人ひとりが世界、将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、より良い社会づくりに参画するための教育である。人権問題は、その中の大きなテーマかつ課題の一つである。具体的には、ESD活動を通じて世界の人々との繋がりを意識しながら、男女の格差、貧困問題、障害者との関わり方など、あらゆる人権について考える場となっている。</p> <p>本市は、SDGs未来都市として、その基盤となる「持続可能な社会」の構築を図るため、市民、NPO、学校、企業、行政等からなる「北九州ESD協議会」を中心としてESDを推進している。当協議会は、国連大学から認定された九州初の「ESD推進拠点（RCE）」で、市民団体や大学をはじめ、環境活動や多文化共生等を行う95団体（令和7年3月現在）が会員となり、各専門分野を活かした活動やパートナーシップによる取組を進めていく。</p>				
令和6年度 実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる世代の人たちの学びの機会となる「出前講座」を、市民センターで44回（参加者計：1,300人）実施 ・若い世代（大学生や社会人）で構成された委員会の活動として、イベントにおけるコンテンツ作りなどを通じて、若い世代（学生など95人）の人材育成に取り組んだ。 ・「韓国ESDスタディツアー」の実施や、海外からの視察団の受け入れ等を通して、互いの文化交流を行った。 ○普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・北九州ESD協議会の各部会や各委員会などの活動報告会を対面（ワークショップ形式）で実施した。 ・北九州市立大学地域創生学群プロモート実習生によるイベント「ESDツキイチの集い」は年4回（参加者計：115名）実施 	評価	概ね指針どおり		
現状の課題 ・今後の見通し	引き続き様々なステークホルダーとの協働によるESD活動の推進を図っていく。	人権課題	人権全般		
事業名	ゲートキーパー養成研修の実施(再掲)	所管課	保健福祉局 精神保健福祉センター		
事業・取組の内容	地域において、自殺対策を広く効果的な推進を図ることを目的として、自殺防止のために早期対応の中心的役割を果たす人材（ゲートキーパー）を養成するため、次の3種の研修を行う。①職員向け研修、②かかりつけ医うつ病対応力向上研修、③民生委員・ケアマネージャー等対象の研修				
令和6年度 実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ①職員向け研修 R4:6回、延453名 R5:6回、延528名 R6:8回、延296名 ②かかりつけ医うつ病対応力向上研修 R4:1回、59名 R5:1回、65名 R6:1回、65名 ③民生委員・ケアマネージャー等対象の研修 R4:70回、延2,533名 R5:73回、延3,464名 R6:64回、延3,039名 	評価	概ね指針どおり		
現状の課題 ・今後の見通し	関係部署・窓口及び関係団体との連携を強化することで、効率的・効果的な事業展開を図ることが求められる。	人権課題	人権全般		
事業名	啓発指導者養成	所管課	教育委員会企画調整課		
事業・取組の内容	人権教育の講師・助言者の養成と資質の向上を図るために、地域での人権啓発指導者となる市民センターの館長、社会教育主事等に対して人権研修を実施するもの。				
令和6年度 実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●新任館長研修：4月 会場：北九州市立生涯学習総合センター 対象：市民センター新任館長及び新任社会主事・主事補 内容：市民センターにおける人権学習について ●人権文化のまちづくり講演会：10月 会場：ムーブ 対象：市民センター館長及び社会主事・主事補 内容：LGBTQ+をもっと身近に 	評価	概ね指針どおり		
現状の課題 ・今後の見通し	市民センターとして、組織的に地域の人権教育を推進していくために、館長だけでなく、人権市民講座に携わるセンター職員も受講対象とすることを検討する。	人権課題	人権全般		
事業名	成人教育(PTA指導者研修会)	所管課	教育委員会 次世代教育推進課		
事業・取組の内容	PTA活動の主旨、目的について理解を深めるとともに、PTA活動に必要な知識、技能を習得することにより、健全なPTA活動の推進を図ることを目的とする。 (1) 北九州市PTA指導者研修会(全市) (2) 北九州市家庭教育講演会 (3) 市特別支援学校PTA連合会研修大会 (4) 各区小・中学校PTA連合会研修大会				
令和6年度 実施状況	令和6年度は、指導者研修会、家庭教育講演会とともに参集型での実施ができた。 <ul style="list-style-type: none"> ・指導者研修会については、北九州市立生涯学習総合センターのホールにて、北九州市立大学教授 真鍋和博様による講演を行った。（参加者人数：47名） ・家庭教育後援会については、黒崎ひびしんホールにて、防災安心プランナー 柳原志保 様による講演会や、防災体験コーナーの実施を行った。（参加者人数：90名） 	評価	概ね指針どおり		
現状の課題 ・今後の見通し	北九州市PTA協議会と調整しながら、開催方法や研修内容等を工夫し、オンラインなど参加しやすい研修会を行うことが必要である。また、一方的な研修にならないよう、提供した情報を基に、参加者が考え、学習相談や市民の活動につなげていくことが課題である。	人権課題	人権全般		

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

事業名	市民センター館長研修会(再掲)	所管課	総務市民局生涯学習課
事業・取組の内容	地域におけるコミュニティ活動や生涯学習活動について、必要な知識を学ぶとともに、館長の果たすべき役割について考える。また、地域づくりの拠点である市民センターの館長として必要な能力の向上を図る。		
令和6年度実施状況	毎年度実施している市民センター館長研修会において、人権に関するカリキュラムを実施した。 R 4：1回、R 5：1回、R 6：1回	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	継続的な取組が必要。	人権課題	人権全般
事業名	地域における女性リーダー育成セミナー	所管課	総務市民局 生涯学習総合センター
事業・取組の内容	地域活動でリーダーを目指す女性を対象とし、本市における生涯学習施策や男女共同参画について理解を深め、自分の目指すリーダー像を具体化することを目的としている。		
令和6年度実施状況	中止	評価	課題あり
現状の課題・今後の見通し	令和6年度の中止を踏まえ、実施回数や内容等の見直しを行った。本市の施策や市民センター、NPO法人等の実践事例等を学び、リーダー的役割を担える女性人材を育成する。	人権課題	女性
事業名	人権啓発推進者の養成	所管課	保健福祉局人権文化推進課
事業・取組の内容	行政、地域、企業等における人権研修・人権啓発担当者を対象に、人権啓発推進者に必要な知識の習得等を目的として実施。この講座を通じて、人権問題についての知識を深めるとともに、効果的な研修計画実施の手法等を幅広く学ぶ。		
令和6年度実施状況	令和6年度は基礎編63人、発展編45人、人権啓発コーディネーター養成講座24人が受講。基礎編では北九州市の人権行政指針等、人権課題（同和問題（部落差別）、子ども、障害のある人）について、発展編では人権課題（性的マイノリティ、インターネット、ハラスメント）を専門とする講師による講座、コーディネーター養成講座では、ファシリテーターとしての知識を学ぶ講座とした。	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	人権研修担当者の受講者数の拡大と資質向上のため、実施方法や研修プログラムの見直しを行い充実を図る。	人権課題	人権全般

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

第4章 人権教育・人権啓発の推進							
【基本的な視点】		・自分自身の課題としての人権教育・人権啓発の推進 ・市民の理解と共感を得る人権教育・人権啓発の推進					
2-(2)【人権啓発】 ① 啓発活動の充実・推進							
市民の多様な興味や関心に応じた手法の検討など創意工夫するとともに、市民の主体的な実践活動につながるようなきめ細かな啓発活動に努めます。							
① 参加型・体験型手法の導入など人権に関する市民の理解を促進する啓発の推進							
事業名	ふれあいフェスタの開催(再掲)	所管課	保健福祉局人権文化推進課				
事業・取組の内容	人権に関する講演会やパネル展示、人権・福祉団体との連携によるステージイベントや出展（活動の紹介・展示・販売）などを行い、明るく楽しい雰囲気の中で人権の大切さについて考えるイベントを実施する。						
令和6年度実施状況	日時 11月24日（日）11：00～16:30 場所 ウエルとばた大ホール、交流プラザほか 内容 人権講演会（弁護士菊地幸夫）、ふれあいステージ（NHK体操のお兄さん福尾誠）、人権・福祉団体出展、人権相談など 来場者アンケートでは、回答者の約95パーセントの方が「イベントに参加して、人権問題についての関心や理解が、『大変深まった』もしくは『おおむね深まった』』と回答しており、高い啓発効果が得られたと考える。	評価	概ね指針どおり				
現状の課題・今後の見通し	より啓発効果の高いイベントとするため、また、来場者の増加を図るために、開催内容の見直し、検討を行う。			人権課題 人権全般			
事業名	人権週間に伴う啓発行事	所管課	保健福祉局人権文化推進課				
事業・取組の内容	基本的인권の尊重とその擁護について多くの市民が正しく理解するとともに、広く人権意識の普及高揚を図るために、毎年12月4日～10日の人権週間に各種啓発行事を行う。						
令和6年度実施状況	①記念講演会の開催(2回)、②人権作品募集・表彰、③TVCMやシネアドでの広報、④ふれあいフェスタの開催、⑤北朝鮮人権侵害問題啓発パネル展の開催			評価 概ね指針どおり			
現状の課題・今後の見通し	引き続き内容を工夫し、啓発行事への参加を一層促進する。			人権課題 人権全般			
事業名	スポーツ連携事業(再掲)	所管課	保健福祉局人権文化推進課				
事業・取組の内容	スポーツに関わる幅広い年齢層の市民に向けて、人権意識を高めるため、影響力のあるプロスポーツチームと連携した人権啓発を実施する。						
令和6年度実施状況	ギラヴァンツ北九州及びトヨタヴェルブリッツと連携し、計3回のホームゲーム試合にて、大型ビジョンでの啓発動画放映、ブースの設置、啓発冊子やチラシ等の配布を行い、延べ約23,000人の来場者に対して啓発活動を実施した。			評価 概ね指針どおり			
現状の課題・今後の見通し	今後も様々なスポーツチームと連携した効果の高い啓発活動を実施する。			人権課題 人権全般			
事業名	同和問題啓発強調月間行事の実施	所管課	保健福祉局同和対策課				
事業・取組の内容	福岡県同和問題啓発強調月間（7月）に市民向けの各種啓発事業を実施する。						
令和6年度実施状況	①地域交流センター人権講演会を9館で開催し、延べ582名が参加。②啓発用ポスターを1,100枚作成し、市民センターやJR・モノレールの駅などに掲示。③動画サイトや駅大型ビジョンにて啓発アニメ動画広告を配信・放映。④ストリートサイネージを活用した動画広告放映等を実施。			評価 概ね指針どおり			
現状の課題・今後の見通し	人権問題に関する市民意識調査結果で若年層の同和問題に対する意識・関心が薄れていることから、従来の紙媒体での啓発に加え、多様なデジタル媒体を活用し、同和問題への知識・理解を深めるための効果的な啓発に取り組んでいく。			人権課題 同和問題			
事業名	人権問題に対応した啓発活動の実施	所管課	保健福祉局同和対策課				
事業・取組の内容	7月の「福岡県同和問題啓発強調月間」とは別に、日ごろから同和問題（部落差別）について広く市民に周知する機会を創出するとともに、市内で差別事象が発生した場合は、関係機関と連携して重点的に啓発活動を実施する。						
令和6年度実施状況	【年間を通じた啓発活動】人権啓発入門資料「モモマルくんと考えよう！2、3、8」の配布及び同作品の2、3のアニメ動画を動画サイトで配信、同和問題に関する啓発チラシの配布や出前講演の実施（【令和6年度】同和対策課実施分：8回、地域交流センター館長実施分：15回）、その他人権啓発推進者養成講座（基礎編）など、さまざまな機会を通じて同和問題（部落差別）に係る啓発を実施。 【差別事象に対する啓発活動】市内で特定の住所を記載した差別的な紙片が発見される事象（差別事象）が平成28年3月から令和6年度に計7件発生していることを踏まえ、市内で発生した差別事象の事例を取り入れた出前講演や研修を実施していく。						
現状の課題・今後の見通し	今後も日頃から同和問題（部落差別）について、市民の理解を促進するように地道な啓発活動を継続していく必要がある。そのため、令和5年度に、昨今、ネット上やSNSで特定の地域を誹謗中傷するような差別的な書き込みが行われ、それを見た人が悪気なく拡散することで人権侵害が広がっていることを踏まえ、新たな啓発資料「モモマルくんと考えよう！8」の作成・配布を行うなど、時宜を捉えた啓発活動を継続していく。			人権課題 同和問題			

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

事業名	人にやさしいまちづくりの推進	所管課	保健福祉局総務課
事業・取組の内容	誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して快適に生活し、自らの意思で生き生きと自由に社会参加することのできる“バリアのない”“バリアを感じない”「人にやさしいまちづくり」を推進するため、「バリアフリーウィーク」の開催などによる啓発活動を行う。		
令和6年度実施状況	バリアフリーウィークの実施 (R6.11.7～R6.12.9 関連事業数17事業)	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	「心のバリアフリー」を推進していくため、バリアフリーウィークのより効果的なPRを行うことで、市民の認知度向上に取り組む必要がある。	人権課題	人権全般
事業名	こころのバリアフリー啓発事業(障害のある人の人権啓発事業)	所管課	保健福祉局障害福祉企画課
事業・取組の内容	障害や障害のある人に対する関心と理解を深めるため、当事者や関係団体参画のもと、様々な手段を用いて市民に対する積極的な啓発活動を実施するもの。		
令和6年度実施状況	出前講演の実績 (1) 実施実績 R4年度：13件、R5年度：20件、R6年度：21件 (2) 参加者数 R4年度：778名、R5年度：1,737名、R6年度：1,289名	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	子ども達を対象としたパラスポーツ体験等による「こころのバリアフリー」促進（障害や障害のある人への思いやり、コミュニケーションの重要性などの気づきを促す）を目的とした従来の取り組みに加え、上記出前講演においても、参加型・体験型の手法を取り入れながら、より効果的な啓発を行っていく。	人権課題	障害
事業名	障害者差別解消・共生社会推進事業(障害及び障害者理解の推進)	所管課	保健福祉局障害福祉企画課
事業・取組の内容	障害を理由とする差別の解消を推進するための体制整備や普及啓発等を行うもの。		
令和6年度実施状況	1 相談・紛争防止のための体制整備（障害者差別相談コーナーの運営・障害者差別解消委員会の開催） (1) 【相談件数実績】R4：40件（1件）、R5：63件（3件）、R6：39件（5件） (カッコ内は、事業者からの相談) ※障害者差別解消委員会の開催はない。 (2) 出前講演 ア 実施実績 R4年度：13件、R5年度：20件、R6年度：21件 イ 参加者数 R4年度：778名、R5年度：1,737名、R6年度：1,289名 2 障害者差別解消支援地域協議会の運営 (1) 開催回数 R4年度：1回、R5年度：2回、R6年度：2回 ※全体会開催数 3 普及・啓発活動 (1) 手話言語理解促進活動として「ブルーライトアップ」を実施 ア 日時：令和6年9月23日（祝）日没後 イ 場所：小倉城・JR小倉駅周辺、JR黒崎駅周辺	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	相談件数については、事業者からの相談件数が徐々に増加している。これは、令和6年4月に事業者における「合理的配慮」が義務化され、各事業所における具体的な取組が顕在化したものと当課は考えている。	人権課題	障害
事業名	障害者週間啓発事業	所管課	保健福祉局障害福祉企画課
事業・取組の内容	障害者基本法に定められた障害者週間（12月3～9日）前後において、障害や障害のある人に対する関心と理解を深めるため、啓発活動を行うもの。		
令和6年度実施状況	1 「ふれあいフェスタ」における啓発活動 (1) 日時：令和6年11月24日（日）11：00～16：30 (2) 場所：ウェルとばた（ふれあいフェスタ2024会場） (3) 内容：①障害者週間啓発グッズの配布（通行人・プログラム参加者・スタンプラリー参加者を対象） ②障害団体の活動紹介（パネル展示・各団体のチラシ及びパンフレット配布や動画上映） ③市民参加型プログラムの実施（ブチボザウルスとの体操教室・ブチ手話教室） (4) 実施結果：啓発グッズ1,561セット配布 2 農福連携マルシェin北九州における啓発活動 (1) 日時：令和6年12月7日（土）11：00～16：00 (2) 場所：小倉駅JAM広場 (3) 内容：①障害者週間啓発グッズの配布（通行人・クイズ参加者を対象） ②啓発スポットCM放映 ③啓発クイズ実施 ④人権啓発キャラクター「モモマルくん」によるグリーディング (4) 実施結果：クイズ参加者466人 啓発グッズ2,474セット配布 3 その他の取組み（令和6年度） (1) 西日本新聞記事におけるPR（令和6年11月2日朝刊） (2) 「障害者週間」の焼印を印字したオリジナルいづつや饅頭の販売 (3) リビング北九州及びサンデー北九州（各11月16日号）への記事掲載 (4) 北九州市立中央図書館及び子ども図書館における周知・啓発（書籍ブース設置） (5) 北九州商工会議所広報誌「北商mail通信Vol.548」への記事掲載 (6) 北九州市公式X「北州市職員募集」への投稿 (7) 厅内インフォメーションへの障害特性解説記事掲載	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	啓発効果の検証が不十分。事業効果を測定できるような仕組みづくりを検討する必要がある。	人権課題	障害

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

事業名	自助グループ(セルフヘルプ・グループ)の支援(再掲)	所管課	保健福祉局 精神保健福祉センター
事業・取組の内容	<p>自助グループ(セルフヘルプ・グループ)とは、同じ悩みや問題を抱える人が集うことにより、互いに悩みをわかち合い、わかりあえるという体験を通して、問題からの回復や悩みに対処する力を得るものである。周囲の人に対し、当事者が抱える依存症や精神障害といった問題への理解を求めるこを目指す活動を行うグループもある。</p> <p>そこで、市民活動としての自助グループの活動を支援するとともに、市民に対し、自助グループの重要性と問題への理解を求めるための啓発を行う。</p> <p>(1)セルフヘルプ・フォーラムの開催 市民に対し、自助グループの重要性と問題について啓発するとともに、自助グループに関する情報提供と自助グループとの出会いの場を提供することを目的に、体験発表・講演・モデルミーティング等を行う。</p> <p>(2)北九州セルフハート会議 北九州市を中心に活動する自助グループのネットワーク会議として開催。セルフヘルプ・フォーラムの実行委員会としての役割も果たす。また、毎年、各グループの情報をまとめた情報誌を作成し、市民へ配布している。</p>		
令和6年度実施状況	(1) セルフヘルプ・フォーラム…令和6年11月3日(日・祝)開催 105名参加 (2) 北九州セルフハート会議(毎月第4月曜日)…計11回開催	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	セルフハート会議は、参加者や参加グループが固定化されつつあるのに加え、参加人数も減少傾向にある。新たなグループの参加が増えるよう、広報や会議の開催方法等についても検討する必要がある。	人権課題	人権全般
事業名	やさしい精神保健福祉講座の開催(再掲)	所管課	保健福祉局 精神保健福祉センター
事業・取組の内容	精神障害者の社会復帰・社会参加及び精神障害・疾患に対する一般市民の理解を促進するための講座を開催する。		
令和6年度実施状況	令和6年度やさしい精神保健福祉講座「依存症について知ろう」…令和6年9月20日(金)開催 15名参加	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	開催時期や周知方法に関わらず、参加人数は安定しない傾向にある。そのため、社会動向や参加者のニーズを踏まえて内容の見直しを図るとともに、今後もできる限り多くの媒体を利用し、周知していく。	人権課題	障害
② 市民ニーズや事業効果の把握			
事業名	人権推進センター人権文化推進課の図書・ビデオライブラリーの整備・充実(再掲)	所管課	保健福祉局人権文化推進課
事業・取組の内容	市民や市内各種団体、企業等が実施する人権学習や人権研修を支援するため、人権推進センター人権文化推進課において、人権啓発DVDや人権に関する図書の貸出し及び閲覧ができるライブラリーの整備と充実を図る。		
令和6年度実施状況	DVD貸出：貸出本数469本(871回再生・18,316人視聴) DVD新規購入14枚 来所者数約500人	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	企業や市民からのニーズを把握し、DVD、図書の整備を充実する。また、多様化、複雑化する人権課題に対応するため、人権を取り巻く情勢等の把握に努める。	人権課題	人権全般
事業名	人権啓発モニター	所管課	保健福祉局人権文化推進課
事業・取組の内容	人権推進センターが実施している各種人権啓発事業の事業効果を把握するため、毎年度ごとに人権啓発モニターを募集(市内に居住・通勤・通学する18歳以上、100名程度)。各種人権啓発事業への参加(視聴、閲覧)を依頼し、年2回アンケートを実施。		
令和6年度実施状況	【モニター数】 R4:74名 R5:74名 R6:76名	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	モニターへの参加人数を増やし、より多くの方の意見を把握するため、募集方法を工夫することが必要。 今後も同様に継続していく。	人権課題	人権全般
③ 人権情報の効果的な提供			
事業名	インターネットを活用した情報発信(再掲)	所管課	保健福祉局人権文化推進課
事業・取組の内容	人権に関する情報を市民に向けて効果的に発信し人権意識の高揚につなげるため、インターネットを活用して各種啓発事業の実施情報や啓発動画、音源を発信する。		
令和6年度実施状況	北九州市人権推進センターYouTubeチャンネル、人権啓発ラジオ番組「明日への伝言板」ホームページ、市ホームページ、X、Instagramなどを活用し、タイムリーに行事の案内や募集情報、啓発情報を発信した。	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	タイムリーかつ正確な情報発信を徹底する。 より多くの市民に情報が伝わるよう、インターネットの活用方法等を検討していく。	人権課題	人権全般
事業名	市政だより 人権特集記事の制作	所管課	保健福祉局人権文化推進課
事業・取組の内容	人権に関する情報を広く市民に提供し、人権意識の高揚を図るため、市政だよりに人権特集記事を掲載する。		
令和6年度実施状況	「思い込み」や差別への「無関心」について、「人権の約束事運動(ほっとハート北九州)」、人権推進センターの取組紹介のほか「福岡県同和問題啓発強調月間」の行事案内を掲載、広報した。	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	今後も、多様化する人権課題について対応するとともに、手にとって読んでもらえるような紙面づくりの工夫や、誰もが理解しやすく気付きを与えるような内容を検討していく。	人権課題	人権全般

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

事業名	視聴覚教材、CMの制作・放送	所管課	保健福祉局人権文化推進課
事業・取組の内容	人権に関する情報を幅広く市民に分かりやすく、効果的に伝えるため、ラジオ番組やT V CM、動画を活用した啓発を行う。		
令和6年度実施状況	①人権を考える5分間のラジオ番組「明日への伝言板」の放送、CD教材、YouTube配信による音源活用 ②T V CMや啓発動画の制作・放送 ③映画館やスポーツチームホームゲームでの啓発動画の放映 ④ライブラリーでの人権啓発DVDの貸出し などを実施。	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	市民の共感と理解を得られる人権啓発を推進するため、インターネットやその他の広報手段等、より効果的な活用方法を検討していく。	人権課題	人権全般
事業名	市政だより、SNS等での啓発	所管課	市長公室広報戦略課
事業・取組の内容	(市政だより) 市政だよりにて、市民の关心や理解を深める記事を掲載する。 (公式SNSアカウント) 市公式SNSアカウントにて、人権に関する投稿を適宜実施する。 (モニター広告) 各区役所等に設置のモニター等で人権に関する動画等を放映する。		
令和6年度実施状況	(市政だより) ・令和4年7月1日号：「人権擁護委員ってどんな人～人権について考えよう～」 ・令和5年4月15日号：「ジェンダー平等の実現」 ・令和5年7月1日号：「性の多様性」 ・令和6年7月1日号：「自分事として捉えよう～「思い込み」や差別への「無関心」」 (市政テレビ) ・令和4年度 市政テレビ「今日の焦点・北九州」（毎週日曜日17:25～17:30 3分尺）のお知らせ・CMコーナーにて、人権15秒CMを適宜放映。 ・令和5～6年度 市政テレビ「ちょっと北九見つけてきました！」（毎週土曜日20:54～21:00 3分尺）の15秒お知らせ枠にて、人権に関する内容を放映。 (公式SNSアカウント) ・市公式SNSアカウント「北九州市」(X、Facebook) 及び北九州市公式LINEにて、人権に関する投稿を実施。 (モニター広告) ・各区役所等に設置のモニター等で人権に関する動画を放映。	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	(市政だより) 人権に関する記事は、性的少数者に関する問題や同和問題の歴史的背景や人権啓発など難しい内容になりがちである。引き続き市民の关心提起のため関係課と連携し掲載内容等を工夫していく。	人権課題	人権全般
④ 市民が積極的に人権啓発活動に取り組むための支援			
事業名	人権推進センター人権文化推進課の図書・ビデオライブラリーの整備・充実(再掲)	所管課	保健福祉局人権文化推進課
事業・取組の内容	市民や市内各種団体、企業等が実施する人権学習や人権研修を支援するため、人権推進センター人権文化推進課において、人権啓発DVDや人権に関する図書の貸出し及び閲覧ができるライブラリーの整備と充実を図る。		
令和6年度実施状況	DVD貸出：貸出本数469本（871回再生・18,316人視聴） DVD新規購入14枚 来所者数約500人	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	企業や市民からのニーズを把握し、DVD、図書の整備を充実する。また、多様化、複雑化する人権課題に対応するため、人権を取り巻く情勢等の把握に努める。	人権課題	人権全般

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

第4章 人権教育・人権啓発の推進						
【基本的な視点】			・自分自身の課題としての人権教育・人権啓発の推進 ・市民の理解と共感を得る人権教育・人権啓発の推進			
2-(2)【人権啓発】 ② 人材育成の充実						
人権啓発推進者がより積極的に活動できるよう養成講座の充実や活動の場づくりを進めます。 また、地域の人権啓発活動をコーディネートする人材を育成します。						
① 人権啓発推進者の組織化（ネットワーク化）等による人権啓発活動の充実						
事業名	人権啓発推進者の養成(再掲)	所管課	保健福祉局人権文化推進課			
事業・取組の内容	行政、地域、企業等における人権研修・人権啓発担当者を対象に、人権啓発推進者に必要な知識の習得等を目的として実施。この講座を通じて、人権問題についての知識を深めるとともに、効果的な研修計画実施の手法等を幅広く学ぶ。					
令和6年度実施状況	令和6年度は基礎編63人、発展編45人、人権啓発コーディネーター養成講座24人が受講。基礎編では北九州市の人権行政指針等、人権課題（同和問題（部落差別）、子ども、障害のある人）について、発展編では人権課題（性的マイノリティ、インターネット、ハラスメント）を専門とする講師による講座、コーディネーター養成講座では、ファシリテーターとしての知識を学ぶ講座とした。			評価 概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	人権研修担当者の受講者数の拡大と資質向上のため、実施方法や研修プログラムの見直しを行い充実を図る。			人権課題 人権全般		
② 広範な市民や市民活動団体への呼びかけなど人権啓発推進者の裾野の拡大						
事業名	人権啓発推進者の養成(再掲)	所管課	保健福祉局人権文化推進課			
事業・取組の内容	行政、地域、企業等における人権研修・人権啓発担当者を対象に、人権啓発推進者に必要な知識の習得等を目的として実施。この講座を通じて、人権問題についての知識を深めるとともに、効果的な研修計画実施の手法等を幅広く学ぶ。					
令和6年度実施状況	令和6年度は基礎編63人、発展編45人、人権啓発コーディネーター養成講座24人が受講。基礎編では北九州市の人権行政指針等、人権課題（同和問題（部落差別）、子ども、障害のある人）について、発展編では人権課題（性的マイノリティ、インターネット、ハラスメント）を専門とする講師による講座、コーディネーター養成講座では、ファシリテーターとしての知識を学ぶ講座とした。			評価 概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	人権研修担当者の受講者数の拡大と資質向上のため、実施方法や研修プログラムの見直しを行い充実を図る。			人権課題 人権全般		
事業名	やさしい精神保健福祉講座の開催(再掲)	所管課	保健福祉局 精神保健福祉センター			
事業・取組の内容	精神障害者の社会復帰・社会参加及び精神障害・疾患に対する一般市民の理解を促進するための講座を開催する。					
令和6年度実施状況	令和6年度やさしい精神保健福祉講座「依存症について知ろう」…令和6年9月20日（金）開催 15名参加			評価 概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	開催時期や周知方法に関わらず、参加人数は安定しない傾向にある。そのため、社会動向や参加者のニーズを踏まえて内容の見直しを図るとともに、今後もできる限り多くの媒体を利用し、周知していく。					
事業名	ゲートキーパー養成研修の実施(再掲)			保健福祉局 精神保健福祉センター		
事業・取組の内容	地域において、自殺対策を広く効果的な推進を図ることを目的として、自殺防止のために早期対応の中心的役割を果たす人材（ゲートキーパー）を養成するため、次の3種の研修を行う。①職員向け研修、②かかりつけ医うつ病対応力向上研修、③民生委員・ケアマネージャー等対象の研修					
令和6年度実施状況	①職員向け研修 R4:6回、延453名 R5:6回、延528名 R6:8回、延296名 ②かかりつけ医うつ病対応力向上研修 R4:1回、59名 R5:1回、65名 R6:1回、65名 ③民生委員・ケアマネージャー等対象の研修 R4:70回、延2,533名 R5:73回、延3,464名 R6:64回、延3,039名			評価 概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	関係部署・窓口及び関係団体との連携を強化することで、効率的・効果的な事業展開を図ることが求められる。			人権課題 人権全般		
事業名	自殺対策出前講座の実施			保健福祉局 精神保健福祉センター		
事業・取組の内容	自殺対策に関する啓発及びうつ病等の精神疾患の正しい理解を得るために、市民センター等において出前講座を実施する。					
令和6年度実施状況	【回数】R4:57回、R5:55回、R6:55回 【参加人数（延）】R4:2,222回、R5:2,819回、R6:1,915回			評価 概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	これまで講座を実施または受講したことのない人にその機会を提供するため、自殺対策及び本事業について広報・啓発をより強化する必要がある。					
				人権課題 人権全般		

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

③ 地域交流センター等職員の人権啓発推進者としての研修の充実			
事業名	人権啓発推進者の養成(再掲)	所管課	保健福祉局人権文化推進課
事業・取組の内容	行政、地域、企業等における人権研修・人権啓発担当者を対象に、人権啓発推進者に必要な知識の習得等を目的として実施。この講座を通じて、人権問題についての知識を深めるとともに、効果的な研修計画実施の手法等を幅広く学ぶ。		
令和6年度実施状況	令和6年度は基礎編63人、発展編45人、人権啓発コーディネーター養成講座24人が受講。基礎編では北九州市の人権行政指針等、人権課題（同和問題（部落差別）、子ども、障害のある人）について、発展編では人権課題（性的マイノリティ、インターネット、ハラスメント）を専門とする講師による講座、コーディネーター養成講座では、ファシリテーターとしての知識を学ぶ講座とした。	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	人権研修担当者の受講者数の拡大と資質向上のため、実施方法や研修プログラムの見直しを行い充実を図る。	人権課題	人権全般
事業名	同和対策課・地域交流センター職員の資質向上(再掲)	所管課	保健福祉局同和対策課
事業・取組の内容	人権文化のまちづくりを推進するため、地域交流センターや同和対策課、人権文化推進課の職員を対象に、初年度研修、人権啓発推進者養成講座、人権相談従事者研修、運動団体が主催する研究集会等、各種研修に参加・受講させ、資質を高める。		
令和6年度実施状況	人権推進センター新任職員研修（平成17年度～）、地域交流センター職員マナー研修（平成23年度～）、人権啓発推進者養成講座・基礎編（平成17年度～）、同・発展編（平成18年度～）、同・コーディネーター編（平成25年度～）、人権相談従事者研修[主催：福岡県]（平成20年度～）、全隣協、県隣協研修会（平成17年度～）、各種研究集会（平成17年度～）等	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	継続的な取組みが必要。	人権課題	人権全般
④ 地域の人権啓発の核となる人権啓発コーディネーターの育成			
事業名	人権啓発推進者の養成(再掲)	所管課	保健福祉局人権文化推進課
事業・取組の内容	行政、地域、企業等における人権研修・人権啓発担当者を対象に、人権啓発推進者に必要な知識の習得等を目的として実施。この講座を通じて、人権問題についての知識を深めるとともに、効果的な研修計画実施の手法等を幅広く学ぶ。		
令和6年度実施状況	令和6年度は基礎編63人、発展編45人、人権啓発コーディネーター養成講座24人が受講。基礎編では北九州市の人権行政指針等、人権課題（同和問題（部落差別）、子ども、障害のある人）について、発展編では人権課題（性的マイノリティ、インターネット、ハラスメント）を専門とする講師による講座、コーディネーター養成講座では、ファシリテーターとしての知識を学ぶ講座とした。	評価	概ね指針どおり
現状の課題・今後の見通し	人権研修担当者の受講者数の拡大と資質向上のため、実施方法や研修プログラムの見直しを行い充実を図る。	人権課題	人権全般

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

第4章 人権教育・人権啓発の推進						
【基本的な視点】 ・自分自身の課題としての人権教育・人権啓発の推進 ・市民の理解と共感を得る人権教育・人権啓発の推進			・生涯にわたる多様な人権教育・人権啓発の推進			
2-(2)【人権啓発】 ③ 地域における啓発活動の推進						
地域のあらゆる機会や場を通じて人権について学ぶ機会の拡充に努めます。 また、地域住民の自主的、主体的な活動を支援します。						
① 地域交流センターや市民センターにおける学ぶ機会の拡充						
事業名	地域交流センター人権啓発事業及び地域交流事業	所管課	保健福祉局同和対策課			
事業・取組の内容	地域交流センターにおいて人権啓発に係るイベントや人権講演会など（人権啓発事業）を実施し、また、各種講座やクラブ活動、レクレーション事業（地域交流事業）を実施することにより、地域住民の人と人とのふれあい交流を図りながら、人権への理解を深めてもらうもの。					
令和6年度 実施状況	人権啓発事業実施数 R4:32事業、R5:41事業、R6:48事業 地域交流事業：クラブ活動参加者数 R4:42, 033人、R5:42, 450人、R6:44, 884人 地域交流事業：講座・講演会等参加者数 R4:30, 110人、R5:32, 548人、R6:33, 171人			評価 概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	講座や講演の開催にあたっては、地域住民のニーズに沿った内容、DXを活用した広報周知、希望者が受講しやすい曜日や時間設定など、引き続き注力していく。			人権課題 人権全般		
② 人権啓発推進者や人権啓発コーディネーターによる家庭、学校、地域、職域等での学ぶ機会の拡充						
事業名	人権啓発推進者の養成(再掲)	所管課	保健福祉局人権文化推進課			
事業・取組の内容	行政、地域、企業等における人権研修・人権啓発担当者を対象に、人権啓発推進者に必要な知識の習得等を目的として実施。この講座を通じて、人権問題についての知識を深めるとともに、効果的な研修計画実施の手法等を幅広く学ぶ。					
令和6年度 実施状況	令和6年度は基礎編63人、発展編45人、人権啓発コーディネーター養成講座24人が受講。基礎編では北九州市の人権行政指針等、人権課題（同和問題（部落差別）、子ども、障害のある人）について、発展編では人権課題（性的マイノリティ、インターネット、ハラスメント）を専門とする講師による講座、コーディネーター養成講座では、ファシリテーターとしての知識を学ぶ講座とした。			評価 概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	人権研修担当者の受講者数の拡大と資質向上のため、実施方法や研修プログラムの見直しを行い充実を図る。			人権課題 人権全般		
③ 市民ニーズや地域の実情に応じた啓発活動への支援						
事業名	人権啓発モニター(再掲)	所管課	保健福祉局人権文化推進課			
事業・取組の内容	人権推進センターが実施している各種人権啓発事業の事業効果を把握するため、毎年度ごとに人権啓発モニターを募集(市内に居住・通勤・通学する18歳以上、100名程度)。各種人権啓発事業への参加（視聴、閲覧）を依頼し、年2回アンケートを実施。					
令和6年度 実施状況	【モニター数】 R4:74名 R5:74名 R6:76名			評価 概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	モニターへの参加人数を増やし、より多くの方の意見を把握するため、募集方法を工夫することが必要。 今後も同様に継続していく。			人権課題 人権全般		
④ 地域での人権学習への支援						
事業名	人権推進センター人権文化推進課の図書・ビデオライブラリーの整備・充実(再掲)	所管課	保健福祉局人権文化推進課			
事業・取組の内容	市民や市内各種団体、企業等が実施する人権学習や人権研修を支援するため、人権推進センター人権文化推進課において、人権啓発DVDや人権に関する図書の貸出し及び閲覧ができるライブラリーの整備と充実を図る。					
令和6年度 実施状況	DVD貸出：貸出本数469本（871回再生・18,316人視聴） DVD新規購入14枚 来所者数約500人			評価 概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	企業や市民からのニーズを把握し、DVD、図書の整備を充実する。また、多様化、複雑化する人権課題に対応するため、人権を取り巻く情勢等の把握に努める。			人権課題 人権全般		
事業名	ゲートキーパー養成研修の実施(再掲)	所管課	保健福祉局 精神保健福祉センター			
事業・取組の内容	地域において、自殺対策を広く効果的な推進を図ることを目的として、自殺防止のために早期対応の中心的役割を果たす人材（ゲートキーパー）を養成するため、次の3種の研修を行う。①職員向け研修、②かかりつけ医うつ病対応力向上研修、③民生委員・ケアマネージャー等対象の研修					
令和6年度 実施状況	①職員向け研修 R4:6回、延453名、R5:6回、延528名、R6:8回、延296名 ②かかりつけ医うつ病対応力向上研修 R4:1回、59名、R5:1回、65名、R6:1回、65名 ③民生委員・ケアマネージャー等対象の研修 R4:70回、延2,533名、R5:73回、延3,464名、R6:64回、延3,039名			評価 概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	関係部署・窓口及び関係団体との連携を強化することで、効率的・効果的な事業展開を図ることが求められる。			人権課題 人権全般		

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

事業名	自殺対策出前講座の実施(再掲)	所管課	保健福祉局 精神保健福祉センター
事業・取組の内容	自殺対策に関する啓発及びうつ病等の精神疾患の正しい理解を得るために、市民センター等において出前講座を実施する。		
令和6年度実施状況	【回数】R4：57回、R5：55回、R6：55回 【参加人数（延）】R4：2,222回、R5：2,819回、R6：1,915回	評価	概ね指針どおり
現状の課題 ・今後の見通し	これまで講座を実施または受講したことのない人にその機会を提供するため、自殺対策及び本事業について広報・啓発をより強化する必要がある。	人権課題	人権全般

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

第4章 人権教育・人権啓発の推進						
【基本的な視点】			・自分自身の課題としての人権教育・人権啓発の推進 ・市民の理解と共感を得る人権教育・人権啓発の推進			
2-(2)【人権啓発】 ④ 企業の啓発活動への支援						
企業の効果的な人権研修や人権に配慮した企業活動を推進するための支援を積極的に行います。						
① 企業研修を充実させるための人権啓発推進者の養成支援						
事業名	人権啓発推進者の養成(再掲)	所管課	保健福祉局人権文化推進課			
事業・取組の内容	行政、地域、企業等における人権研修・人権啓発担当者を対象に、人権啓発推進者に必要な知識の習得等を目的として実施。この講座を通じて、人権問題についての知識を深めるとともに、効果的な研修計画実施の手法等を幅広く学ぶ。					
令和6年度 実施状況	令和6年度は基礎編63人、発展編45人、人権啓発コーディネーター養成講座24人が受講。基礎編では北九州市の人権行政指針等、人権課題（同和問題（部落差別）、子ども、障害のある人）について、発展編では人権課題（性的マイノリティ、インターネット、ハラスメント）を専門とする講師による講座、コーディネーター養成講座では、ファシリテーターとしての知識を学ぶ講座とした。			評価 概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	人権研修担当者の受講者数の拡大と資質向上のため、実施方法や研修プログラムの見直しを行い充実を図る。			人権課題 人権全般		
② 講師情報や啓発資料・教材等の提供など人権研修への支援						
事業名	人権推進センター人権文化推進課の図書・ビデオライブラリーの整備・充実(再掲)	所管課	保健福祉局人権文化推進課			
事業・取組の内容	市民や市内各種団体、企業等が実施する人権学習や人権研修を支援するため、人権推進センター人権文化推進課において、人権啓発DVDや人権に関する図書の貸出し及び閲覧ができるライブラリーの整備と充実を図る。					
令和6年度 実施状況	DVD貸出：貸出本数469本（871回再生・18,316人視聴）	DVD新規購入14枚	来所者数約500人	評価 概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	企業や市民からのニーズを把握し、DVD、図書の整備を充実する。また、多様化、複雑化する人権課題に対応するため、人権を取り巻く情勢等の把握に努める。			人権課題 人権全般		
③ 企業等が効果的に人権啓発活動に取り組むための支援（再掲）						
事業名	北九州市人権問題啓発推進協議会への支援(再掲)	所管課	保健福祉局人権文化推進課			
事業・取組の内容	北九州市人権問題啓発推進協議会は、人権問題の解決、人権尊重意識の高揚を図るための啓発活動等を行うことを目的に、市内の企業、市民団体、行政機関などが会員として参加する組織で、北九州市、北九州市教育委員会等と連携し、研修会、講演会の開催や、人権啓発研究集会等への会員の研修派遣、人権啓発資料の作成及び配布や啓発DVD等の整備、貸出などの事業を行う。 事務局を人権推進センター内に置いて連携を図るとともに、協議会の機能・役割の充実を目的として、事業に要する経費の一部を助成する。					
令和6年度 実施状況	協議会が行った全会員研修会（2回）、啓発資料の作成・配布、会員の研修会派遣などの研修、啓発事業への助成を行ったほか、連携、協働して取組みを推進した。			評価 概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	協議会は、順調に事業を実施しており、人権啓発や企業・地域での人権啓発推進者の養成等に寄与しているが、新規会員の確保が課題である。今後とも協議会の機能が充実するよう、新規会員の開拓への支援や、事業への協力、連携、人権情報の共有などに努める。			人権課題 人権全般		

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

第4章 人権教育・人権啓発の推進						
【基本的な視点】 ・自分自身の課題としての人権教育・人権啓発の推進 ・市民の理解と共感を得る人権教育・人権啓発の推進			・生涯にわたる多様な人権教育・人権啓発の推進			
2-(2)【人権啓発】 ⑤ 人権啓発ネットワークの充実						
市民活動団体等と人権啓発に関する情報交換や協働事業を行うなど人権啓発のネットワークを充実します。 市民が気軽に交流できる機会と場の提供に努めます。						
① 市民活動団体等との連携による人権啓発活動の充実						
事業名	ふれあいフェスタの開催(再掲)	所管課	保健福祉局人権文化推進課			
事業・取組の内容	人権に関する講演会やパネル展示、人権・福祉団体との連携によるステージイベントや出展（活動の紹介・展示・販売）などを行い、明るく楽しい雰囲気の中で人権の大切さについて考えるイベントを実施する。					
令和6年度実施状況	日時 11月24日（日）11：00～16:30 場所 ウェルとばた大ホール、交流プラザほか 内容 人権講演会（弁護士菊地幸夫）、ふれあいステージ（NHK体操のお兄さん福尾誠）、人権・福祉団体出展、人権相談など 来場者アンケートでは、回答者の約95パーセントの方が「イベントに参加して、人権問題についての関心や理解が、『大変深まった』もしくは『おおむね深まった』』と回答しており、高い啓発効果が得られたと考える。	評価	概ね指針どおり			
現状の課題・今後の見通し	より啓発効果の高いイベントとするため、また、来場者の増加を図るために、開催内容の見直し、検討を行う。			人権課題 人権全般		
事業名	自助グループ(セルフヘルプ・グループ)の支援(再掲)	所管課	保健福祉局 精神保健福祉センター			
事業・取組の内容	自助グループ（セルフヘルプ・グループ）とは、同じ悩みや問題を抱える人が集うことにより、互いに悩みをわかち合い、わかりあえるという体験を通して、問題からの回復や悩みに対処する力を得るものである。周囲の人に対し、当事者が抱える依存症や精神障害といった問題への理解を求めるを目指す活動を行なうグループもある。 そこで、市民活動としての自助グループの活動を支援するとともに、市民に対し、自助グループの重要性と問題への理解を求めるための啓発を行う。 (1)セルフヘルプ・フォーラムの開催 市民に対し、自助グループの重要性と問題について啓発するとともに、自助グループに関する情報提供と自助グループとの出会いの場を提供することを目的に、体験発表・講演・モデルミーティング等を行う。 (2)北九州セルフハート会議 北九州市を中心に活動する自助グループのネットワーク会議として開催。セルフヘルプ・フォーラムの実行委員会としての役割も果たす。また、毎年、各グループの情報をまとめた情報誌を作成し、市民へ配布している。					
令和6年度実施状況	(1)セルフヘルプ・フォーラム…令和6年11月3日（日・祝）開催 105名参加 (2)北九州セルフハート会議（毎月第4月曜日）…計11回開催	評価	概ね指針どおり			
現状の課題・今後の見通し	セルフハート会議は、参加者や参加グループが固定化されつつあるのに加え、参加人数も減少傾向にある。新たなグループの参加が増えるよう、広報や会議の開催方法等についても検討する必要がある。	人権課題	人権全般			
② 人権情報の交換や交流等市民活動の交流を促進する機会と場の提供						
事業名	人権推進センター人権文化推進課の図書・ビデオライブラリーの整備・充実(再掲)	所管課	保健福祉局人権文化推進課			
事業・取組の内容	市民や市内各種団体、企業等が実施する人権学習や人権研修を支援するため、人権推進センター人権文化推進課において、人権啓発DVDや人権に関する図書の貸出し及び閲覧ができるライブラリーの整備と充実を図る。					
令和6年度実施状況	DVD貸出：貸出本数469本（871回再生・18,316人視聴） DVD新規購入14枚 来所者数約500人	評価	概ね指針どおり			
現状の課題・今後の見通し	企業や市民からのニーズを把握し、DVD、図書の整備を充実する。また、多様化、複雑化する人権課題に対応するため、人権を取り巻く情勢等の把握に努める。	人権課題	人権全般			
事業名	ふれあいフェスタの開催(再掲)	所管課	保健福祉局人権文化推進課			
事業・取組の内容	人権に関する講演会やパネル展示、人権・福祉団体との連携によるステージイベントや出展（活動の紹介・展示・販売）などを行い、明るく楽しい雰囲気の中で人権の大切さについて考えるイベントを実施する。					
令和6年度実施状況	日時 11月24日（日）11：00～16:30 場所 ウェルとばた大ホール、交流プラザほか 内容 人権講演会（弁護士菊地幸夫）、ふれあいステージ（NHK体操のお兄さん福尾誠）、人権・福祉団体出展、人権相談など 来場者アンケートでは、回答者の約95パーセントの方が「イベントに参加して、人権問題についての関心や理解が、『大変深まった』もしくは『おおむね深まった』』と回答しており、高い啓発効果が得られたと考える。	評価	概ね指針どおり			
現状の課題・今後の見通し	より啓発効果の高いイベントとするため、また、来場者の増加を図るために、開催内容の見直し、検討を行う。	人権課題	人権全般			
事業名	スポーツ連携事業(再掲)	所管課	保健福祉局人権文化推進課			
事業・取組の内容	スポーツに関わる幅広い年齢層の市民に向けて、人権意識を高めるため、影響力のあるプロスポーツチームと連携した人権啓発を実施する。					
令和6年度実施状況	ギラヴァンツ北九州及びトヨタヴェルブリッツと連携し、計3回のホームゲーム試合にて、大型ビジョンでの啓発動画放映、ブースの設置、啓発冊子やチラシ等の配布を行い、延べ約23,000人の来場者に対して啓発活動を実施した。	評価	概ね指針どおり			
現状の課題・今後の見通し	今後も様々なスポーツチームと連携した効果の高い啓発活動を実施する。	人権課題	人権全般			

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

第4章 人権教育・人権啓発の推進					
【基本的な視点】		・自分自身の課題としての人権教育・人権啓発の推進 ・市民の理解と共感を得る人権教育・人権啓発の推進			
2-(2)【人権啓発】 ⑥ 調査・研究機能の充実					
人権に関する情報の収集や人権啓発に関する調査・研究に努めるとともに、市民のニーズや事業効果を把握し、効果的な啓発活動に努めます。					
① 大学・研究機関等との連携による人権情報の収集や啓発手法等の調査・研究					
事業名	「人権問題に関する市民意識調査」の実施	所管課	保健福祉局人権文化推進課		
事業・取組の内容	市民の意識の現状を把握し、今後の人権行政を一層推進していくことを目的として、1976（昭和51）年以来、5年ごとに人権問題に関する市民意識調査を実施する。1995（平成7）年までは主として同和問題（部落差別）を中心に実施し、2000（平成12）年からは人権問題全般に関する調査を実施。				
令和6年度 実施状況	分析結果の周知及び啓発等への活用を図る。		評価 概ね指針どおり		
現状の課題 ・今後の見通し	引き続き、人権に関する市民の意識の現状を把握し啓発事業の参考とするための意識調査を継続していく。 令和7年9月、市民意識調査（第11次）を実施。		人権課題 人権全般		
事業名	(公財)人権教育啓発推進センターからの人権情報の収集	所管課	保健福祉局人権文化推進課		
事業・取組の内容	(公財) 人権教育啓発推進センター（以下「センター」という。）の会員となり、人権啓発に有効な情報収集を行う。				
令和6年度 実施状況	①センターが発行する人権教育啓発情報誌「アイユ」、人権啓発冊子を行政、企業、関係団体や市民向け啓発に活用した。 ②センターの講師派遣事業（1会員につき1名無料）を利用し、講師を招へいした。		評価 概ね指針どおり		
現状の課題 ・今後の見通し	複雑化・多様化する人権問題について、有益な情報を保有する（公財）人権教育啓発推進センターを効果的に活用し、国等の人権問題に関する情報を的確に収集・研究していく。		人権課題 人権全般		
② 市民ニーズや事業効果の把握（再掲）					
事業名	人権啓発モニター（再掲）	所管課	保健福祉局人権文化推進課		
事業・取組の内容	人権推進センターが実施している各種人権啓発事業の事業効果を把握するため、毎年度ごとに人権啓発モニターを募集（市内に居住・通勤・通学する18歳以上、100名程度）。各種人権啓発事業への参加（視聴、閲覧）を依頼し、年2回アンケートを実施。				
令和6年度 実施状況	【モニター数】 R4：74名 R5：74名 R6：76名		評価 概ね指針どおり		
現状の課題 ・今後の見通し	モニターへの参加人数を増やし、より多くの方の意見を把握するため、募集方法を工夫することが必要。 今後も同様に継続していく。		人権課題 人権全般		

「北九州市人権行政指針関係事業の概要」(令和7年度版)

第4章 人権教育・人権啓発の推進					
【基本的な視点】		・自分自身の課題としての人権教育・人権啓発の推進 ・市民の理解と共感を得る人権教育・人権啓発の推進			
2-(2)【人権啓発】 ⑦ 北九州市人権問題啓発推進協議会の活動の充実					
人権啓発を推進するうえで重要な役割を果たす、市内企業、自治会、行政機関等で組織された「北九州市人権問題啓発推進協議会」の活動が充実するための連携や支援を強化します。					
① 北九州市人権問題啓発推進協議会の組織や活動の活性化に対する連携・支援					
事業名	北九州市人権問題啓発推進協議会への支援(再掲)	所管課	保健福祉局人権文化推進課		
事業・取組の内容	北九州市人権問題啓発推進協議会は、人権問題の解決、人権尊重意識の高揚を図るための啓発活動等を行うことを目的に、市内の企業、市民団体、行政機関などが会員として参加する組織で、北九州市、北九州市教育委員会等と連携し、研修会、講演会の開催や、人権啓発研究集会等への会員の研修派遣、人権啓発資料の作成及び配布や啓発DVD等の整備、貸出などの事業を行う。 事務局を人権推進センター内に置いて連携を図るとともに、協議会の機能・役割の充実を目的として、事業に要する経費の一部を助成する。				
令和6年度実施状況	協議会が行った全会員研修会（2回）、啓発資料の作成・配布、会員の研修会派遣などの研修、啓発事業への助成を行ったほか、連携、協働して取組みを推進した。	評価	概ね指針どおり		
現状の課題・今後の見通し	協議会は、順調に事業を実施しており、人権啓発や企業・地域での人権啓発推進者の養成等に寄与しているが、新規会員の確保が課題である。今後とも協議会の機能が充実するよう、新規会員の開拓への支援や、事業への協力、連携、人権情報の共有などに努める。	人権課題	人権全般		